

第4章 まちづくりの課題

第4章 まちづくりの課題

4-1 まちの変化要因

都市の変化要因については、平成16年の時点修正以降、事業の推進により完了となった事業、事業化された構想、計画があります。また、社会・経済情勢の変化により、事業内容が見直され廃止になった事業及び構想、計画があります。

本市のまちづくりにあたって、変化要因として考慮すべき各種事業の構想、計画や推進中の事業は以下のとおりです。

① 都市整備

- ◆ 下益見土地区画整理事業

② 産業基盤整備

- ◆ 東濃研究学園都市構想

③ 都市施設整備

- ◆ 瑞浪市民公園再整備事業
- ◆ 土岐川護岸整備
- ◆ 中学校学区再編に伴う施設整備

④ 道路整備

- ◆ (仮称) 瑞浪恵那道路
- ◆ (仮称) 東濃西部都市間連絡道路

↑各種事業、構想・計画に関して変更を加えました

第4章 まちづくりの課題

4-1 まちの変化要因

本市のまちづくりにあたって、まちの変化要因として考慮すべき各種事業、構想・計画や平成23年の時点修正以降の変化は、以下の通りです。

① 市街地整備

- ◆ 下益見土地区画整理事業
 - ・平成25年9月に事業が完了しました。

② 産業基盤整備

- ◆ 東濃研究学園都市構想
 - ・瑞浪インターインター北側に瑞浪超地層研究所、東濃地震科学研究所、サイエンスワールドといった概ね構想通りの機能が立地し、瑞浪クリエイション・パークへの企業誘致も順調に進んだことから、構想の収束に向けての手続きが行われる見込みです。
- ◆ 工業用地等創出事業
 - ・市内の工業団地に適した用地を調査し、新たな工業団地の開発を目指した取組が進められています。

③ 都市施設整備

- ◆ 市民公園文化施設再整備計画策定事業
 - ・文化拠点としてさらに充実させるため、市民公園内の文化施設の再編に向けた検討が進められる予定です。
- ◆ 広域河川改修事業（土岐川の整備促進）
 - ・集中豪雨などに伴う浸水被害の防止や水辺環境の維持、憩いの場、交流の場としての整備が進められています。
- ◆ 中学校統合推進事業
 - ・瑞陵中学校、日吉中学校、釜戸中学校の統合校である瑞浪北中学校は、平成31年（2019年）4月の開校を目指して整備が進められています。なお、平成28年4月には稻津中学校、陶中学校の統合校である瑞浪南中学校が開校しています。

④ 道路整備

- ◆ 瑞浪恵那道路
 - ・平成26年4月に都市計画決定（3・4・1 国道19号線）され、平成27年4月より事業化されています。
- ◆ 東濃西部都市間連絡道路
 - ・東濃研究学園都市構想の支援、中央地域における東西軸の強化を図る道路として、実現に向けた活動が続けられています。

※「4-2」まちづくりの変化要因

⑤ その他

◆ 瑞浪市景観計画策定事業、街なみ環境整備事業

- ・平成27年12月に瑞浪市景観計画が策定され、良好な景観の形成に向けて、景観重点区域の指定など、具体的な取組が進められる予定です。

◆ 瑞浪市まちづくり基本条例

- ・まちづくりに関する市民の役割や行政・議会の責任を明文化し、まちづくりの基本ルールを定めた「瑞浪市まちづくり基本条例」が、平成27年7月から施行され、住民主体のまちづくりに向けた取組が進められています。

4-2 まちづくりの課題**① 安心・快適で個性豊かな都市環境の創造**

本市の市街地における基盤整備は概ね完了していますが、人口の減少や住宅需要の落ち込みなど、地域活力が失われつつあり、より暮らしやすい生活環境の確保が課題となっています。JR瑞浪駅周辺では、(都)公園線や駅前広場などの整備が完了するなど本市の中心部として機能強化が進んでおり、今後も魅力ある中心市街地として活性化を図る必要があります。一方で、その周辺では、用途地域内の農地など低未利用地が残っており、適正な土地利用の誘導により、良好な居住環境を確保していく必要があります。

市内に点在する集落地においては、高齢化や過疎化に伴う地域活力の低下への対策が喫緊の課題となっており、地域の特性を踏まえた適正な土地利用の誘導と基盤整備による快適で暮らしやすい生活環境の確保が必要です。

また、学校においては少子化による児童および生徒の急速な減少が進んでおり、中学校では学校規模の縮小に伴い教育環境・条件等が制限されることが予想されます。今後は、地域住民の意向を踏まえながら中学校の学区再編を進めていく必要があります。

さらに、都市全体において快適な生活の向上と防災機能の強化を図るべく、利用しやすい都市公園の適正な配置、河川や生活道路の整備を進めていく必要があります。

↑総合計画と整合を図るため文章内容を変更しています

**安心・快適で個性豊かな
都市環境の創造**

- 魅力あるJR瑞浪駅周辺地区の創出
- 市街地内の適正な土地利用の誘導
- 集落地における生活環境の確保
- 中学校の学区再編
- 快適で災害にも強い都市環境づくり

↑総合計画と整合を図るため内容を変更しています

4-2 まちづくりの課題

① 安心・快適で利便性の高い都市環境の創造

本市の市街地における基盤整備は概ね完了していますが、人口の減少・流出や開発需要の落ち込みなど、地域の活力が失われつつあり、**人口の集積・定着を促す居住環境**の確保が課題となっています。JR瑞浪駅周辺では**駅前広場の整備が完了し**、本市の中心部として機能強化が進んでいます。**多様な都市機能の集積などにより一層の魅力の向上・活性化**を図る必要があります。また、用途地域内の市街地には農地や空地などの低未利用地が残っており、適切な土地利用の規制・誘導により、**人口の集積・定着を促し**、良好な居住環境を確保していくことが必要です。

市内に点在する集落地では、高齢化や過疎化に伴う地域活力の低下への対策が喫緊の課題となっており、地域の特性を踏まえた適切な土地利用の誘導と基盤整備による快適で暮らしやすい生活環境の確保が必要です。

また、市内の学校では少子化による児童および生徒の急速な減少が進んでおり、充実した教育環境を確保するため、平成31年4月に中学校開校に向けて施設整備を進める必要があります。

さらに、都市全体において居住環境や生活利便性の向上と防災機能の強化を図るべく、**生活に身近な商業・サービス施設、医療・福祉施設の適切な配置、公園の充実、河川や生活道路の整備**を進めていく必要があります。

安心・快適で利便性の高い 都市環境の創造

- 魅力あるJR瑞浪駅周辺地区の創出
- 市街地内の適切な土地利用の誘導
- 集落地における生活環境の確保
- 中学校統合に向けた施設整備
- 生活に身近な都市機能の適切な配置
- 災害に強い都市環境づくり

② 圏域ネットワークの強化と交通網の充実

本市は、中央自動車道瑞浪インターチェンジや国道19号、JR中央本線瑞浪駅・釜戸駅が位置しており、名古屋や信州方面との広域的な交通アクセスに恵まれていますが、本市を含む東濃圏域や本市内の交通網については十分なネットワークが確保されていません。

東濃圏域においては、圏域内の各機能の連携強化を図るネットワークの確保による一体的な都市圏づくりを進めていく必要があります。

また、本市内においては、インターラーデンや瑞浪クリエイション・パークといった新機能導入にあわせた幹線道路の整備が順次進められてきましたが、市域が一体となった発展を図るために、市の中心部と市内各地域の連絡性を強化する幹線道路や、地域のニーズに沿った生活道路の整備を行うことにより、市内交通網をより一層充実させる必要があります。

交通施設については、コミュニティバス等、地域住民の交通手段の利便性を向上させるとともに、中学校区再編においては、生徒の通学手段を確保するための条件整備を検討する必要があります。

↑総合計画と整合を図るため文章内容を変更しています

圏域ネットワークの強化と 交通網の充実

- 東濃圏域内の都市間連絡の強化
- 市の中心部と市内各地域の連絡性の強化
- 市内に点在する観光交流施設の有機的なネットワークの確保

↑総合計画と整合を図るため内容を変更しています

② 圏域ネットワークの強化と交通網の充実

本市は、中央自動車道瑞浪インターチェンジや国道19号、JR中央本線瑞浪駅・釜戸駅が位置しており、名古屋や信州方面との広域的な交通アクセスに恵まれています。また、**将来的にはリニア中央新幹線による広域的な交通利便性の向上が見込まれています。**

しかし、本市を含む東濃圏域や市内の交通網については十分なネットワークが確保されているとはいはず、圏域内の各機能の連携強化を図るネットワークの確保による一体的な都市圏づくりを進めていく必要があります。

本市では、瑞浪インターチェンジ北側や瑞浪クリエイション・パークにおける新機能導入にあわせた幹線道路の整備が進められてきましたが、**市域の一体的な発展や広域的交通利便性の向上による交流拡大を図るために**は、市の中心部と市内各地域や観光交流施設の連絡性を強化する幹線道路や、地域のニーズに沿った生活道路の整備を行うことにより、**市内道路網**をより一層充実させる必要があります。**また、高齢化の進行や中学校統合などを踏まえ、コミュニティバスの維持・充実やデマンド交通の導入など、公共交通網の充実を図る必要があります。**

圏域ネットワークの強化と 交通網の充実

- 東濃圏域内の都市間連絡の強化
- 市の中心部と市内各地域**や観光交流施設**の連絡性の強化
- **公共交通網の維持・充実**

地域資源を活用した産業機能の強化**③ 活力に満ちた産業都市への転換**

本市では、これまで地場産業である窯業・土石業中心の産業構造を示してきましたが、陶磁器産業をはじめとする各種の産業が非常に厳しい状況にあり、市内の若者は働く場所を求めて市外へ流出していく傾向にあります。

そのため、伝統的産業としての陶磁器産業の活性化を図るとともに、瑞浪クリエイション・パークやインターラーニングなどにおける先端技術産業・研究開発機関の充実による「複合型産業構造への転換と新産業への支援」を進める必要があります。

一方、商業機能については、J R 瑞浪駅周辺における中心商業地の活性化や国道 19 号における沿道サービス施設の集積強化により、魅力的な商業環境を創出し、都市間競合への対応を図っていく必要があります。また、瑞浪市民公園や市内各地域に点在する観光交流施設における基盤の強化（アクセス性の強化、駐車場等の整備および公共交通輸送の確保）による交流人口の拡大を図ることも課題です。

農業については、従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地が増加しています。優良農地の確保のため、農業生産基盤整備を促進するとともに、営農組合など生産組織の担い手の育成、特産物の開発と定着、地産地消を推進し、新たな流通ルートを確立するなど、本市にあつた施策を展開していく必要があります。

↑総合計画と整合を図るため文章内容を変更しています

地域資源を活用した産業機能の強化

活力に満ちた**産業都市への転換**

- 複合型産業構造への転換と新産業への支援
- 中心商業地の活性化
- 国道 19 号における沿道サービス機能の強化
- 農業の振興

↑総合計画と整合を図るため内容を変更しています

③ 地域資源を活用した産業機能の強化

本市では、これまで地場産業である窯業・土石業を中心の産業構造を示してきましたが、陶磁器産業をはじめとする各種の産業が非常に厳しい状況にあり、市内の若者は就業の場を求めて市外へ流出していく傾向にあります。

そのため、伝統的産業としての陶磁器産業の活性化や瑞浪クリエイション・パークや瑞浪インター~~チ~~エンジ北側における先端技術産業・研究開発機関の充実による「複合型産業構造への転換と新産業への支援」を進めてきましたが、就業の場を市外に求める傾向は強まっており、新たな産業集積に向けた継続的な取組が必要とされています。

一方、商業については、JR瑞浪駅周辺における中心商業地の活性化や既に沿道型商業施設の集積がみられる国道19号や（一）上山田寺河戸線沿道における集積強化により、魅力的な商業環境を創出し、都市間競合への対応を図っていく必要があります。また、瑞浪市民公園や市内各地域に点在する観光交流施設における基盤の強化（道路・公共交通によるアクセス性の強化、駐車場の整備等）による交流人口の拡大を図ることも課題です。

農業については、従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地の増加が進行しています。優良農地を保全し農業生産基盤の整備を促進するとともに、生産組織や担い手の育成、特産物の開発と定着、地産地消の推進、新たな流通ルートの確立など、本市にあった農業振興施策を展開していく必要があります。

- 地域資源を活用した
産業機能の強化**
- 伝統的産業の活用や新たな産業機能の集積に向けた継続的な取組
 - 中心商業地の活性化
 - 国道19号や（一）上山田寺河戸線沿道における沿道サービス機能の強化
 - 観光交流施設における基盤の強化
 - 農業の振興

自然環境・歴史文化資源の保全・活用と都市景観の向上**④ ~~自然・歴史的伝統文化の保全・活用~~**

本市は市域の7割が森林であり、優れた自然環境を有しているほか、飛騨木曽川国定公園や竜吟峡などの景勝地、歴史的伝統資源である中山道細久手宿・大湫宿といった、自然・歴史的伝統文化に恵まれています。その他、土岐川周辺の憩いの場としての整備など、自然を活用した新たな交流施設の整備が進められています。

水源や防災、環境保全など多面的な機能を持つ森林の保全を図るとともに、地域活性化や参加型まちづくりをより一層推進するために、恵まれた自然・歴史環境の積極的な保全・活用によるゆとりとうるおいのある魅力的なまちづくり、および交流人口の拡大を目指していくことが必要です。

↑ 総合計画と整合を図るため文章内容を変更しています

自然環境・歴史文化資源の保全・活用と都市景観の向上

**~~自然・歴史的伝統文化の
保全・活用~~**

- 自然環境の保全と活用
- 市内各地域における自然・歴史的伝統文化をいかした観光交流施設の整備
- ゆとりとうるおいのある魅力的なまちづくり
- 交流人口の拡大による地域の活性化

↑ 総合計画と整合を図るため内容を変更しています

④ 自然環境・歴史文化資源の保全・活用と都市景観の向上

本市は市域の7割が森林であり、飛騨木曽川国定公園や竜吟峡などの景勝地といった自然環境、中山道細久手宿・大湫宿といった歴史文化資源に恵まれています。その他、土岐川周辺の憩いの場としての整備など、自然を活用した新たな交流施設の整備が進められています。

水源涵養、防災機能、環境保全機能などの多面的な機能を持つ森林や恵まれた自然環境・歴史文化資源の積極的な保全・活用を図るとともに、多様な主体と連携し、自然環境・歴史文化資源といった地域の個性を活かした、うるおいのある魅力的な都市景観の形成を推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を目指していくことが必要です。

自然・歴史文化資源の保全・活用と都市景観の向上

- 自然環境・歴史文化資源の保全と活用
- 自然環境・歴史文化資源と一体となった、うるおいのある魅力的な都市景観の形成
- 地域資源を活用した交流人口の拡大、地域の活性化

第5章 全体構想

第5章 全体構想

5-1 まちづくりの理念・目標

1. まちづくりの理念

本市は「瑞浪市まちづくり計画（第5次総合計画）」において、『安心・快適 私たちが創るみずなみのまち』を目標都市像としており、第4章のまちづくりの課題等を踏まえ、本市における目標都市像の実現を目指した計画的なまちづくりをおこなっていく指針として、都市計画マスターplanにおけるまちづくりの理念を以下のように設定します。

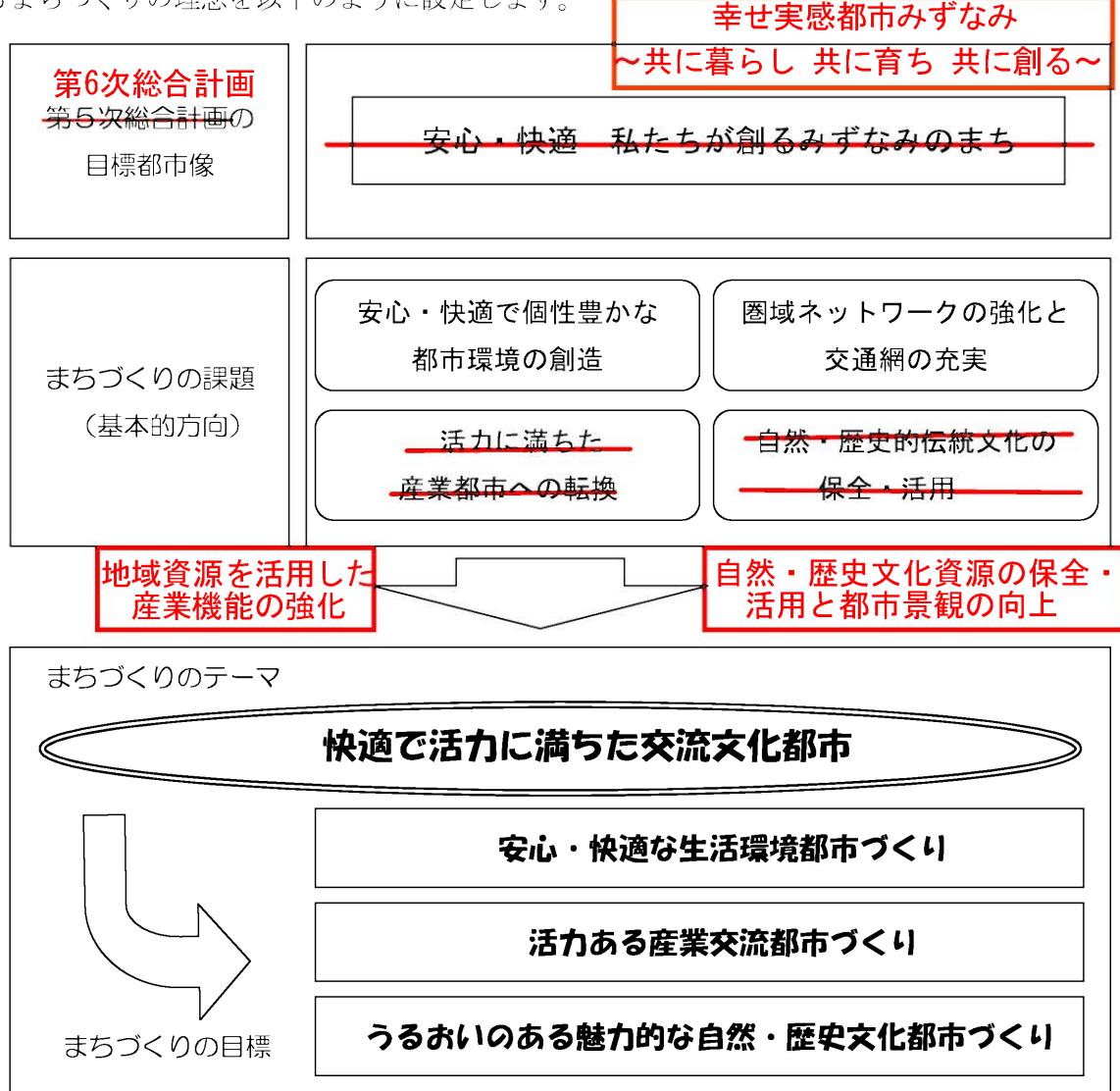


図 5.1 まちづくりのテーマ

第5章 全体構想

5-1 まちづくりの理念・目標

1. まちづくりの理念

本市は「第6次瑞浪市総合計画」において、『**幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～**』を将来都市像としており、第4章のまちづくりの課題などを踏まえ、本市における将来都市像の実現を目指した計画的なまちづくりをおこなっていく指針として、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの理念を以下のように設定します。

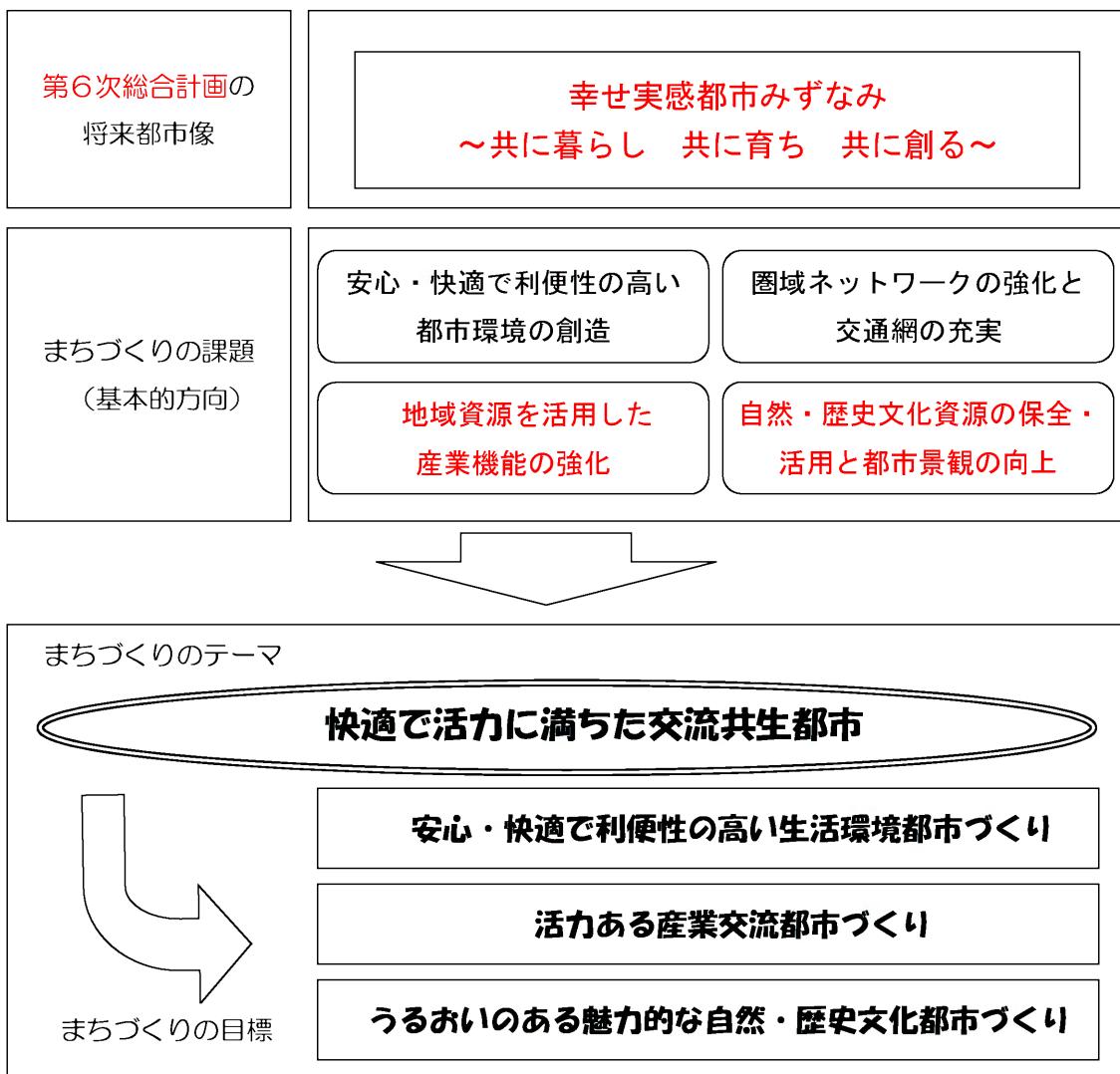


図 5.1 まちづくりのテーマ

2. まちづくりの目標 安心・快適で利便性の高い生活環境都市づくり

(1) ~~安心・快適な生活環境都市づくり~~

本市の市街地は、土岐川沿いの低地部に形成された農耕を中心とする集落形態の市街地が連担して形成されたものであり、これまで土地区画整理事業などの推進により、現行用途地域の半分以上の地区で基盤整備がなされてきました。また、本市の中心であるJR瑞浪駅周辺は、「~~都市核~~」と位置付けられ、都市計画道路や駅前広場、駐車場といった都市環境整備や、地域交流センターの建設など、市街地としての機能強化が進んでいます。今後は、整備された都市基盤について計画的な維持管理に努めるとともに、適正な土地利用を誘導することにより、利便性と良好な居住環境の確保を図ります。

市内に点在する集落地区については、上下水道や生活道路などの生活基盤整備に努め、快適で暮らしやすい生活環境を確保するとともに、地域の素材を十分活用し、「瑞浪らしさ」を強調した個性豊かなまちづくりを図ることにより、地域活力の再生を目指します。

以上より、市民一人ひとりがゆとりと魅力のある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むための生活基盤や大規模な災害に対する備えなど、安心できる快適な生活環境都市の実現を目指すものとします。なお、地域の個性化・活性化を図るために、地域住民と行政が協働して取り組むまちづくりシステムの構築を図っていくものとします。

また、交通事故や犯罪に対応するため、地域住民による防犯活動の推進等により、交通安全、防犯に対する環境の向上を図ります。また、防犯灯の設置等、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。さらに、中心市街地のにぎわいや、都市の魅力の向上、地域コミュニティの形成や住民との協働まちづくりによって、防犯性の高い都市づくりに努めます。

(2) 活力ある産業交流都市づくり

本市は古くから美濃焼の産地として栄え、約30年前には製造品出荷額の76%が窯業・土石製品であるなど、窯業中心の工業構造を展開してきました。現在は、瑞浪クリエイション・パークが整備され、インターラーデンにおける研究開発機関の充実など、「複合型産業構造への転換と新産業への支援」が進んでいます。

今後も陶磁器を中心とした地場産業の活性化を図るとともに、瑞浪クリエイション・パークの環境整備・アクセス強化を推進し、雇用の場の創出と産業構造の多角化を図ります。また、東濃圏域の各機能の連携を強化する圏域内ネットワークおよび都市内の交通網の整備・充実により、都市内のみならず広域的な活力ある産業交流の実現を図ります。

商業・観光業については、地域の特性をいかした商業拠点・観光拠点の形成を図り、有機的なネットワークによる市域全体での振興を目指します。JR瑞浪駅周辺地区における「都市核」および国道19号沿道におけるロードサイド型の商業地を展開するとともに、瑞浪市民公園周辺や点在する自然・歴史文化資源をいかした観光施設の整備・拡充を図り、活発な交流の実現を目指します。

農林畜産業については、農家や農業組織の経営を安定化し、農地や森林といった資源環境の保全を図るとともに、生産環境の向上やブランド化、地産地消の流通体系を確立するなど振興を図ります。

以上より、東海環状自動車道をはじめとする国家的プロジェクトにより、立地ポテンシャルの向上が期待される東濃都市圏を構成する都市として、多様な地域との「人、もの、情報」等の相互交流を深めることにより、都市機能の向上と文化経済活動などの都市の活性化を図り、活力ある産業交流都市の実現を目指すものとします。

2. まちづくりの目標

（1） 安心・快適で利便性の高い生活環境都市づくり

本市の市街地は、土岐川沿いの低地部に形成された農耕を中心とする集落形態の市街地が連担して形成されたものであり、これまで土地区画整理事業などの推進により、現行用途地域の半分以上の地区で基盤整備がなされてきました。また、本市の中心であるＪＲ瑞浪駅周辺は、「**地域拠点**」と位置付けられ、都市計画道路や駅前広場、駐車場といった都市環境整備や、地域交流センターの建設など、**本市の中心的な拠点**としての機能強化が進んでいます。今後は、整備された都市基盤の計画的な維持管理に努めるとともに、**多様な都市機能の集積や適切な土地利用の規制・誘導**により、利便性の高い良好な居住環境の確保を図ります。

市内に点在する集落地については、**生活道路等の生活基盤や生活に身近な都市機能の誘導**に努め、快適で暮らしやすい生活環境を確保するとともに、**地域資源を十分活用した個性豊かなまちづくり**を図ることにより、地域活力の再生を目指します。

以上より、市民一人ひとりがゆとりと魅力のある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むための生活基盤や大規模な災害に対する備えなど、安心・快適で利便性の高い生活環境都市の実現を目指すものとします。

また、**地域住民による交通安全活動や防犯活動、道路・公園等の維持管理、多様な主体の連携による中心市街地のにぎわいや都市の魅力の創出**など、「瑞浪市まちづくり基本条例」に基づく協働の取組を推進し、**地域コミュニティの形成や活性化**を図るものとします。

（2） 活力ある産業交流都市づくり

本市は古くから美濃焼の産地として栄え、約30年前には製造品出荷額の76%が窯業・土石製品であるなど、窯業中心の工業構造を展開してきました。現在は、瑞浪クリエイション・パークが整備され、**瑞浪インターチェンジ北側**における研究開発機関の充実など、「複合型産業構造への転換と新産業への支援」が進んでいます。

今後も陶磁器を中心とした地場産業の活性化を図るとともに、**新たな産業機能の集積による就業の場の創出**と産業構造の多角化を図ります。また、東濃圏域の各機能の連携を強化する圏域内ネットワークおよび都市内の交通網の整備・充実により、都市内のみならず広域的な活力ある産業交流の実現を図ります。

商業・観光業については、JR瑞浪駅周辺の**商業地の活性化**および国道19号や（一）上山田寺河戸線沿道における**沿道型商業地の拡充**を図るとともに、瑞浪市民公園周辺や点在する自然環境・歴史的資源を活かした観光交流施設の整備・拡充を図り、活発な交流の実現を目指します。

農林畜産業については、農地や森林の保全、生産環境の向上や「瑞浪ボーノパーク」のブランド化、地産地消の流通体系の確立など、**地域資源を活用した振興**を図ります。

以上より、東海環状自動車道やリニア中央新幹線をはじめとする広域的プロジェクトにより、立地ポテンシャルの向上が期待される東濃都市圏を構成する都市として、多様な地域との「人、もの、情報」などの相互交流を深めることにより、都市機能の向上と文化経済活動などの都市の活性化を図り、活力ある産業交流都市の実現を目指すものとします。

(3) うるおいのある魅力的な自然・歴史文化都市づくり

本市の北部・東部地域は、飛騨木曽川国定公園に指定された鬼岩公園や、竜吟峡などの景勝地があります。また、中山道はその一部を東海自然歩道として活用され、細久手・大湫宿といった観光資源も有しております、自然・歴史的伝統文化に恵まれています。

したがって、市民のみならず来街者にとって魅力的な休養・レクリエーション施設として、これらの自然・歴史的伝統文化の保全・活用を図ります。市内に点在する「焼物」を活用した既存施設のほか、土岐川における水辺の楽校の整備など、自然・歴史資源を活用した観光交流施設の整備を図ります。また、これらの自然・歴史的伝統文化を誰もが身近に体験できるように、駐車場等の整備および公共交通輸送の確保などのアクセス性の強化について、自然環境に配慮した整備を図ります。

以上より、豊かな自然や歴史文化を背景に、人と人が集い、ふれあい、互いの知識を伝えあうことのできる観光交流拠点を整備する一方で、自然環境の保全に努め、うるおいのある魅力的な自然・歴史文化都市の実現を目指すものとします。

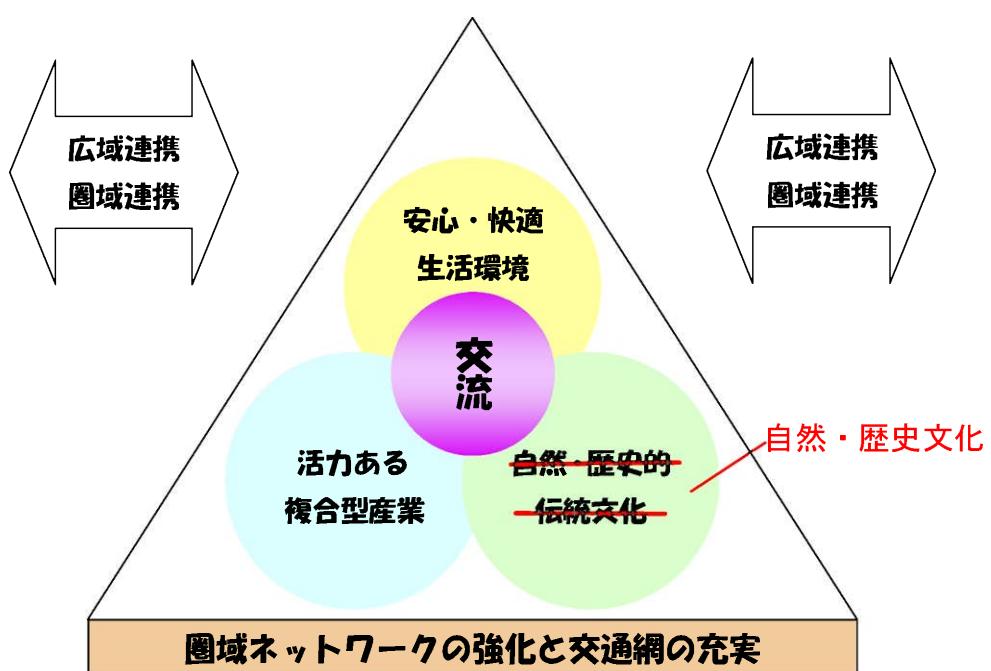


図 5.2 まちづくりの目標の概念図

↑総合計画に基づき内容を変更しています

(3) うるおいのある魅力的な自然・歴史文化都市づくり

本市の北部・東部地域は、飛騨木曽川国定公園の一部を成す鬼岩公園や、竜吟峡などの景勝地があります。また、中山道はその大半が東海自然歩道として活用され、細久手・大湫宿といった観光資源も有しております、**自然環境・歴史文化資源**に恵まれています。

したがって、市民のみならず来訪者にとって魅力的な観光・レクリエーション施設として、これらの自然環境・歴史文化資源の保全・活用を図ります。また、市内に点在する「焼物」を活用した既存施設のほか、土岐川における憩いの場の整備など、地域資源を活用した観光交流施設の整備を図るとともに、**道路・公共交通によるアクセス性の強化**や駐車場の整備など、**周辺環境に配慮した来訪しやすい環境**を整えます。

さらに、こうした自然環境・歴史文化資源と一体となった、うるおいのある魅力的な都市景観の形成を推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を目指します。

以上より、**地域資源を活用した**、人と人が集い・ふれあい、互いの知識を伝えあうことのできる観光交流拠点を整備する一方で、自然環境・歴史文化資源の保全に努め、うるおいのある魅力的な自然・歴史文化都市の実現を目指すものとします。

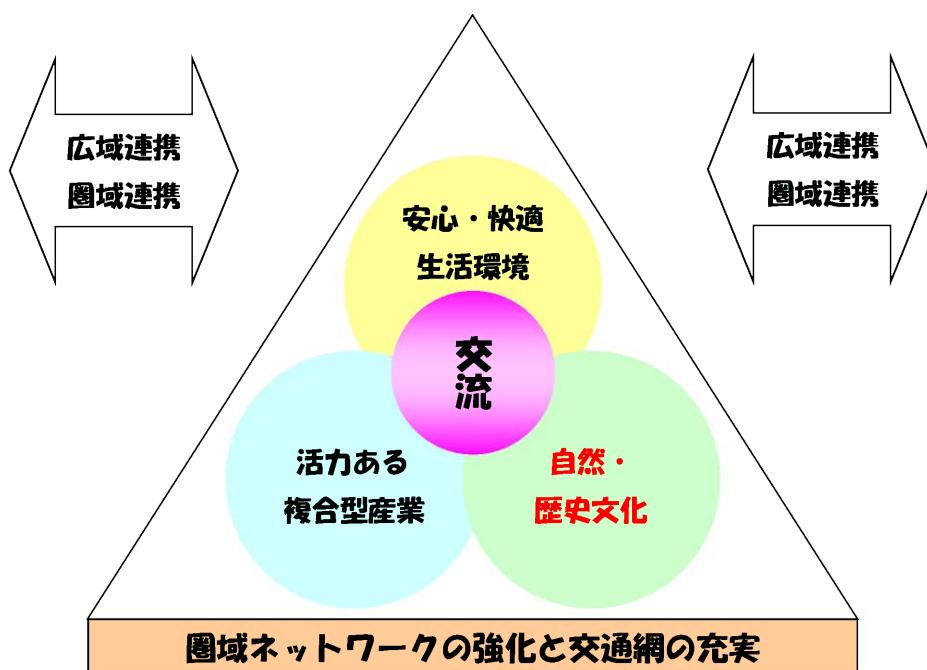


図 5.2 まちづくりの目標の概念図

5-2 将来都市構造

1. まちづくりの視点

前述したまちづくりの3つの目標を実現していくための基本的な方向として、都市を構成する要素を「軸」「拠点」「ゾーン」の3つの視点から捉えます。

- ◆ 「軸」…都市の骨格を形成する軸として、市域を超えた交流の基軸となる「広域軸」、市内の地域間交流の基軸となる「地域連携軸」、自然豊かなアメニティの軸となる「親水空間活用軸」の3つを位置づけます。具体的には、道路などの都市基盤を軸として位置づけることにより、広域的な交流とともに、市域内の各地域や拠点間の有機的な交流を促進します。

「広域軸」「地域連携軸」「親水空間活用軸」「交流軸」

- ◆ 「拠点」…市民の快適な生活環境を支える様々な活動や都市機能の中心となるべき地域や、活力ある産業交流を支援する地域などについて、それぞれの地域特性や役割に応じた魅力ある多様な拠点を位置づけます。

「地域拠点」「交流拠点」「産業拠点」

~~「地域活性化拠点」「地域交流拠点」「新産業誘導拠点」「研究開発拠点」~~
~~「地場産業振興拠点」「観光中心拠点」「歴史文化交流拠点」「自然ふれあい拠点」~~

- ◆ 「ゾーン」…役割に応じて位置づけられる多様な拠点と、それらを有機的に結ぶ軸により構成される空間について、地域特性や立地環境にあわせて「ゾーン」として位置づけ、それぞれの地域における個性ある空間の創造を図ります。

「工業・産業系市街地ゾーン」
~~「住居系市街地ゾーン」「商業系市街地ゾーン」「工業系市街地ゾーン」~~
~~「集落・農業ゾーン」「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」~~
「自然環境保全ゾーン」

なお、「軸」の設定における地域連携軸については、現状の土地利用状況や将来動向を踏まえ、本市を大きく3つの地域に区分し、各地域内および地域間の連携を図るものとします。

↑総合計画に基づき、軸の、拠点、ゾーンについて変更を加えています

5-2 将来都市構造

1. まちづくりの視点

前述したまちづくりの3つの目標を実現していくための基本的な方向として、都市を構成する要素を「軸」「拠点（エリア）」「ゾーン」の3つの視点から捉えます。

- ◆ 「軸」…都市の骨格を形成する軸として、市域を超えた交流の基軸となる「広域軸」、市内の地域間交流の基軸となる「地域連携軸」、**自然と歴史を活用した交流の基軸となる「交流軸」**、自然豊かなアメニティの軸となる「親水空間活用軸」の4つを位置づけます。具体的には、道路などの都市基盤を軸として位置づけることにより、広域的な交流とともに、市域内の各地域や拠点間の有機的な交流を促進します。

「広域軸」「地域連携軸」「**交流軸**」「親水空間活用軸」

- ◆ 「拠点（エリア）」…市民の快適な生活環境を支える様々な活動や都市機能の中心となるべき地域や、活力ある産業交流を支援する地域などについて、それぞれの地域特性や役割に応じた魅力ある多様な拠点を位置づけます。

「地域拠点」「交流拠点」「産業拠点」

- ◆ 「ゾーン」…役割に応じて位置づけられる多様な拠点と、それらを有機的に結ぶ軸により構成される空間について、地域特性や立地環境にあわせて「ゾーン」として位置づけ、それぞれの地域における個性ある空間の創造を図ります。

「住居系市街地ゾーン」「商業系市街地ゾーン」「**工業・産業系市街地ゾーン**」

「集落・農業ゾーン」「自然環境保全ゾーン」

「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」

なお、「軸」の設定における地域連携軸については、現状の土地利用状況や将来動向を踏まえ、本市を大きく3つの地域に区分し、各地域内および地域間の連携を図るものとします。

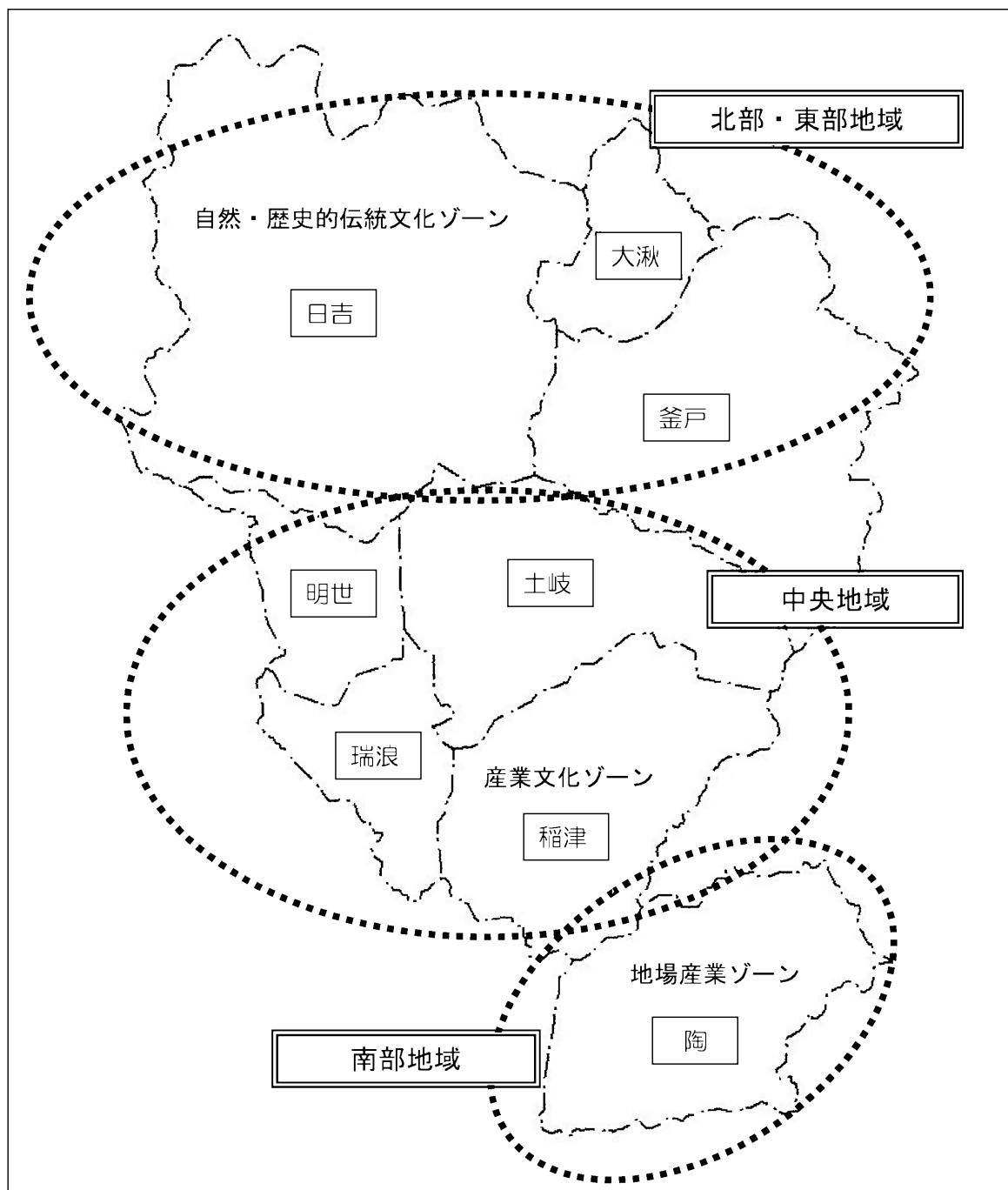


図 5.3 エリア区分

- ◆ 北部・東部地域…木曽川や鬼岩公園、竜嶺峠をはじめとする自然や中山道を軸とする歴史的伝統文化が位置する「自然・歴史的伝統文化ゾーン」
- ◆ 中央地域…本市の文化・教育・産業といった都市機能が集積する中心地である「産業文化ゾーン」
- ◆ 南部地域…本市の地場産業の発祥の地であり、窯業の中心地区を形成している「地場産業ゾーン」

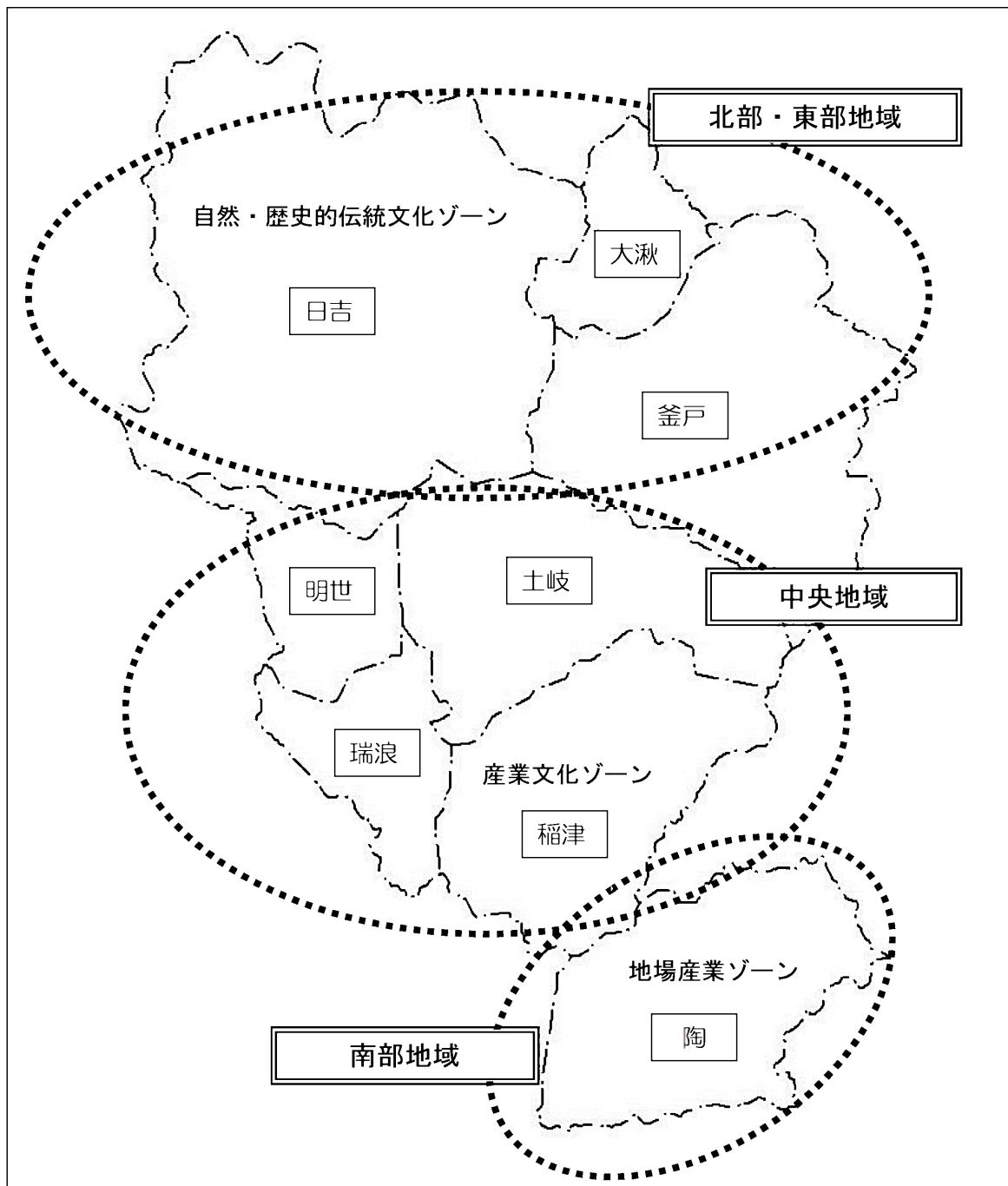


図 5.3 エリア区分

- ◆ **北部・東部地域**…木曽川や鬼岩公園、竜吟峡をはじめとする自然や中山道を軸とする歴史的伝統文化が位置する「**自然・歴史的伝統文化ゾーン**」
- ◆ **中央地域**…本市の文化・教育・産業といった都市機能が集積する中心地である「**産業文化ゾーン**」
- ◆ **南部地域**…本市の地場産業の発祥の地であり、窯業の中心地区を形成している「**地場産業ゾーン**」

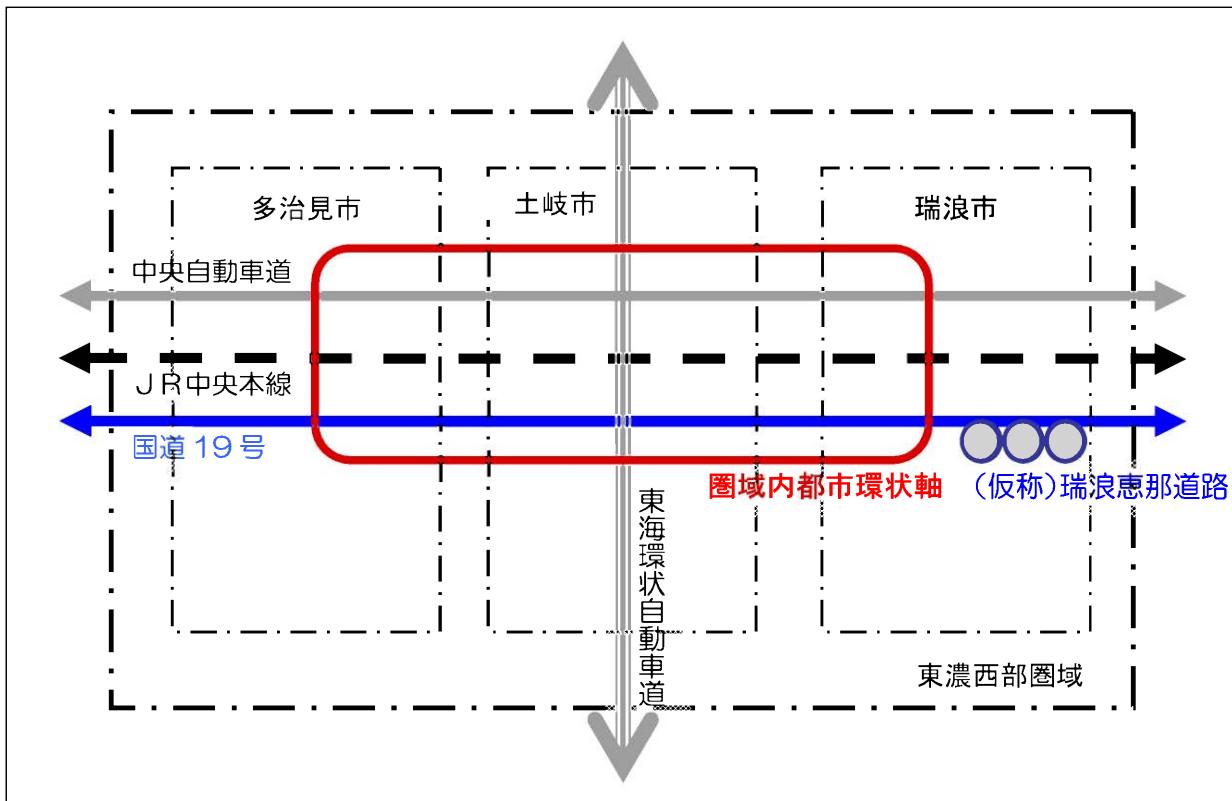
2. 軸の設定

(1) 広域軸

現在の本市と東濃地域の各都市間を結ぶ主要な広域的交通動線は、「国道 19 号」および国道 19 号の機能強化を図る「(仮称) 瑞浪恵那道路」のほか、「中央自動車道」、「JR 中央本線」によるほぼ直線的な結びつきとなっています。そのため、都市間連絡についても線的なつながりであることから、圏域内の広域軸から離れた地域におけるポテンシャルが十分にいかされていません。

また、名古屋大都市圏を含む東海地方における高規格幹線道路である東海環状自動車道が、隣接する土岐市内を縦断するルートで整備されており、この整備効果を波及させることが必要です。そのため、周辺市町との一体的な連携を図るために、圏域内の各都市間を面的につなぐ「~~圏域内都市環状軸~~、~~中央自動車道~~、~~(仮称) 東濃西部都市間連絡道路~~、~~(仮称) 月吉清水線~~、~~(仮称) 北部環状線~~」を広域軸として位置づけます。

↓ 圏域内都市環状軸の構想がなくなりましたので、その内容を反映しています。



「JR 中央本線」「中央自動車道」「国道 19 号」「(仮称) 瑞浪恵那道路」
「~~圏域内都市環状軸~~」、「~~仮称) 東濃西部都市間連絡道路~~」、「~~仮称) 月吉清水線~~」、「~~仮称) 北部環状線~~」

図 5.4 広域軸の設定イメージ

↑ 広域軸の変更に伴い、内容を一部変更しています

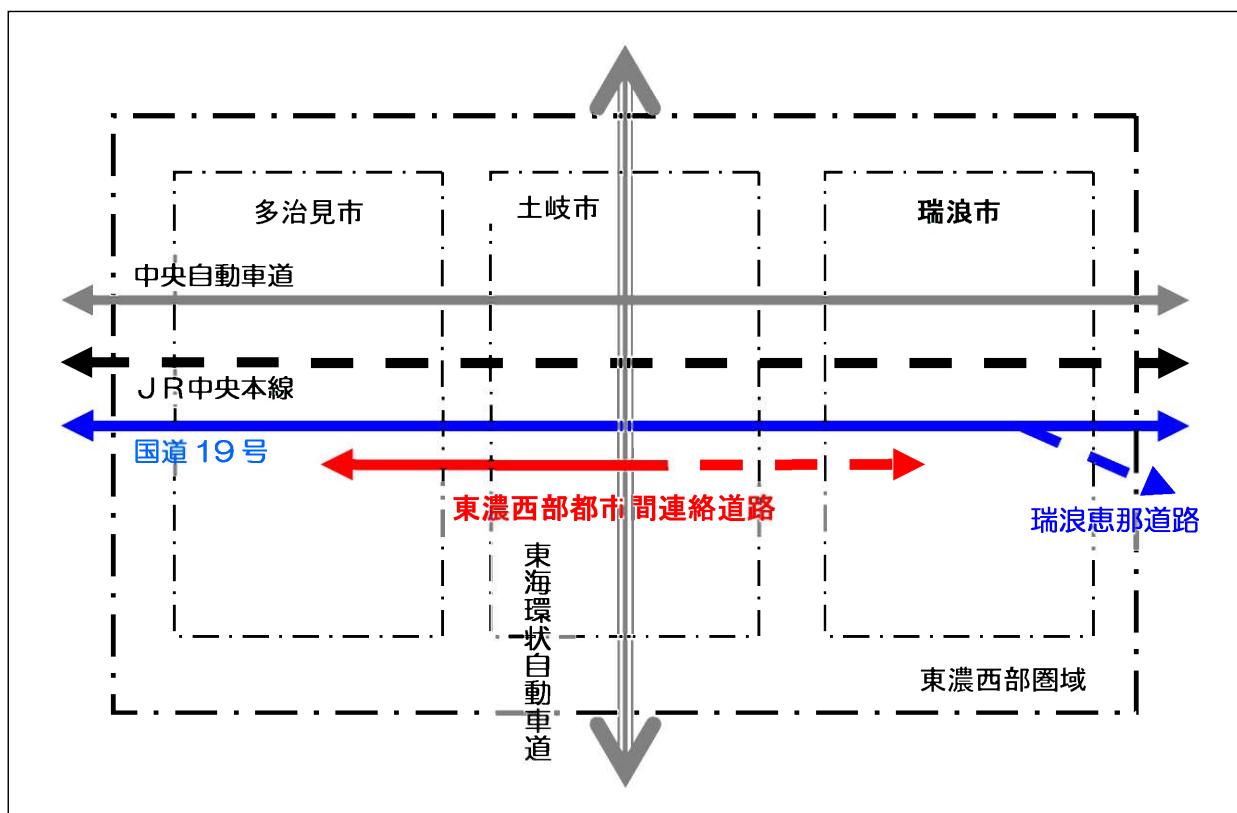
2. 軸の設定

(1) 広域軸

現在の本市と東濃地域の各都市間を結ぶ主要な広域的交通動線は、**国道19号、中央自動車道、JR中央本線**となっています。

また、リニア中央新幹線の開通と併せた全線整備を目指して、国道19号の機能強化を図る瑞浪恵那道路の事業が進められているほか、名古屋大都市圏を含む東海地方における高規格幹線道路である東海環状自動車道が、隣接する土岐市内を縦断するルートで整備されており、これらの**広域軸**の整備効果を波及させが必要です。

そのため、**圏域内の各都市間の連携を強化する「圏域内都市軸：東濃西部都市間連絡道路」**を**広域軸**として位置づけます。



「JR中央本線」「中央自動車道」「国道19号」「瑞浪恵那道路」「東濃西部都市間連絡道路」

図 5.4 広域軸の設定イメージ

⇒都市計画道路の表記について、変更しています。
 (2) 地域連携軸 例 「(都)公園線」→「市道公園通線」
 以下、同様の表記で記載

本市においては、前述の広域軸のほか、現在の地域連携軸として、「(主) 恵那御嵩線」、(主) 多治見恵那線、(主) 瑞浪上矢作線」「国道 363 号」を軸とした東西方向に強い地域構造となっています。南北方向には、「(主) 瑞浪大野瀬線」、「国道 419 号」、「(一) 飛騨木曽川公園線」、「(一) 大西瑞浪線」が位置づけられるものの、地域連携としての機能は十分とはいえない状況にあります。そのため、本市における 3 つの地域内および地域間の連携強化を図るべく、これらの路線に「市道天徳本郷線」を加えた「南北都市軸」を位置づけ、市内の地域間交流の促進を目指します。

なお、本市の中心に位置する中央地域では、土岐川および国道 19 号に沿った低地部において本市の中枢機能を備えた市街地が帯状に形成されていますが、インターラーデンや瑞浪クリエイション・パークといった新たな都市機能が配置されており、面的なひろがりをもつ市街地構造への転換が求められています。

■区域内都市軸

そのため、「**区域内都市環状軸**」との整合を図ることが重要であり、この都市環状軸へ有機的に連絡する「**(主)瑞浪インター線**」、「**市道戸狩平原線**」、「**(一)上山田寺河戸線**」、「**(仮称)瑞浪都市連絡線**」、「**(仮称)公園線南部延伸**」を中心地域の地域内連携軸に位置づけます。さらに、中心市街地内においては、「(都)公園線」を「**シンボル軸**」として「**都市核**」の骨格を形成する路線として位置づけます。

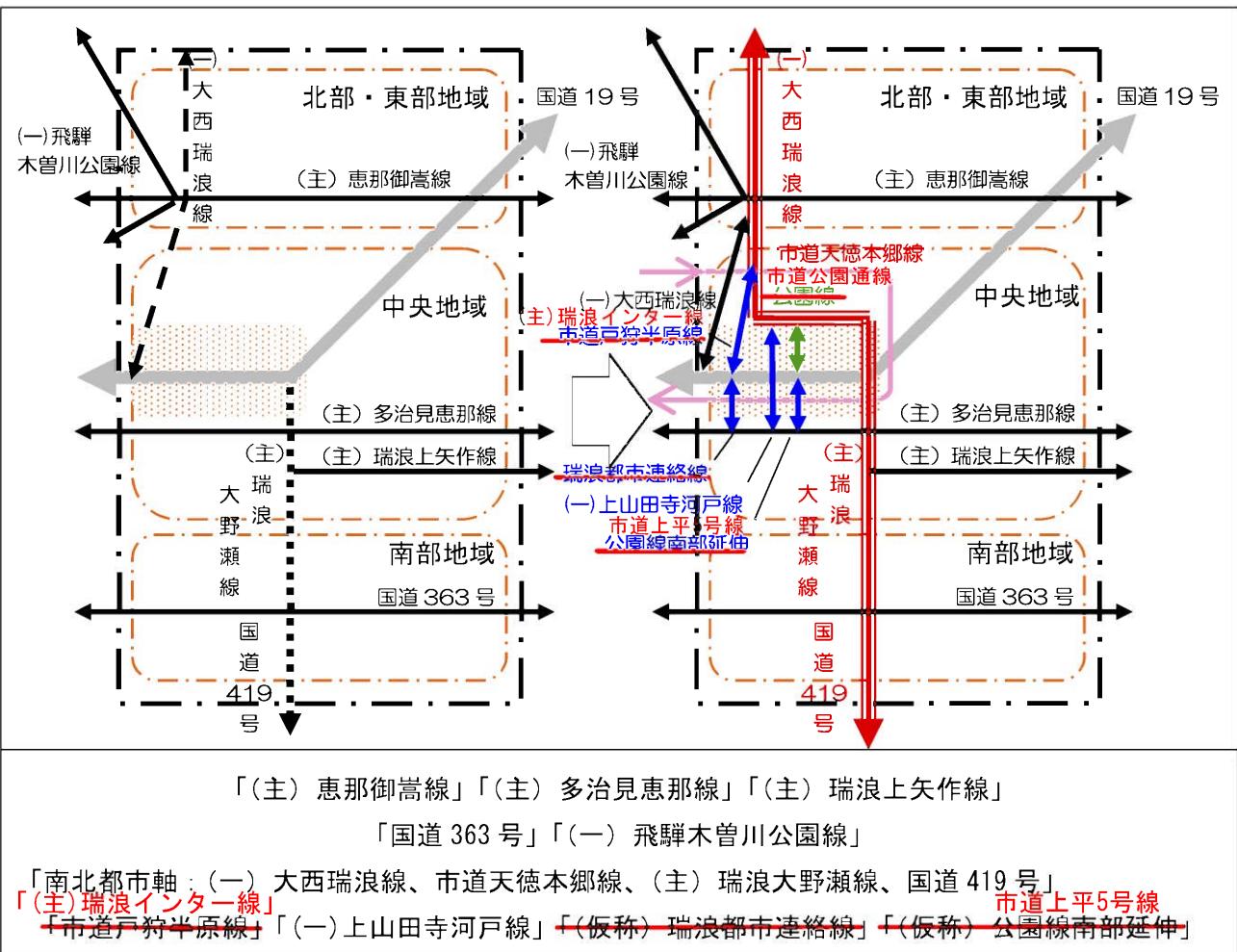


図 5.5 地域連携軸の再編イメージ（概ねの路線位置）

↑広域軸の変更に伴い、各種路線について変更を加えています。

(2) 地域連携軸

本市は、前述の広域軸のほか、現在の地域連携軸として、(主) 恵那御嵩線、(主) 多治見恵那線、(主) 瑞浪上矢作線、国道 363 号、(一) 飛驒木曽川公園線を軸とした東西方向に強い地域構造となっています。

南北方向には、(主) 瑞浪大野瀬線、国道 419 号、(一) 大西瑞浪線が位置づけられるものの、地域連携軸としての機能は十分とはいえない状況にあります。そのため、本市における 3 つの地域内および地域間の連携強化を図るべく、これらの路線に「市道天徳・本郷線」、「市道南垣外・北野線」、「市道一日市場・八幡線」を加えた「南北都市軸」を位置づけ、市内の地域間交流の促進を目指します。

なお、本市の中心に位置する中央地域では、土岐川および国道 19 号に沿った低地部において本市の中枢機能を備えた市街地が帯状に形成されていますが、瑞浪インターチェンジ北側や瑞浪クリエイション・パークにも新たな都市機能が配置されており、面的なひろがりをもつ市街地構造への転換が求められています。

そのため、「広域軸」や「圏域内都市軸」、「南北都市軸」との整合を図ることが重要であり、これらの都市軸へ有機的に連絡する(主) 瑞浪インター線、(一) 上山田寺河戸線、市道上平 5 号線を中心地域の地域内連携軸に位置づけます。さらに、中心市街地内では、市道公園通線を「シンボル軸」として「地域拠点」の骨格を形成する路線として位置づけます。

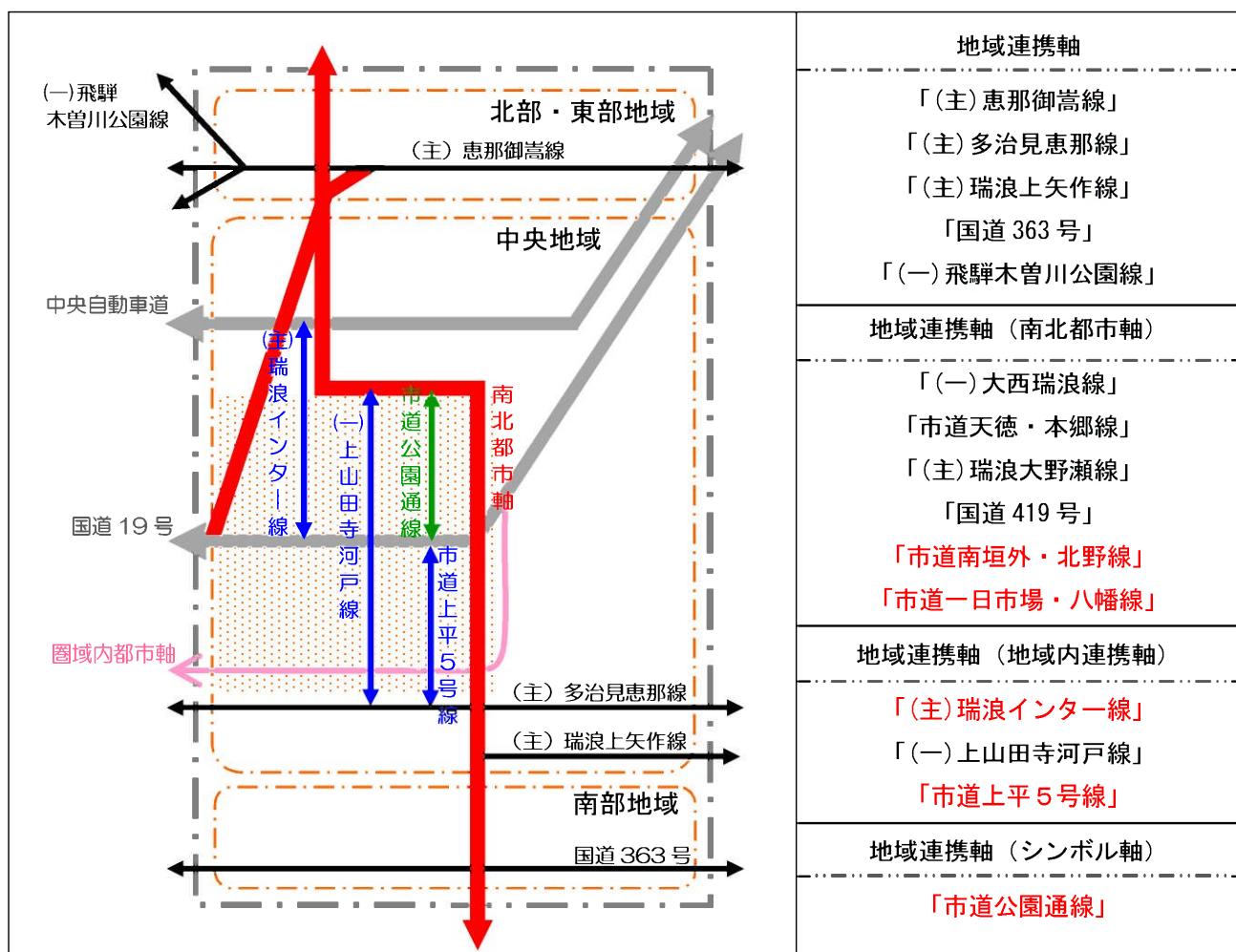


図 5.5 地域連携軸の再編イメージ（概ねの路線位置）

交流軸を追加しています。⇒**(3) 親水空間活用軸**

豊かな自然の中で快適な生活環境やうるおいのある自然環境のある都市づくりのために、土岐川および小里川などにおける水辺地を住民憩いの場として活用する親水空間活用軸として位置づけます。

「土岐川」「小里川」

3. 拠点の配置 総合計画と整合を図るために拠点の配置について変更しました。⇒**(1) 地域活性化拠点**

「瑞浪地域」「土岐地域」「明世地域」により構成される市街地部においては、JR瑞浪駅周辺地区を、本市の商業・業務・情報・文化等の都市機能が集積する「**都市核**」として、地域活性化拠点に位置づけます。また、瑞浪インターチェンジと国道19号を連絡する（都）狭間線と国道19号の結節点付近を「**ゲート核**」として、沿道商業施設の集約化を図る地域活性化拠点に位置づけます。

その他、「日吉地域」「大湫地域」「釜戸地域」「稻津地域」「陶地域」においては、公共施設や日常的な商業施設などが集積している地区を「**地域拠点**」として、地域の生活や様々なコミュニティ活動の中心となる地域活性化拠点に位置づけます。

交流拠点(エリア)**(2) 地域交流拠点**

瑞浪インターチェンジ北側の「インターパーク」地区を、瑞浪市民公園を核とする地域交流拠点として位置づけます。

また、土岐地区東北部における広域軸がクロスする地区において、その位置的ポテンシャルを活用した優良企業の誘致や国道19号沿道利用の誘導、土岐川周辺における憩いの場の確保などを図り、新たな地域交流拠点として位置づけます。

(3) 新産業誘導拠点

高度技術産業が集積する生産開発の拠点として整備された「瑞浪クリエイション・パーク」地区を、新産業誘導拠点として位置づけます。

(4) 研究開発拠点

瑞浪インターチェンジ北側の「インターパーク」地区を、先端技術に関する先進的な研究開発拠点として位置づけます。

(3) 交流軸

自然と歴史を活用した交流の場としての機能を持つ中山道を観光の交流軸として位置づけます。また、新丸山ダムの建設に伴い架け替えられる計画の五月橋等を、隣接地域の人々との交流の軸として位置づけます。

「中山道」「五月橋等」

(4) 親水空間活用軸

豊かな自然の中で快適な生活環境やうるおいのある自然環境のある都市づくりのために、土岐川および小里川などにおける水辺地を住民の憩いの場として活用する親水空間活用軸として位置づけます。

「土岐川」「小里川」

3. 拠点の配置

(1) 地域拠点

「瑞浪地域」「土岐地域」「明世地域」により構成される市街地部では、JR瑞浪駅周辺地区を、本市の商業・情報・文化・居住等の機能が集積する「地域拠点」に位置づけ、魅力的な拠点づくりを図るため、市街地再開発事業等を検討します。

「日吉地域」「大湫地域」「釜戸地域」「稻津地域」「陶地域」では、公共施設や日常的な商業施設が集積している地区を「地域拠点」として位置づけ、地域の生活や様々なコミュニティ活動がしやすい場所として活性化を図ります。

(2) 交流拠点（エリア）

中央自動車道瑞浪インターチェンジ北側を交流拠点として位置づけ、化石博物館をはじめとして美術館やスポーツ施設などが集まる瑞浪市民公園を核として、憩いの場としての充実を図ります。

農産物等直売所、櫻堂薬師周辺地域を交流拠点として位置づけ、農業と歴史文化を活かした交流の場として充実を図ります。

中山道の大湫宿、細久手宿及び日吉町天神窯周辺を交流拠点として位置づけ、宿場町としてふさわしい歴史的な魅力にあふれるまちなみの保全に努めるとともに、中山道を活かして、あらゆる世代が集う場として活用を図ります。

鬼岩公園、竜吟峡、屏風山周辺地域を交流エリアとして位置づけ、里山の自然の維持・森林の健全な育成に努め、自然体験学習や人々の安らぎや愈しの場として活用を図ります。

陶町大川の美濃焼こま犬、豊穣の壺、与左衛門窯などの陶器関連の観光資源が集まる周辺地域を交流拠点として位置づけ、地場産業を活かした交流の場として活用を図ります。

構想段階の（仮）釜戸道の駅についても、交流拠点として位置づけ、実現化に向けて検討を進めます。

(5) 地場産業振興拠点

古くからの美濃焼の生産拠点である「陶地域」において、地場産業の活性化および焼き物のシンボル保存などによる地場産業振興拠点として位置づけます。

(6) 観光中心拠点

飛騨木曽川国定公園である「鬼岩公園」や、「竜吟峡」においては、人々が自然とふれあい、あらゆる世代が集う交流拠点としての整備を図り、観光中心拠点として位置づけます。

(7) 歴史文化交流拠点

中山道の「細久手宿」や、「大湫宿」においては、歴史・文化的資源の保存や宿場町にふさわしい歴史性あふれる町並みの保全・再生により、あらゆる世代が集う歴史文化交流拠点として位置づけます。

(8) 自然ふれあい拠点

「屏風山周辺地域」や、「竜吟峡」においては、里山の自然の維持・森林の健全な育成を図り、森林の持つ保健休養機能を活用し、自然体験学習や人々の安らぎや癒しの場となる自然ふれあい拠点として位置づけます。

表 5.1 拠点の配置

拠 点	地 区
地域活性化拠点	「都市核」「ゲート核」：市街地部（瑞浪、土岐、明世） 「地域発展核」：周辺部（日吉、大湫、釜戸、稻津、陶）
地域交流拠点	「インターラーデン」「土岐地区東北部の広域軸がクロスする地区」
新産業誘導拠点	「瑞浪クリエイション・パーク」
研究開発拠点	「インターラーデン」
地場産業振興拠点	「陶地域における美濃焼生産エリア」
観光中心拠点	「鬼岩公園」「竜吟峡」
歴史文化交流拠点	「細久手宿」「大湫宿」
自然ふれあい拠点	「屏風山周辺地域」「竜吟峡」

↑ 総合計画と整合を図るため、表の内容について変更を加えました。

(3) 産業拠点

瑞浪クリエイション・パークを産業拠点として位置づけ、新産業の活性化に努めます。
瑞浪市産業振興センターにおいて、陶磁器産業（みずなみ焼等）の情報発信と市内産業の振興を図る拠点を整備し、広く産業の活性化に努めます。

表 5.1 拠点の配置

拠 点	地 区
地域拠点	「JR瑞浪駅周辺地区」（瑞浪、土岐、明世） 「公共施設や日常的な商業施設が集積している地区」（日吉、大湫、釜戸、稻津、陶）
交流拠点 (エリア)	「中央自動車道瑞浪インターチェンジ北側」「農産物等直売所、櫻堂薬師周辺地域」 「大湫宿」「細久手宿」「日吉町天神窯」「鬼岩公園」「竜吟峡」「屏風山」 「陶町大川周辺地域」、「(仮) 釜戸道の駅」
産業拠点	「瑞浪クリエイション・パーク」「瑞浪市産業振興センター」

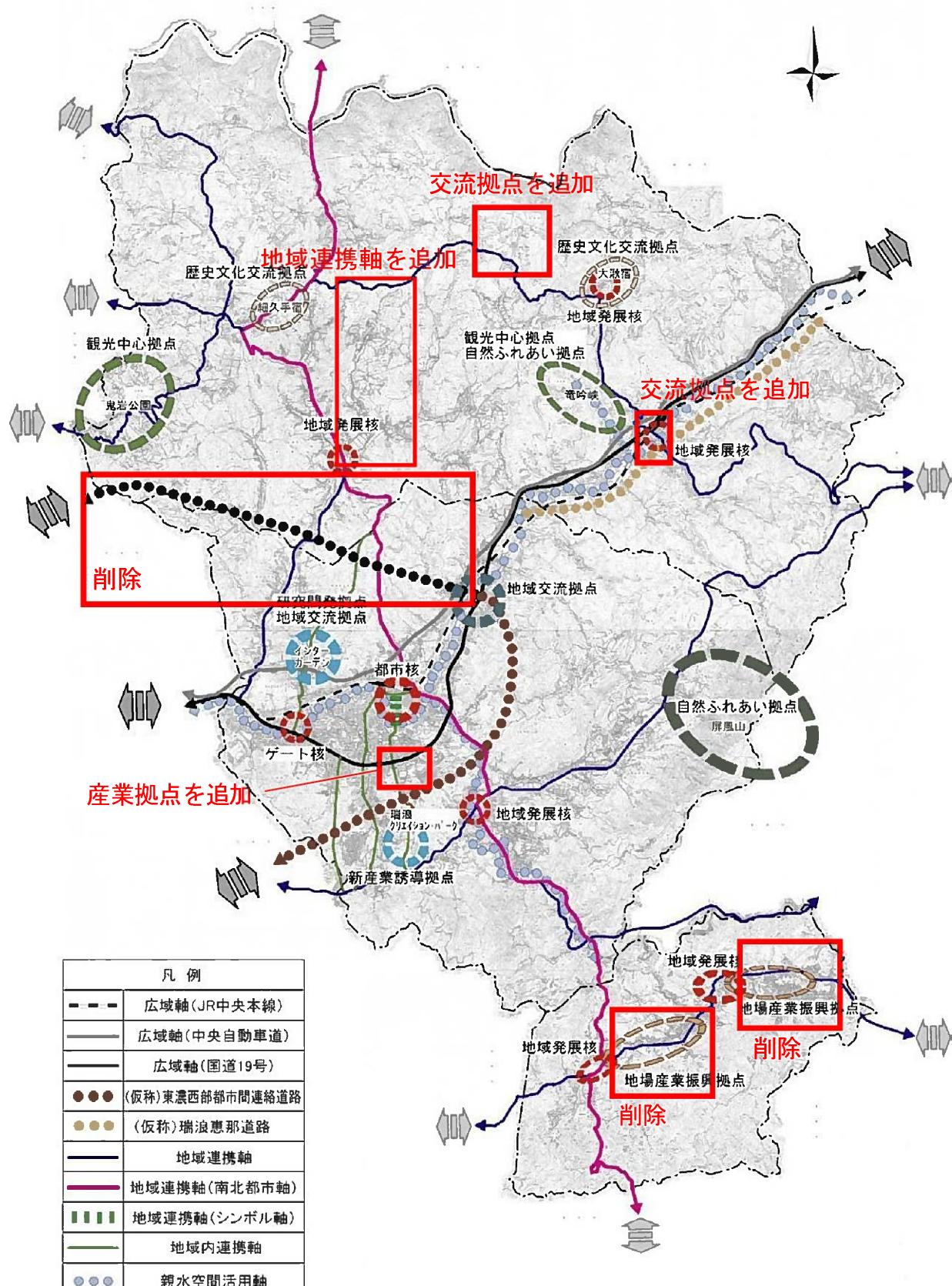


図 5.6 軸・都市拠点配置

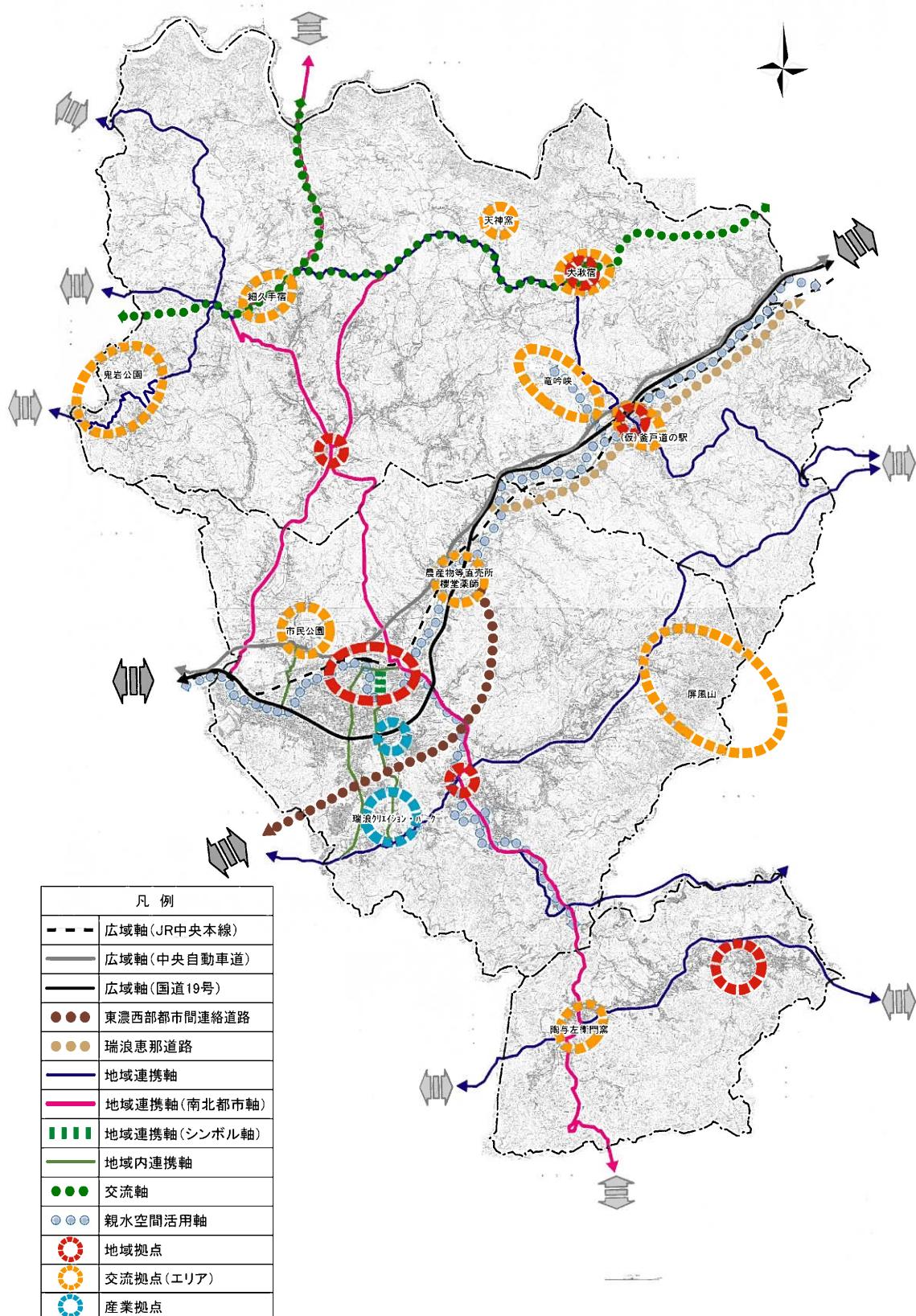


図 5.6 軸・都市拠点配置

4. 土地利用ゾーンの骨格

土地利用ゾーンについては、前述における役割に応じて位置づけられる多様な拠点と、それらを有機的に結ぶ軸により構成される空間について、地域特性や立地環境にあわせて設定します。

なお、市街地の拡大については、「第3章 人口・土地利用フレーム」より、基本的に現行の用途地域内において対応します。

(1) 「住居系市街地ゾーン」

住居系用途地域に指定されているエリアを中心に、土岐川と国道19号に挟まれた一部の準工業地域を住居系市街地として位置づけます。

(2) 「商業系市街地ゾーン」

「都市核」であるJR瑞浪駅周辺地区を、魅力ある中心商業地として位置づけ、商店街の近代化を図ります。また、国道19号の沿道においては、既存の大型商業施設を中心としたロードサイド型の沿道サービス施設の立地を促進し、商業の活性化を図ります。

「工業・産業系市街地ゾーン」

(3) ~~「工業系市街地ゾーン」~~

市街地西部の既存の大規模工場が立地する地区のほか、一部の準工業地域を除いた工業系用途地域に指定されているエリアを生産環境の向上を図る工業系市街地ゾーンとして位置づけます。また、瑞浪クリエイション・パークについても、周辺環境に配慮した工業系市街地ゾーンとして位置づけ、既存工業地などとの連携強化を図り、利便性の高い良質な工業地の整備を図ります。

(4) 「集落・農業ゾーン」

集落および農業を中心とするゾーンは、居住環境の改善を図るとともに、農業環境の整備を推進し、農・住の共存を図るゾーンとします。なお、地域活性化拠点として位置づけられた地区においては、集落環境に配慮した生活利便施設の立地を図ります。

市域においては、谷あいに整備された優良農地が多く、自然環境・景観を保全する機能や、災害時における保水・遊水機能を有しており、田園景観の維持・保全を図ります。さらに、生産基盤の整備を促進し、米作を中心として、都市近郊の立地優位性をいかした花き園芸、野菜、果樹栽培などによる農業の振興を図ります。

(5) 「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」

瑞浪市民公園をはじめ、中山道、鬼岩公園、竜吟峡、屏風山周辺などにおいては、周辺の自然環境と調和した自然活用型の観光・レクリエーションゾーンとしての整備を図ります。また、市域に多く点在するゴルフ場についても、スポーツ・レクリエーションゾーンとして位置づけ、現状の維持・保全に努めるものとします。

↑ 総合計画に基づき、内容について変更しています

4. 土地利用ゾーンの骨格

土地利用ゾーンについては、前述の役割に応じて位置づけられる多様な拠点と、それらを有機的に結ぶ軸により構成される空間について、地域特性や立地環境にあわせて設定します。

なお、市街地の拡大については、「第3章 人口・土地利用フレーム」より、基本的に現行の用途地域内において対応します。

(1) 「住居系市街地ゾーン」

住居系用途地域に指定されているエリアを中心に、**土岐川に面した**一部の準工業地域や**西部の工業地域**を住居系市街地として位置づけ、**安全・安心・快適で暮らしに適した**環境の創出に努めます。

(2) 「商業系市街地ゾーン」

JR瑞浪駅周辺地区を中心商業地として位置づけ、**魅力ある商店が集まり、市民が買い物を楽しめる**環境や**買い物をしやすい**環境の創出に努めます。また、国道19号や（一）上山田寺河戸線沿道で既存の大型商業施設を中心としたエリアは、沿道型サービス施設の立地に適した場所と位置づけ、商業の活性化を図ります。

(3) 「工業・産業系市街地ゾーン」

市街地西部の**工業専用地域**のほか、**住居系市街地ゾーン**を除いた工業系用途地域に指定されているエリアを生産環境の向上を図る**工業・産業系市街地ゾーン**として位置づけ、**工場などの操業に適した**環境の創出に努めます

(4) 「集落・農業ゾーン」

農業が営まれている地域及び農業を営む住民が主に生活している地域を集落・農業ゾーンと位置づけ、ほ場整備された優良農地の確保や農業関連機能の整備を進め、営農に適した環境の維持・向上を図るとともに、農業の持つ多面的機能をまちづくりに生かしながら、良好な暮らしに適した環境の実現に努めます。

(5) 「自然環境保全ゾーン」

飛騨木曽川国定公園などをはじめとした森林や河川域を自然環境保全ゾーンと位置づけ、水源や森林の保水機能を活かした防災機能、自然を活用した交流の場など、多面的な機能を持つ自然環境の保全に努めます。

(6) 「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」

瑞浪市民公園や中山道、鬼岩公園、竜吟峡、屏風山周辺などは、周囲の自然環境と調和した自然活用型の**観光・スポーツ・レクリエーション**に適した場所として位置づけ、周辺の自然環境と調和した自然活用型の**観光・レクリエーションゾーン**としての整備を図ります。

また、市内に多く立地するゴルフ場を**観光・スポーツ・レクリエーションゾーン**として位置づけ、市内外の交流人口の拡大に努めます。

(6) 「自然環境保全ゾーン」

飛騨木曽川国定公園に指定されている広大な森林地域をはじめ、多くの保安林を含めた山地および丘陵地は良好な自然環境と保水機能を有しているため、災害防止の観点からも保全を図ります。また、土岐川などの河川についても、緑の空間として自然環境の保全を前提とした親水化を図ります。

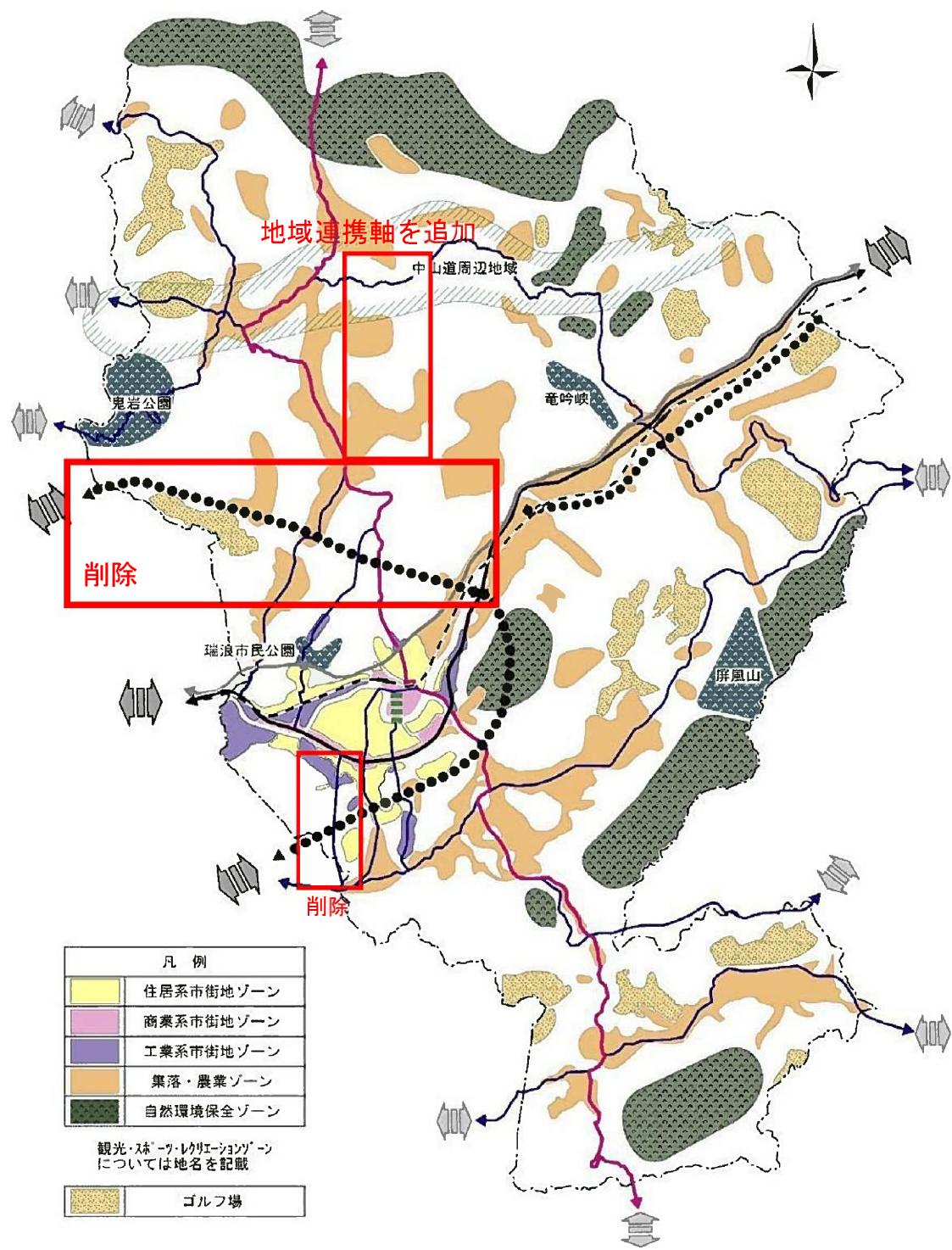


図 5.7 土地利用ゾーンの骨格

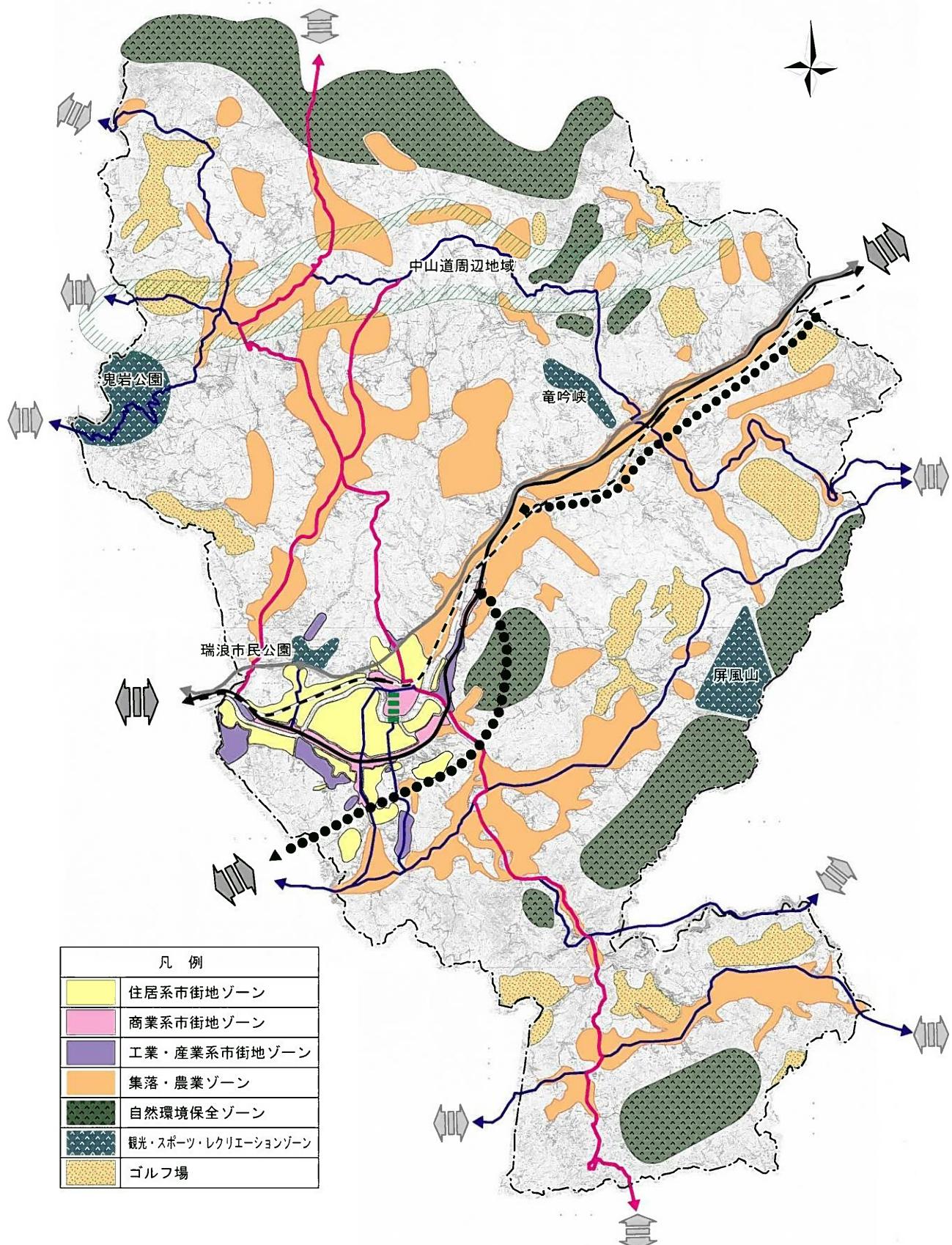


図 5.7 土地利用ゾーンの骨格

現況の土地利用と整合を図るため、住居系に変更しています。

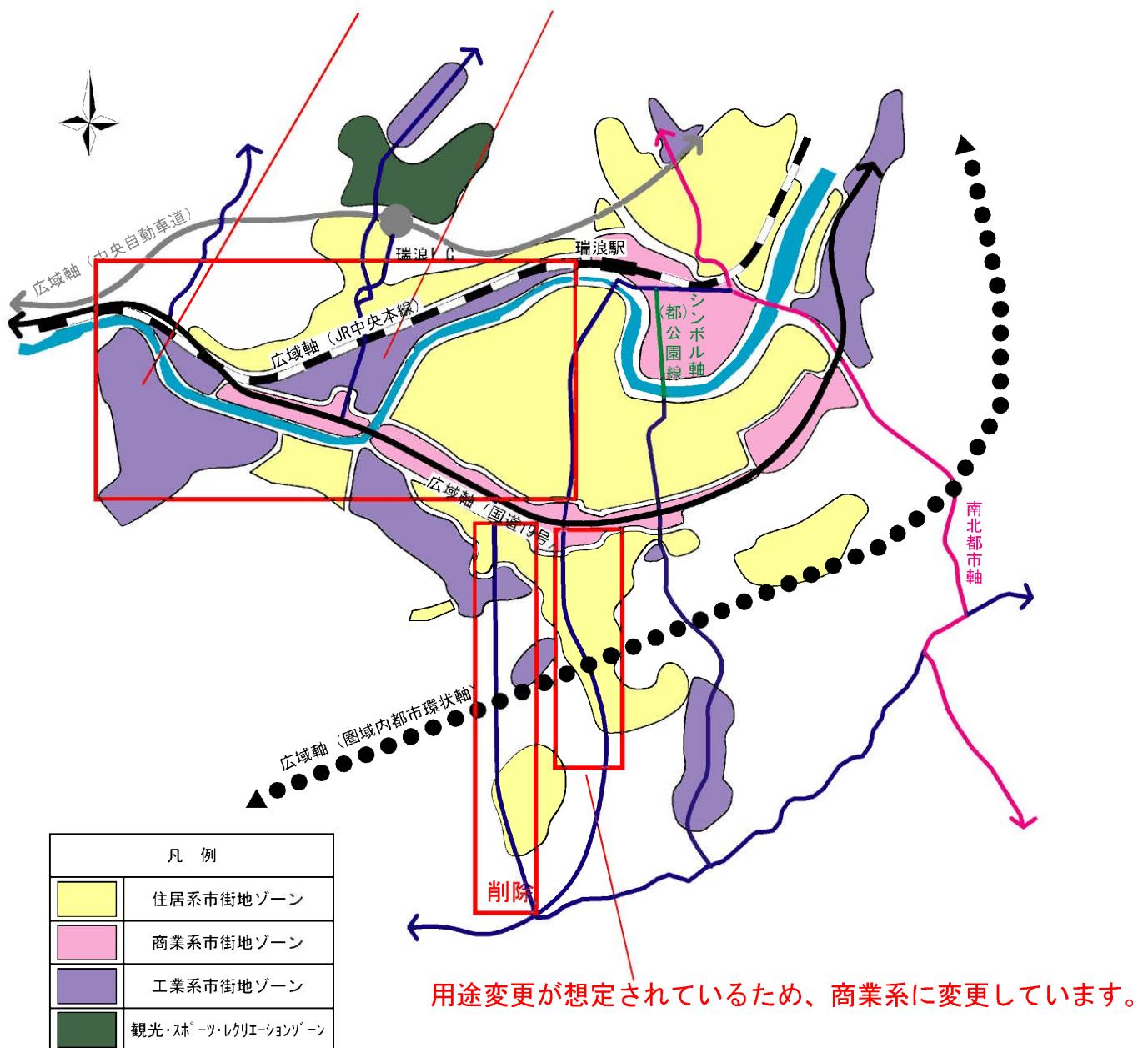


図 5.8 土地利用ゾーンの骨格（市街地部）

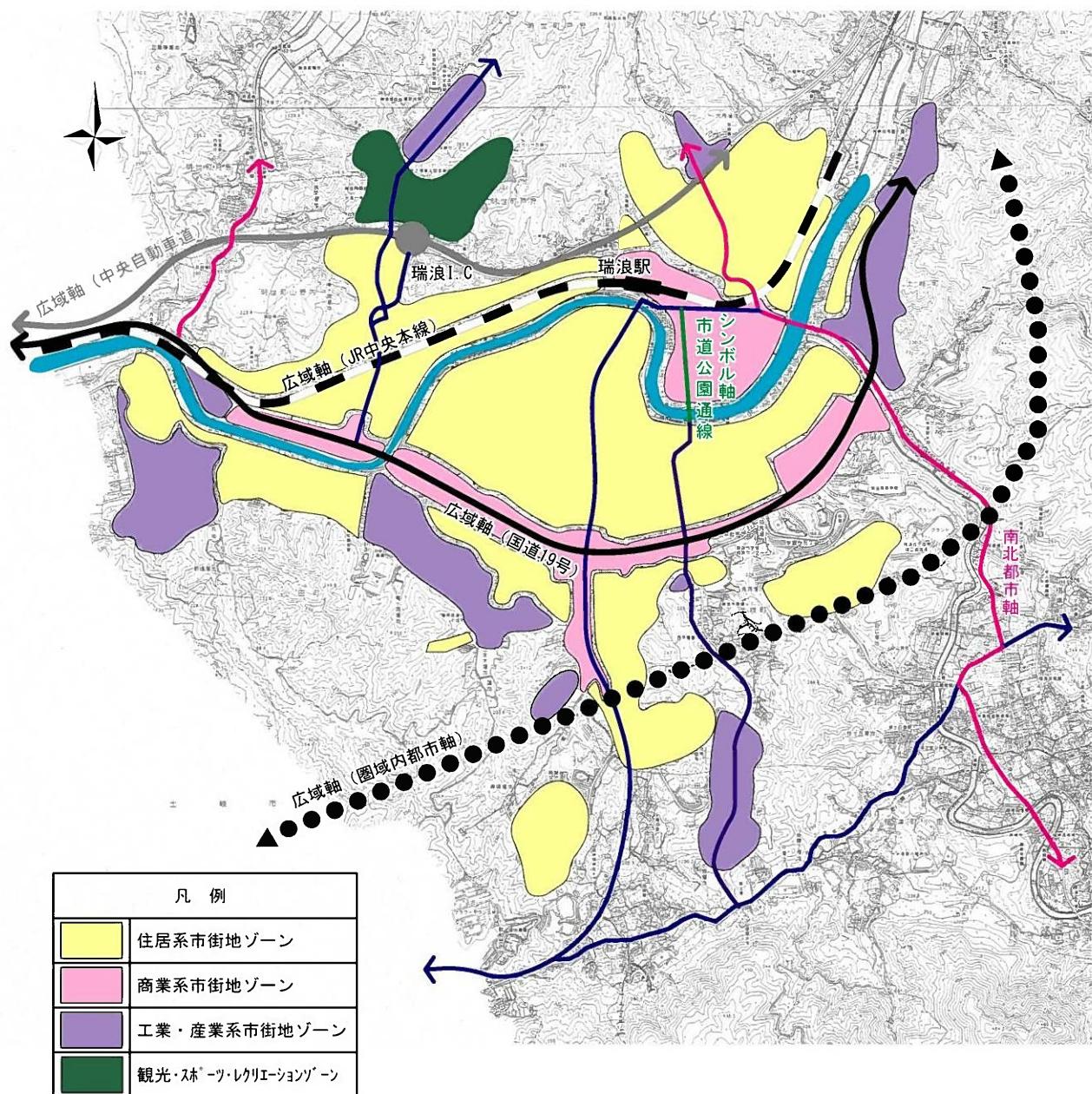


図 5.8 土地利用ゾーンの骨格（市街地部）

5. 交通体系の骨格

本市における交通体系の骨格としては、「5-2-2 軸の設定」で位置づけた「広域軸」「地域連携軸」を基本として、交通処理機能の観点から「広域骨格軸」「都市骨格軸」「市街地骨格軸」「鉄道軸」による骨格交通軸を形成します。

(1) 広域骨格軸

総合計画に合わせて変更しています。
※鉄道軸は広域骨格軸に統合
※市街地骨格軸を都市骨格軸
として表記しています。

広域的な交通処理機能を担う主要幹線道路として、広域骨格軸を以下のとおり位置づけます。

表 5.2 広域骨格軸

路 線	役 割
中央自動車道	東名・名神高速道路に連絡する高規格幹線道路であり、本市には瑞浪インターチェンジが設置されています。また、東海環状自動車道が整備され、隣接する土岐市において連絡しています。
国道 19 号	本市の主要な東西軸であるとともに、岐阜県南部の東西軸となる広域的な幹線道路。
(仮称) 瑞浪恵那道路	国道 19 号の機能強化を図る路線であり、土岐地域～恵那市までの区間で計画中。
(仮称) 東濃西部都市間連絡道路 削除 (仮称) 北部環状線 (仮称) 月吉清水線	東濃研究学園都市構想を支援し、本市の中央地域における東西軸を強化する計画・構想道路。

↑JR中央本線を広域骨格軸として追加しています

5. 交通体系の骨格

本市における交通体系の骨格としては、「5-2-2 軸の設定」で位置づけた「広域軸」「地域連携軸」を基本として、交通処理機能の観点から「**広域骨格軸**」「**都市骨格軸**」による骨格交通軸を形成します。

(1) 広域骨格軸

広域的な交通処理機能や市内外の広域的な交流を担う広域骨格軸は、以下のとおり位置づけます。

表 5.2 広域骨格軸

路 線	役 割
中央自動車道	東名・名神高速道路に連絡する高規格幹線道路であり、本市には瑞浪インターが設置されています。また、隣接する土岐市において東海環状自動車道に連絡しています。
国道 19 号	本市の主要な東西軸であるとともに、岐阜県南部の東西軸となる広域的な幹線道路。
瑞浪恵那道路	国道 19 号の機能強化を図る路線であり、土岐地域～恵那市までの区間で 都市計画決定され、事業中 。
東濃西部都市間連絡道路	東濃研究学園都市構想を支援し、本市の中央地域における東西軸を強化する計画・構想道路。
J R 中央本線	名古屋や信州方面との主要な公共交通軸。リニア岐阜県駅へのアクセス。

(2) 都市骨格軸

都市骨格軸は、本市の骨格を形成し、主として都市内交通を処理する機能を担う幹線道路として、以下のとおり位置づけます。なお、南北都市軸をはじめとする「地域連携軸」に一般県道を加えるほか、交通の歴史資源である中山道を「環境交通軸」として都市骨格軸に位置づけます。

↑都市骨格軸の変更によって、内容を変更しています

表 5.3 都市骨格軸

区分	路線
南北都市軸	(一) 大西瑞浪線、(主) 瑞浪大野瀬線、市道天徳本郷線、国道419号
北部・東部地域	(主) 恵那御嵩線、(一) 大西瑞浪線、(一) 大湫恵那線、(一) 飛騨木曽川公園線、(一) 日吉釜戸線、(一) 武並土岐多治見線
中央地域	(主) 瑞浪大野瀬線、(主) 多治見恵那線、(一) 大西瑞浪線、(一) 上山田寺河戸線、(都) 公園線、(仮称) 瑞浪都市連絡線、(仮称) 公園線南部延伸、市道戸狩半原線、(主) 瑞浪インター線、
南部地域	国道363号、国道419号、(主) 瑞浪上矢作線
環境交通軸	中山道

↑市街地部を都市骨格軸として追加、中山道は交流軸のため削除しています。

また、路線名についても変更を加えております

(3) 市街地骨格軸

市街地部において骨格を形成する道路として、都市計画道路（幹線街路）を中心に位置づけます。

(4) 鉄道軸

鉄道軸としては、名古屋や信州方面との主要な公共交通軸となるJR中央本線を位置づけます。

総合計画に合わせて変更しています。

※鉄道軸は広域骨格軸に統合

※市街地骨格軸を都市骨格軸として表記しています。

(2) 都市骨格軸

都市骨格軸は、本市の骨格を形成し、主として都市内交通を処理する機能を担う幹線道路として、以下のとおり位置づけます。なお、南北都市軸をはじめとする「地域連携軸」に地域間を結ぶ一般県道や市道を加えるほか、市街地部において骨格を形成する市道（都市計画道路（幹線街路））を加えます。

表 5.3 都市骨格軸

区分	路 線
南北都市軸	(一) 大西瑞浪線、(主) 瑞浪大野瀬線、市道天徳・本郷線、国道 419 号、 市道南垣外・北野線、市道一日市場・八幡線
北部・東部地域	(主) 恵那御嵩線、(一) 大西瑞浪線、(一) 大湫恵那線、(一) 飛驒木曽川公園線、(一) 日吉釜戸線、(一) 武並土岐多治見線、 市道半原・大湫線
中央地域	(主) 瑞浪大野瀬線、(主) 多治見恵那線、(一) 大西瑞浪線、(一) 上山田寺河戸線、 市道公園通線、市道上平5号線 、市道戸狩・半原線、(主) 瑞浪インター線、(一) 瑞浪停車場線
南部地域	国道 363 号、国道 419 号、(主) 瑞浪上矢作線
市街地部	市道一色・益見線、市道一色・北小田2号線、市道竜門1号線、市道北小田1号線、(一) 瑞浪停車場線、市道小田・本町線、(一) 武並土岐多治見線、市道明徳橋・北小田線、市道西小田・穂並線、市道元町・北小田線

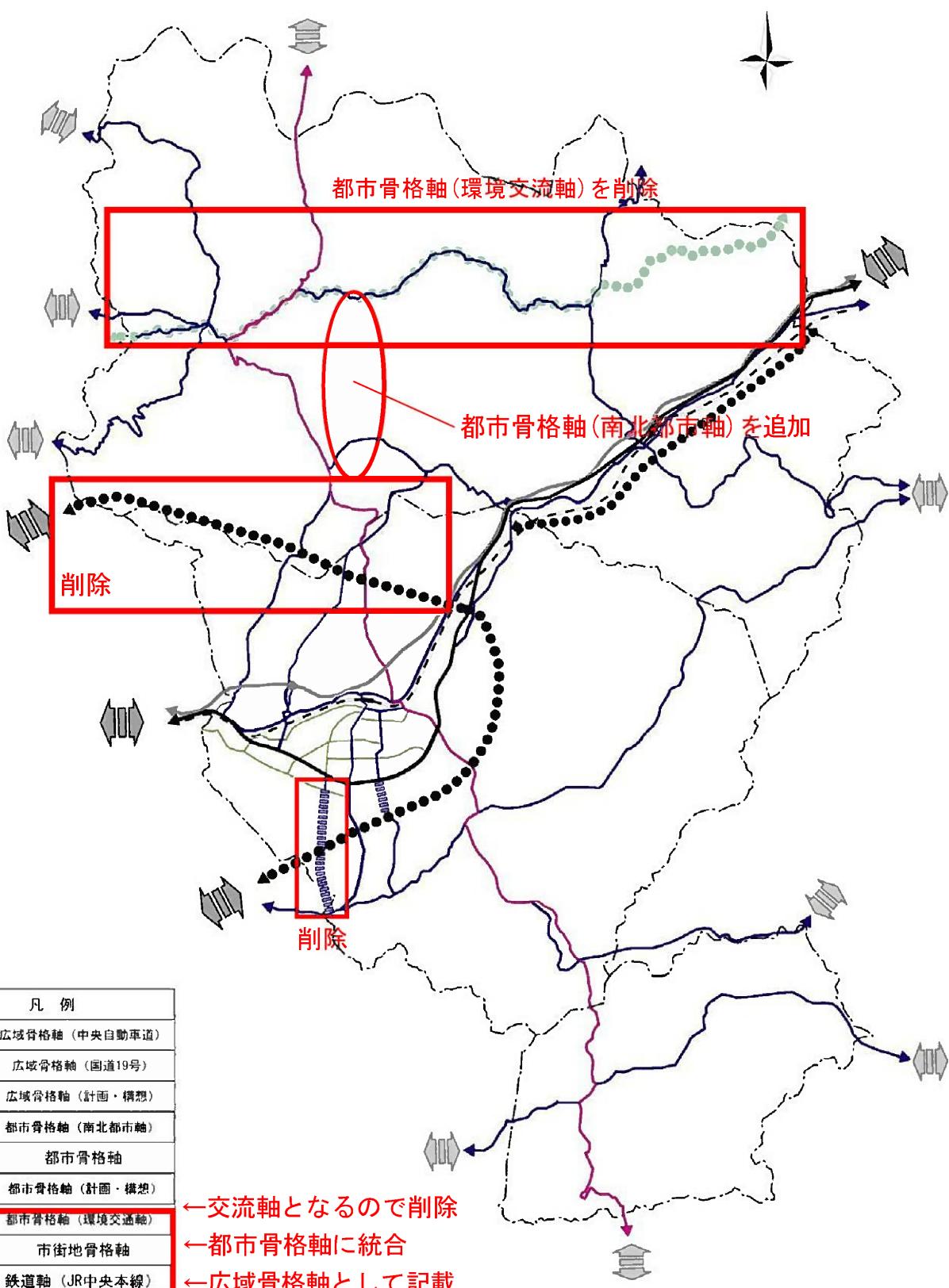


図 5.9 交通体系の骨格

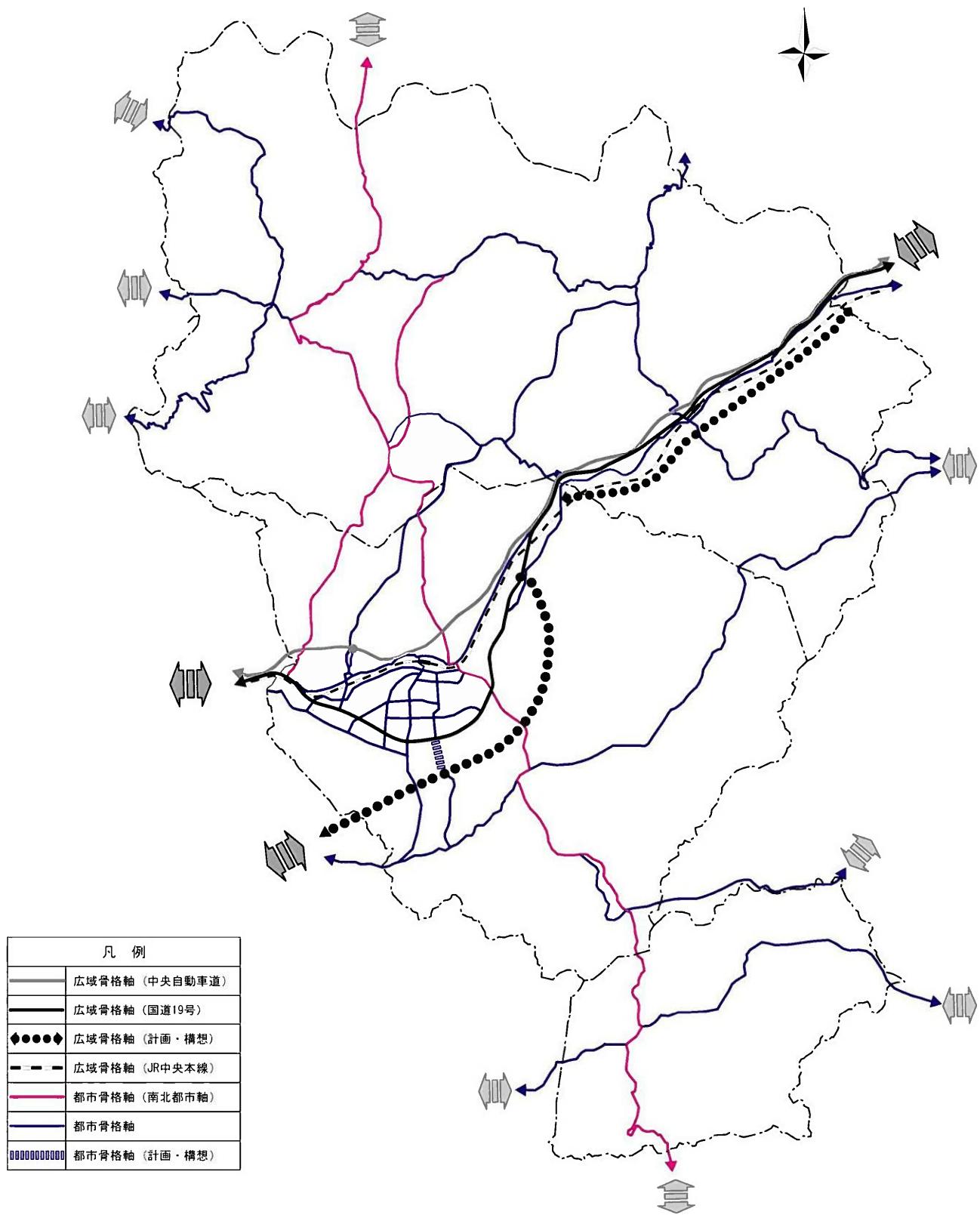


図 5.9 交通体系の骨格

6. 環境・景観対策の骨格

シンボル軸

(1) ~~シンボル軸の環境整備~~

本市における市街地の中心軸となる「シンボル軸：(都)公園線」は、主要な公共公益施設および商業業務施設の集積地区の骨格となる道路であり、シンボルロード化による人にやさしい街並みの景観向上に配慮しながら、道路空間が持つ様々な機能の活用を図ります。

南北都市軸

(2) ~~南北都市軸の景観整備~~

市域を南北に縦貫する「南北都市軸：(一)大西瑞浪線、市道天徳本郷線、(主)瑞浪大野瀬線、国道419号」は、本市の骨格を形成するとともに市域内外から本市中心部へのアクセス道路となります。

また、地域活性化拠点をはじめ、地場産業振興拠点や観光中心拠点など市域内における都市拠点へのアクセス道路でもあるため、道路沿道特性にあわせた快適な環境および美しい景観の実現を図ります。

圏域内都市軸

(3) ~~圏域内都市環状軸~~

東濃西部圏域の各都市間を面的につなぐとともに、本市においても新産業誘導拠点や研究開発拠点などを連絡する「圏域内都市環状軸：(仮称)東濃西部都市間連絡道路、(仮称)月吉清水線、(仮称)北部環状線」は、自動車交通を主体とした道路となりますが、自然環境の良好な地区を通過する道路であり、周辺環境との調和を図り、法面の緑化や緑化ブロックなどによる緑豊かな道路環境の形成を図ります。

(4) 自然環境の保全

①国定公園の保全

鬼岩公園および木曽川沿いは、「飛騨木曽川国定公園」に指定されており、指定地域内の風致を維持するため、建築物、工作物、排水、広告等について規制されており、自然環境の保全に努めるものとします。

②河川の保全・活用

その他の河川についても、河川保全区域が指定されており、沿川の保全を図る必要があります。特に、市街地を流れる土岐川における親水空間としての活用にあたっては、河川緑地の保全を図りつつ整備します。

③山地・丘陵の保全

高根山をはじめとする市域内の丘陵地は、良好な自然環境が残されており、その保全に努めます。また、その他の自然地についても、土地利用規制に加えて保全方策を検討していくものとします。

↑ 総合計画に基づき、一部文章表現を変更しています

6. 環境・景観対策の骨格

(1) シンボル軸

本市における市街地の中心軸となる「シンボル軸：**市道公園通線**」は、主要な公共公益施設および商業業務施設の集積地区の骨格となる道路であり、**シンボルロード**としての景観・沿道環境の保全・創出を図ります。

(2) 南北都市軸

市域を南北に縦貫する「南北都市軸：(一) 大西瑞浪線、市道天徳・本郷線、(主) 瑞浪大野瀬線、国道419号、**市道南垣外・北野線、市道一日市場・八幡線**」は、本市の骨格を形成するとともに市域内外から本市中心部へのアクセス道路となります。

また、地域拠点や交流拠点などへのアクセス道路でもあるため、道路沿道特性にあわせた快適な環境および美しい景観の実現を図ります。

(3) 圏域内都市軸

東濃西部圏域の各都市間をつなぐとともに、**本市の産業拠点へ連絡する「圏域内都市軸：東濃西部都市間連絡道路」**は、自動車交通を主体とした道路となりますが、自然環境の良好な地区を通過する道路であり、周辺環境との調和を図り、法面の緑化や緑化ブロックなどによる緑豊かな道路環境の形成を図ります。

(4) 自然環境の保全

①国定公園の保全

鬼岩公園および木曽川沿いは、「飛騨木曽川国定公園」に指定されており、指定地域内の風致を維持するため、建築物、工作物、排水、広告等について規制されており、自然環境の保全に努めるものとします。

②河川の保全・活用

その他の河川についても、河川保全区域が指定されており、沿川の保全を図る必要があります。特に、市街地を流れる土岐川における親水空間としての活用にあたっては、河川緑地の保全を図りつつ整備します。

③山地・丘陵の保全

高根山をはじめとする市域内の丘陵地は、良好な自然環境が残されており、その保全に努めます。また、その他の自然地についても、土地利用規制に加えて保全方策を検討していくものとします。

ここまで内容を反映しています。

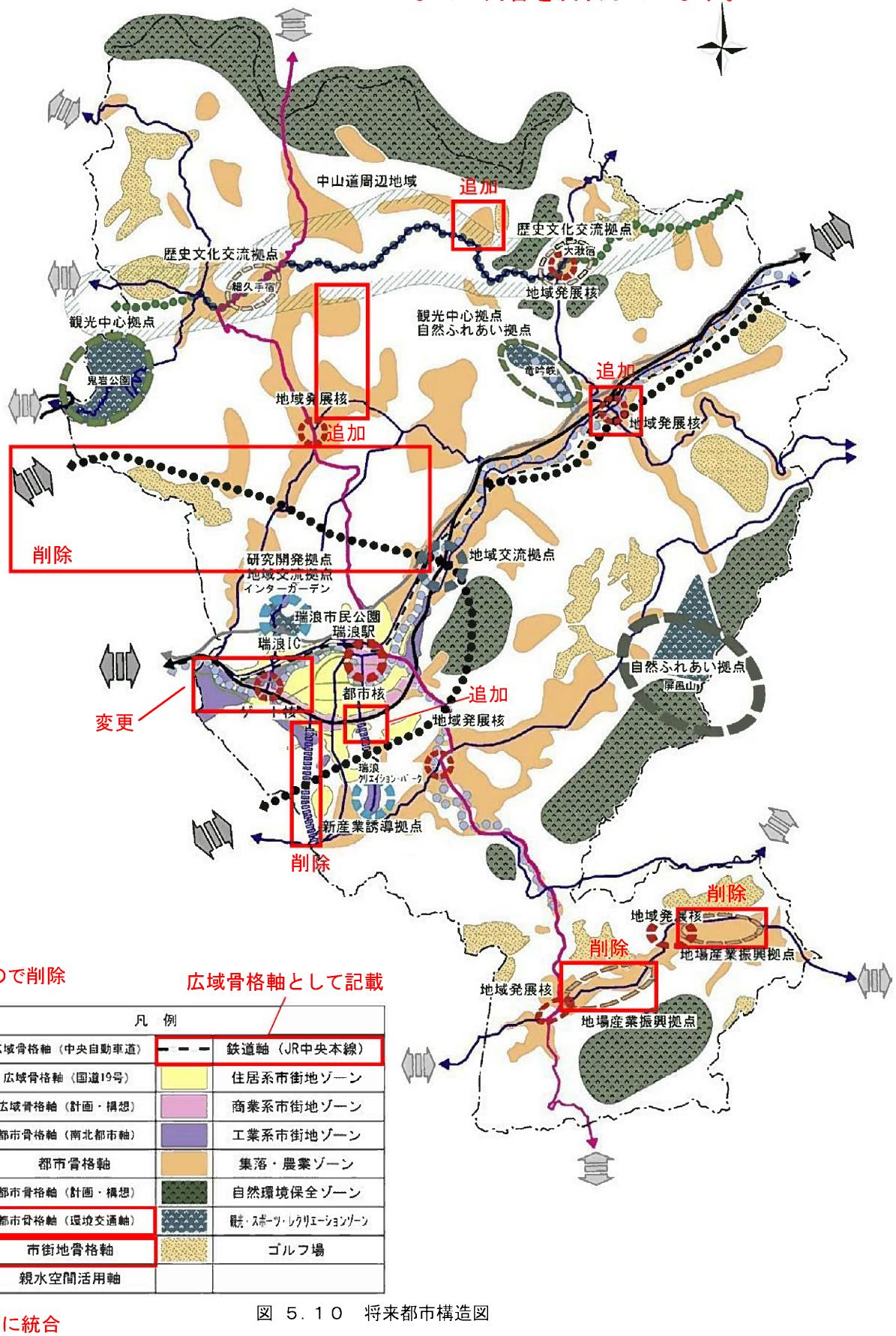


図 5.10 将来都市構造図

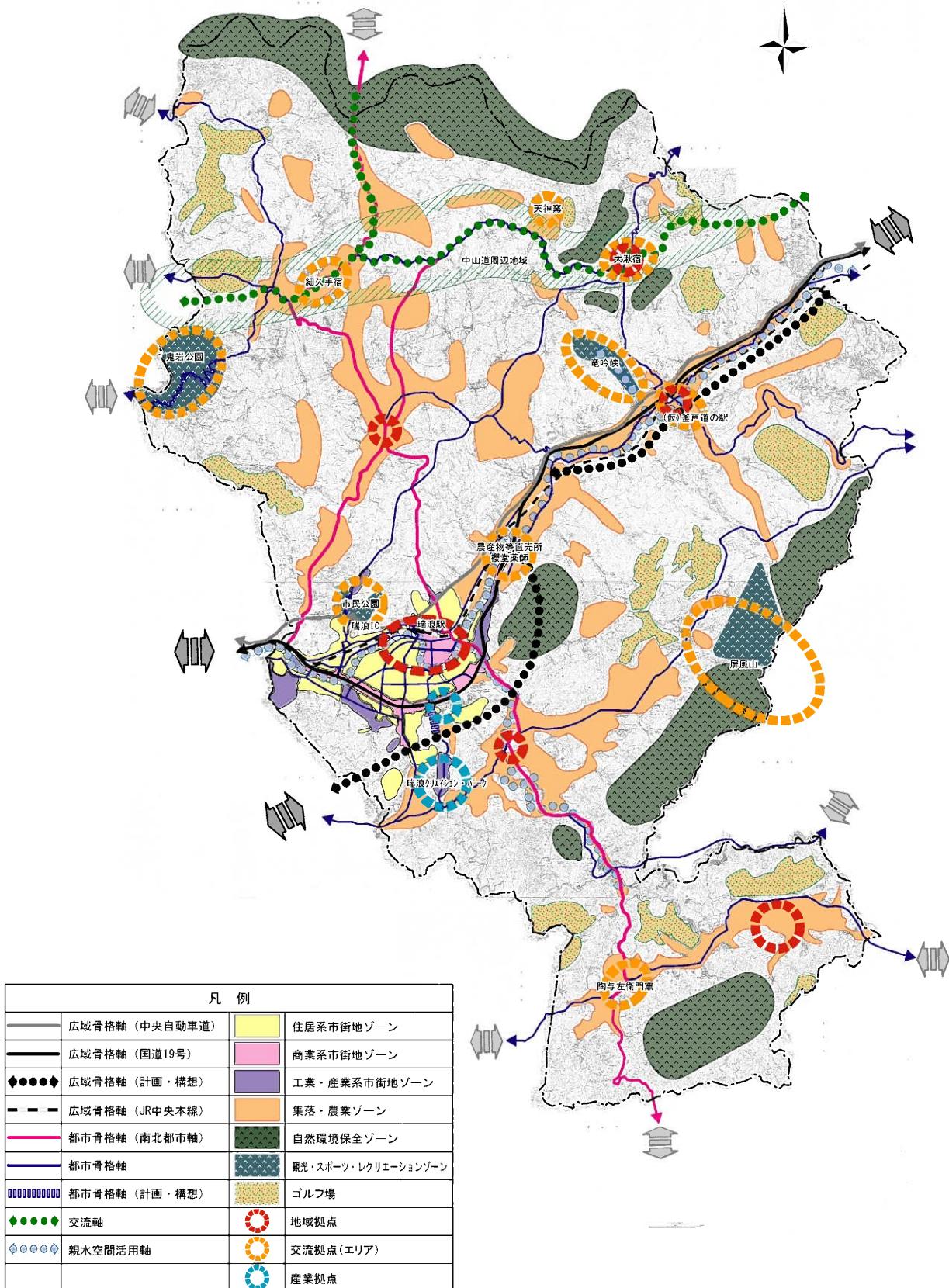


図 5.10 将来都市構造図

5-3 分野別まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の区分

本市における将来のまちづくりにあたっての望ましい土地利用のあり方を、総合計画の土地利用構想や前述した将来都市構造の「土地利用ゾーンの骨格」の考え方との整合を図りつつ、整備、開発または保全の観点から明らかにするため、土地利用の区分を以下のように設定します。

表 5.4 土地利用区分

区 分		土地利用イメージ	
↑ 都市的 土地利用 ↓ 自然的 土地利用	住宅地	低層住宅地	低層住宅を中心に誘導する地区
		中低層住宅地	中層住宅を中心に誘導するが低層住宅も混在する地区
		一般住宅地	中高層住宅を含め住宅が中心であるが、その他の施設の立地もある程度許容する地区
	商業地	中心商業地	商業・業務施設を中心に誘導する地区
		近隣商業地	日常的な商業機能を中心に誘導する地区
	工業地	工業施設や流通業務施設等を中心に誘導する地区	
	沿道利用地区	幹線道路沿いにおいて沿道サービス施設の立地を図る地区	
	集落・農業地区	既成市街地以外の集落地域や、農業の振興と農地の保全を図る地区	
	レクリエーション地区	野外活動や自然を活用した交流施設などのレクリエーションとしての利用を図る地区	
丘陵・森林地区		丘陵、森林の保全と育成を図る地区	

※「住宅地・商業地・工業地」は、既成市街地および市街地整備を促進する地域に位置づけられます

5-3 分野別まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の区分

本市における将来のまちづくりにあたっての望ましい土地利用のあり方を、総合計画の土地利用構想や前述した将来都市構造の「土地利用ゾーンの骨格」の考え方との整合を図りつつ、整備、開発または保全の観点から明らかにするため、土地利用の区分を以下のように設定します。

表 5.4 土地利用区分

区 分		土地利用イメージ	
↑ 都市的 土地利用 ↓ 自然的 土地利用	住宅地	低層住宅地	低層住宅を中心に誘導する地区
		中低層住宅地	中層住宅を中心に誘導するが低層住宅も混在する地区
		一般住宅地	中高層住宅を含め住宅が中心であるが、その他の施設の立地もある程度許容する地区
	商業地	中心商業地	商業・業務施設を中心に誘導する地区
		近隣商業地	日常的な商業機能を中心に誘導する地区
	工業地	工業施設や流通業務施設等を中心に誘導する地区	
	沿道利用地区	幹線道路沿いにおいて沿道サービス施設の立地を図る地区	
	集落・農業地区	既成市街地以外の集落地域や、農業の振興と農地の保全を図る地区	
	レクリエーション地区	野外活動や自然を活用した交流施設などのレクリエーションとしての利用を図る地区	
丘陵・森林地区		丘陵、森林の保全と育成を図る地区	

※「住宅地・商業地・工業地」は、既成市街地および市街地整備を促進する地域に位置づけられます

(2) 市街地における土地利用の方針

市街地については、前述の土地利用区分のうち、用途地域指定がなされている住宅地、商業地、工業地のほか、計画的な土地利用の展開を図る地域となります。

JR瑞浪駅を中心として商業・業務系の土地利用、その周辺に住居系の土地利用、西南部および東濃研究学園都市構想により展開される工業系の土地利用を配置します。また、国道19号の沿道においては、近隣商業地を主とした沿道サービス型の土地利用を配置します。

①住宅地

【低層住宅地】

JR瑞浪駅の北東に位置する一日市場地区周辺、土岐地区のほか、国道19号以南の明賀台および学園台などの住宅団地などを低層住宅地と位置づけます。

低層住宅地においては、戸建てを中心とした住宅地とし、ゆとりと潤いのある住環境を創出するため、地区計画や建築協定などにより、統一感のある街並みづくりや良好な居住環境の形成を図るとともに、土地利用混在の防止に努めます。

【中低層住宅地】

JR瑞浪駅北側の商業地に隣接する地区、土岐川を挟んで近接する中京高校周辺、瑞浪中央土地区画整理事業により基盤整備された（都）寺河戸山田線の周辺および山田町の住宅団地などを中低層住宅地と位置づけます。

中低層住宅地においては、アパートやマンション及び市営住宅などを計画的に配置し、快適で利便性の高い居住空間の整備を図ります。

【一般住宅地】

低層・中層住宅の立地を主としますが、その他の施設の立地もある程度許容する地区を一般住宅地として位置づけます。

一般住宅地においては、土地利用の混在による生活環境への影響に配慮するとともに、未利用地における計画的な土地利用を図り、安心・快適な都市型の居住空間を形成します。なお、基盤整備のおこなわれた明世地区については、準工業地域として用途地域指定されていますが、現況土地利用や市街化進展の状況を踏まえ、将来的には一般住宅地への転換を図ります。また、西小田地区をはじめとする他の準工業地域においても、地場産業である窯業・土石製品業が営まれており、住工混在地区となっていますが、今後も地場産業の維持・保全を図りつつ、良好な市街地環境の形成を図ります。

(2) 市街地における土地利用の方針

市街地については、前述の土地利用区分のうち、用途地域指定がなされている住宅地、商業地、工業地のほか、計画的な土地利用の展開を図る地域となります。

JR瑞浪駅を中心として商業・業務系の土地利用、その周辺に住居系の土地利用、西南部および瑞浪クリエイション・パークや瑞浪インターチェンジ北側に工業系の土地利用を配置します。また、国道19号や（一）上山田寺河戸線の沿道においては、近隣商業地を主とした沿道サービス型の土地利用を配置します。

①住宅地

【低層住宅地】

JR瑞浪駅の北東に位置する一日市場地区周辺、土岐地区のほか、国道19号以南の明賀台および学園台などの住宅団地を低層住宅地と位置づけます。

低層住宅地においては、戸建てを中心とした住宅地とし、地区計画や建築協定などを活用し、統一感のあるまちなみづくりやゆとりとうるおいのある良好な居住環境の形成を図ります。なお、住宅地として土地利用混在の防止に努めますが、周辺住民の生活に身近な施設（商業・サービス施設、医療・福祉施設等）については、居住環境に配慮した上で、適切な配置・誘導を図ります。

【中低層住宅地】

JR瑞浪駅北側の商業地に隣接する地区、土岐川を挟んで近接する中京高校周辺、瑞浪中央土地区画整理事業により基盤整備された（一）上山田寺河戸線の周辺および山田町の住宅団地などを中低層住宅地と位置づけます。

中低層住宅地においては、アパートやマンション及び市営住宅などを計画的に配置し、快適で利便性の高い居住空間の整備を図るとともに、周辺住民の生活に身近な施設（商業・サービス施設、医療・福祉施設等）の適切な配置・誘導を図ります。

【一般住宅地】

低層・中層住宅の立地を主としますが、周辺住民の生活に身近な施設（商業・サービス施設、医療・福祉施設等）の立地も許容する地区を一般住宅地として位置づけます。

一般住宅地においては、土地利用の混在による生活環境への影響に配慮するとともに、未利用地における計画的な土地利用を図り、安心・快適な都市型の居住環境を形成します。

なお、基盤整備のおこなわれた明世地区については、準工業地域として用途地域指定されていますが、現況土地利用や市街化進展の状況を踏まえ、将来的には一般住宅地への転換を図ります。また、地場産業である窯業・土石製品業が営まれている西小田地区をはじめとする他の準工業地域や西部の工業地域においては、今後も地場産業の維持・保全を図りつつ、良好な市街地環境の形成を図ります。

②商業地

【中心商業地】

J R 瑞浪駅周辺における既存の商業・業務機能が集積する「都市核」を中心商業地とします。郊外型の大型商業施設やロードサイド型の商業集積に伴い、中心商業地としての活力が低下してきていることから、魅力ある商業環境の形成を図ります。なお、「生活・文化・交流」の拠点として多様な都市的魅力のある市街地の整備を進めつつ、商業・サービス、業務機能のみならず交通ターミナル機能や情報基盤および交流機能の充実など、様々な都市機能の集積と向上を図り、周辺の土岐川および、市役所など公共施設が集積する地区と一体となったまちづくりを展開します。

【近隣商業地】

国道 19 号の沿道におけるゲート核 ((都) 狹間線との交差部周辺)、(都) 寺河戸山田線との交差部周辺、および (都) 公園線との交差部周辺、下益見地区を中心として近隣商業地を位置づけます。

近隣商業地においては、広域軸である国道 19 号における交通機能および背後地の居住環境に配慮したアプローチ道路や駐車場の配置を図ります。

③工業地

市街地南西部の大規模工業地区を中心に、(都) 和合山田線沿道の工業地区などにおける既存工業地を位置づけます。また、瑞浪クリエイション・パークは新産業創出の拠点として工業地に位置づけます。インターラーデンについては、先端技術に関する先進的な研究開発機関の充実を目指した計画的な開発を図りつつ、自然環境との調和に努めます。

工業地においては、産業活動の場としての機能面の整備を図るとともに、工場緑化などにより、潤いのある地域景観の形成を図ります。

④沿道利用地区

国道 19 号沿道については、近隣商業地に位置づける地区を除き、商業・サービス系施設・工業等の混在立地する沿道利用地区と位置づけ、背後の住宅地環境に配慮し、主要幹線道路の沿道利用を促進します。

なお、用途地域外の国道 19 号沿道においては、「(仮称) 瑞浪恵那道路」の整備に伴う沿道利用のポテンシャルが高まることが想定されますが、原則として集落・農業ゾーンにおける居住環境・営農環境に配慮した秩序ある土地利用を図るものとします。

その他、(都) 寺河戸山田線などの沿道利用が進んでいる市街地内の幹線道路沿道においても、周辺環境と調和した沿道サービス施設の立地や美しい沿道景観の形成を図るなど、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

**拠点、エリアの変更、用途変更等を反映しています。
文章表現を更新しています。**

②商業地

【中心商業地】

JR瑞浪駅周辺における既存の商業・業務機能が集積する「地域拠点」を中心商業地として位置づけます。

郊外型の大型商業施設やロードサイド型の商業集積に伴い、中心商業地としての活力が低下していることから、魅力ある商店の集積や買い物を楽しめる環境の形成を図ります。また、「生活・文化・交流」の拠点として、商業・サービス・業務機能のみならず、交通ターミナル機能や情報基盤および交流機能の充実など、多様な都市機能の集積・向上を図り、周辺の土岐川および、市役所など公共施設が集積する地区と一体となったまちづくりを展開します。

【近隣商業地】

明世地区や下益見地区の国道19号沿道、国道19号と市道公園通線や（一）上山田寺河戸線との交差部周辺、国道19号以南の（一）上山田寺河戸線沿道を近隣商業地として位置づけます。

近隣商業地においては、広域骨格軸である国道19号や都市骨格軸である（一）上山田寺河戸線における交通機能および背後地の居住環境に配慮したアプローチ道路や駐車場を配置した商業・サービス施設の集積を図ります。

③工業地

西部の工業専用地域や市街地南西部等の既存工業地、瑞浪クリエイション・パーク、瑞浪インテレンジ北側の研究開発機関の集積地を工業地として位置づけます。

工業地においては、産業活動の場としての機能面の整備を図るとともに、工場緑化などにより、うるおいのある地域景観の形成を図ります。

④沿道利用地区

近隣商業地以外の国道19号沿道については、商業・サービス施設・工業等が混在立地する沿道利用地区と位置づけ、背後地の居住環境に配慮し、主要幹線道路の沿道利用を促進します。

なお、用途地域外の国道19号沿道においては、「瑞浪恵那道路」の整備に伴う沿道利用のポテンシャルが高まることが想定されますが、原則として集落・農業ゾーンにおける居住環境・営農環境に配慮した秩序ある土地利用を図るものとします。

その他、（一）上山田寺河戸線などの沿道利用が進んでいる市街地内の幹線道路沿道においても、周辺環境と調和した沿道サービス施設の立地や美しい沿道景観の形成を図るなど、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

(3) 市街地外における土地利用の方針

本市の大部分を占める市街地外の土地利用については、国土利用計画および総合計画を踏まえ、以下に示す考え方により計画します。

**拠点、エリアの変更、用途変更等を反映しています。
文章表現を更新しています。**

①集落・農業地区

土岐川、小里川、日吉川等の主要河川沿いや丘陵地に点在する集落・農業地区は、生活基盤の整備による居住環境および地域活力の維持・保全を図るとともに、自然環境と調和した良好な集落・営農環境の形成を図ります。

【集落地】

本市における集落地においては、自然と調和する快適な生活環境や地域内外の多様な交流の推進を図るため、住民と共に取り組むきめ細やかな地域づくりの計画に基づき、道路や公園、下水道等の生活関連施設など、居住環境の整備を図ります。

また、地域の中心となるコミュニティ施設の整備・充実や利便施設の誘導を図り、地区の拠点性を高めることにより、コミュニティ機能の向上や生活文化の振興、地域内外の幅広い人々の多様な交流を推進し、地域に根ざした新しい生活文化の創造や活力ある地域づくりを進めます。

【農業地】

本市において、主要河川沿いや丘陵地に点在する農業地については、基盤整備がおこなわれ、集落と一体となった環境を形成し、貴重な緑地空間や都市近郊農地などといった様々な公益的な機能を有していることから、原則として保全を図ることとします。なお、地域の振興を図るために必要な整備・開発にあたっては、地域住民とともに秩序ある土地利用を図るものとします。

②レクリエーション地区

市域に点在する観光中心拠点（鬼岩公園、竜吟峡）、歴史文化交流拠点（中山道）、自然ふれあい拠点（屏風山周辺、竜吟峡）などにおいては、豊かな水と緑が織り成す美しい自然を活用したレクリエーション地区として位置づけ、自然との交流の場として自然環境を保全・整備しつつ、積極的な活用を図ります。

また、市域に多く点在するゴルフ場についても、自然環境の保全を図りつつ、本市の観光・レクリエーション拠点および観光ネットワークを形成します。

③丘陵・森林地区

市域北部の「飛騨木曽川国定公園」に指定された森林地域をはじめ、多くの保安林および特別緑地保全地区などを丘陵・森林地区と位置づけ、森林の適正な育成、管理を図り、自然環境の改変を伴う土地利用転換の抑制を図ります。

(3) 市街地外における土地利用の方針

本市の大部分を占める市街地外の土地利用については、国土利用計画および総合計画を踏まえ、以下に示す考え方により計画します。

①集落・農業地区

土岐川、小里川、日吉川等の主要河川沿いや丘陵地に点在する集落・農業地区は、生活道路等の生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努め、居住環境および地域活力の維持・保全を図るとともに、自然環境と調和した良好な集落・営農環境の形成を図ります。

【集落地】

集落地においては、自然と調和する快適な生活環境や地域内外の多様な交流の推進を図るため、地域住民と共に取り組むきめ細やかな地域づくりの計画などに基づき、**居住環境の整備を図ります。**

また、地域の中心となるコミュニティ施設の整備・充実や**生活利便施設**の誘導を図り、地区的拠点性を高めることにより、コミュニティ機能の向上や生活文化の振興、地域内外の幅広い人々の多様な交流を推進し、地域に根ざした新しい生活文化の創造や活力ある地域づくりを進めます。

【農業地】

主要河川沿いや丘陵地に点在する農業地については、基盤整備がおこなわれ、集落と一体となった環境を形成し、貴重な緑地空間や都市近郊農地などといった様々な公益的な機能を有していることから、原則として保全を図ることとします。なお、地域の振興を図るための必要な整備・開発にあたっては、地域住民とともに秩序ある土地利用を図るものとします。

②レクリエーション地区

市域に点在する**自然環境**（鬼岩公園、竜吟峡、屏風山等）、歴史文化資源（中山道等）周辺は、豊かな水と緑が織り成す美しい自然を活用したレクリエーション地区として位置づけ、自然との交流の場として自然環境を保全しつつ、**周辺整備により観光活用を図ります。**

また、市域に多く点在するゴルフ場についても、自然環境の保全を図りつつ、**本市の観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。**

③丘陵・森林地区

市域北部の「飛騨木曽川国定公園」に指定された森林地域をはじめ、多くの保安林および特別緑地保全地区などを丘陵・森林地区と位置づけ、森林の適切な育成、管理を図り、自然環境の改変を伴う土地利用転換の抑制を図ります。

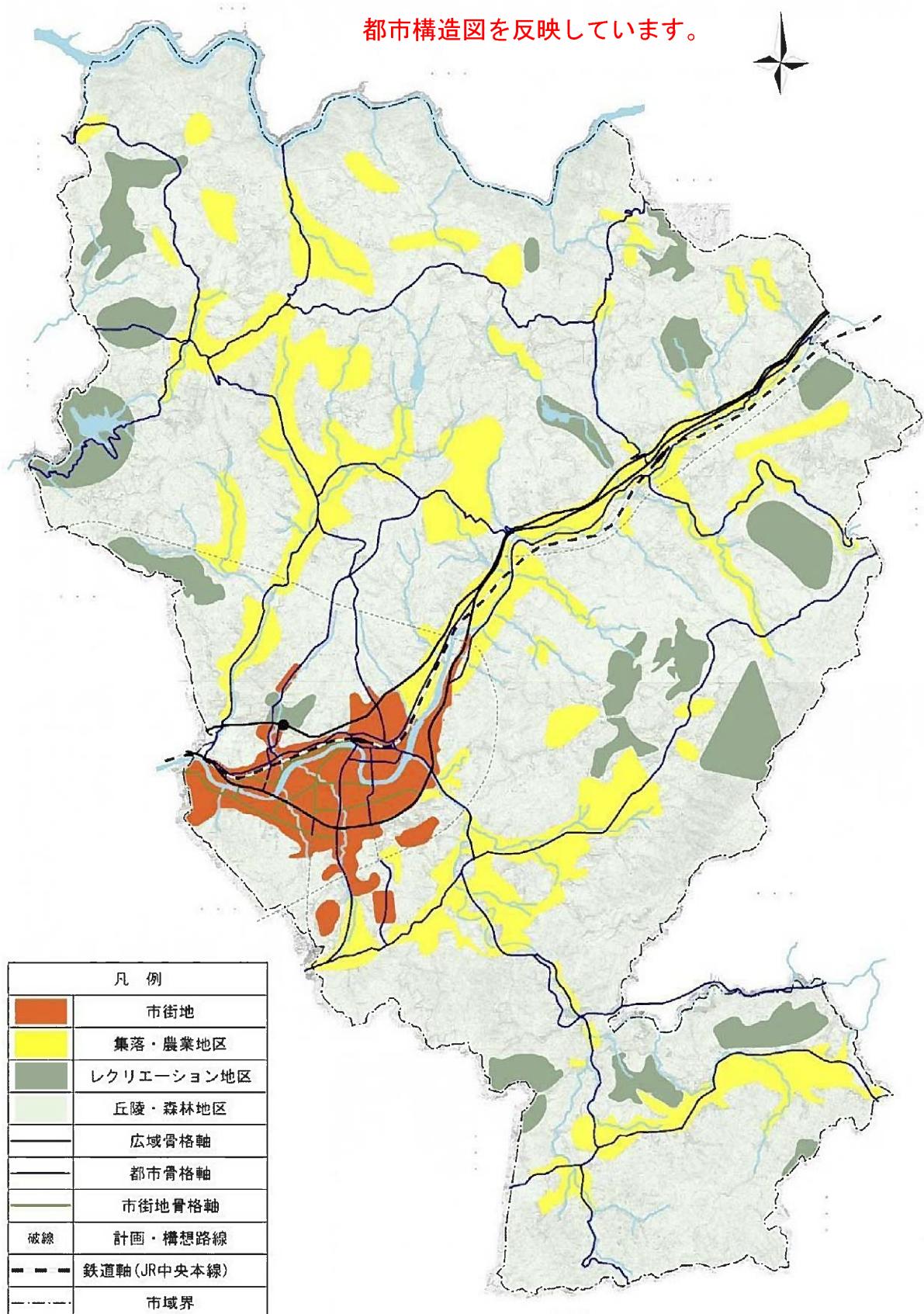


図 5.11 土地利用区分図（市全域）

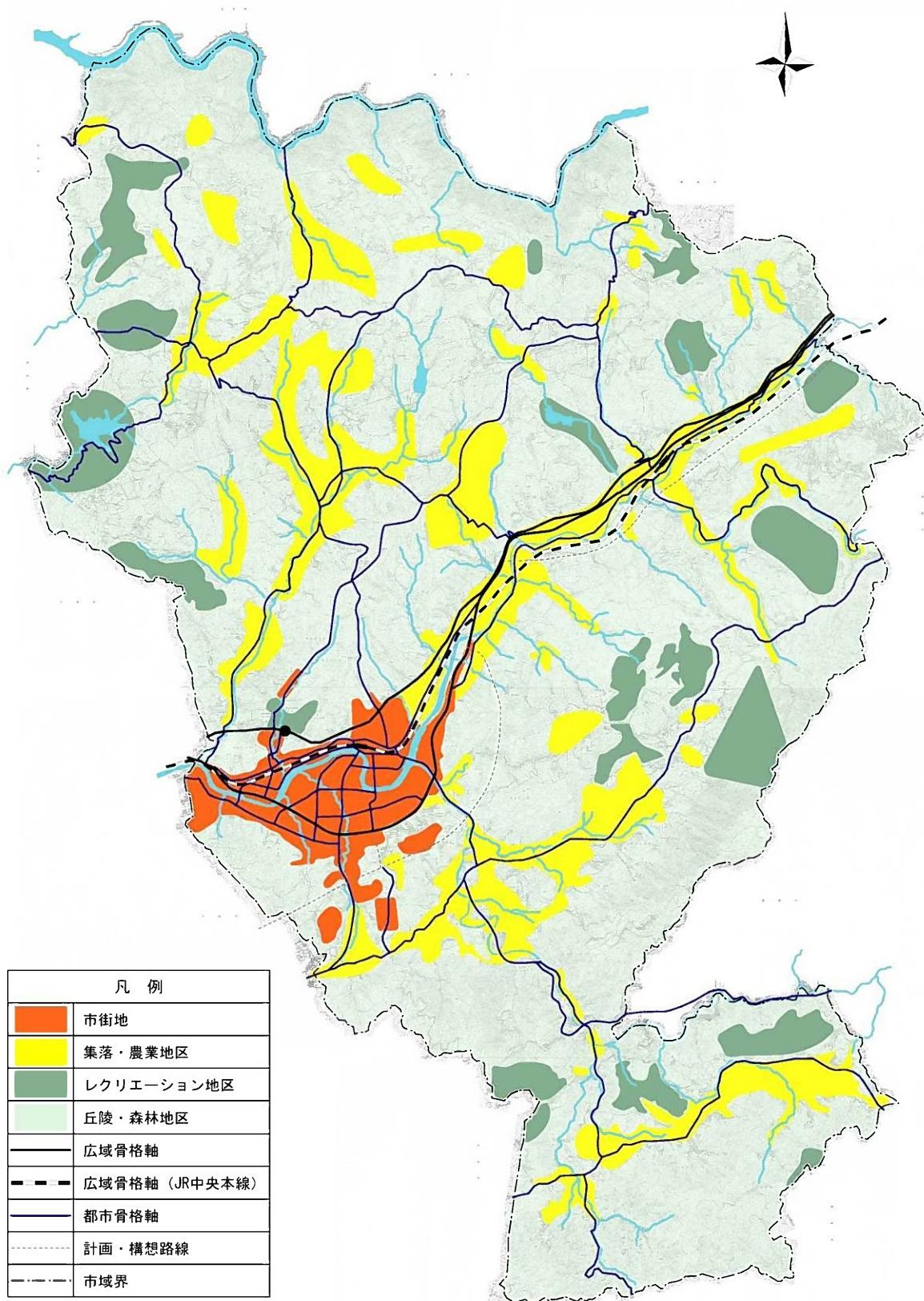


図 5.11 土地利用区分図（市全域）

都市構造図、用途変更等を反映しています。

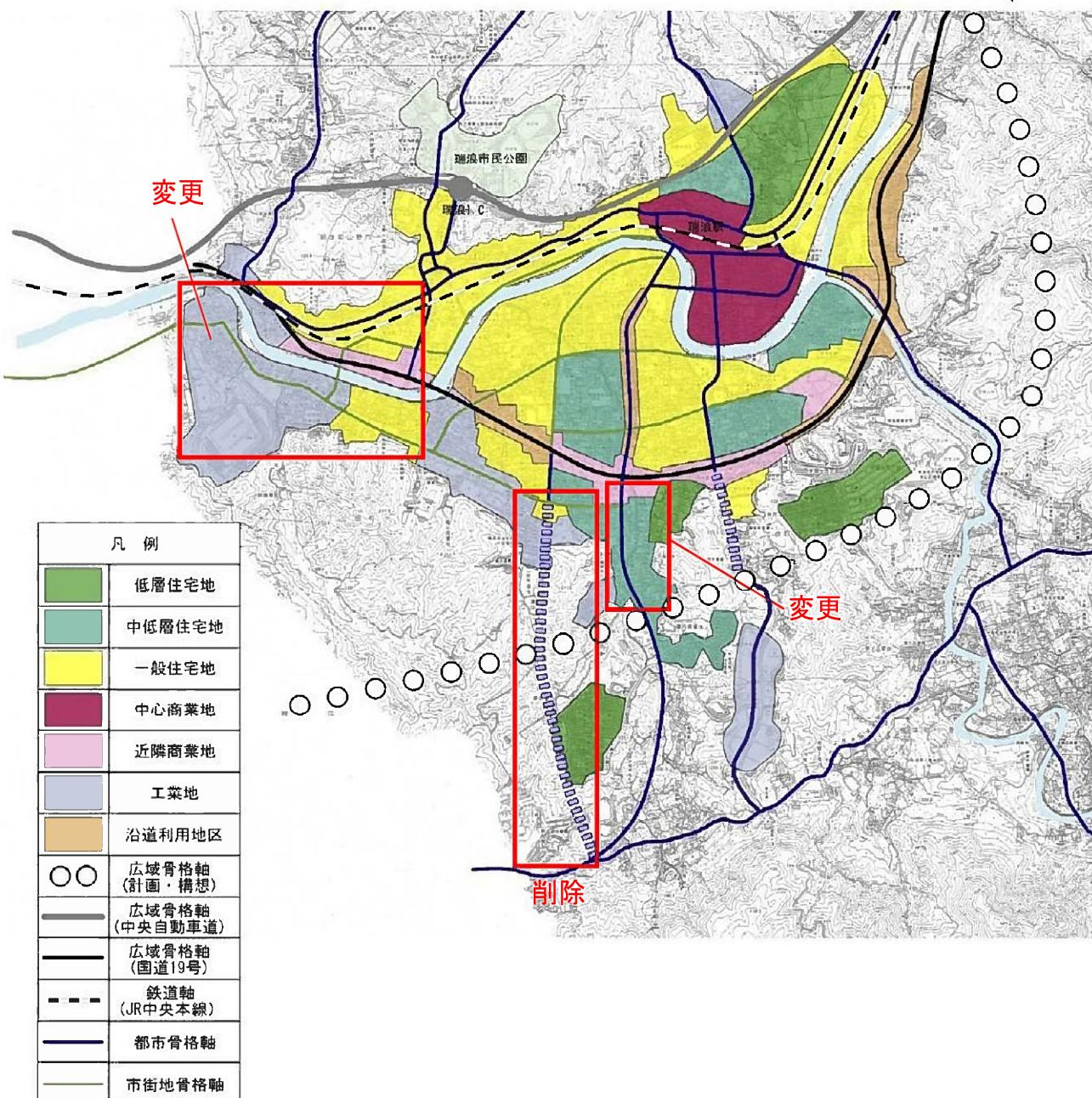


図 5.12 土地利用区分図（市街地部）

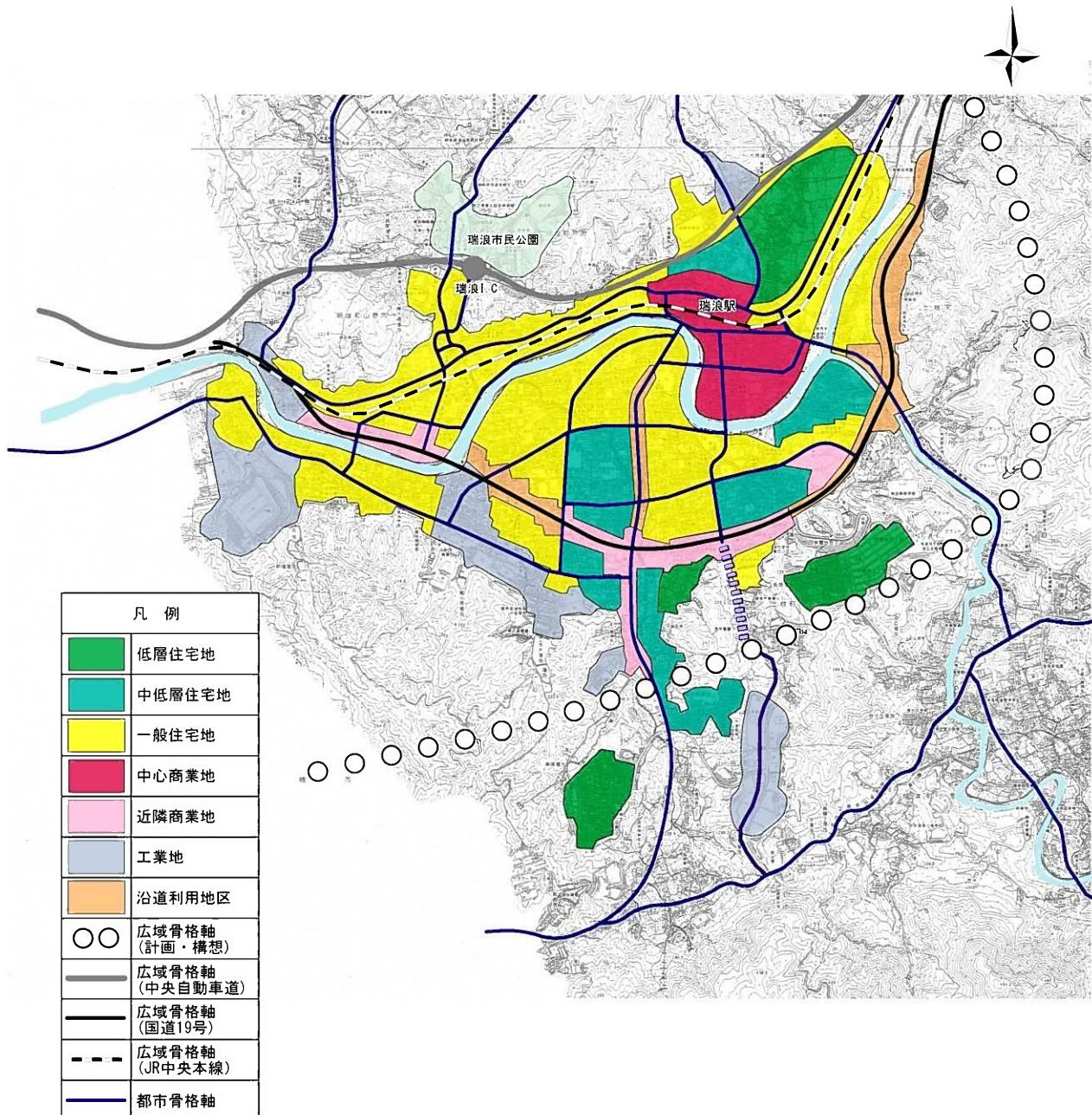


図 5.12 土地利用区分図（市街地部）

2. 道路・交通施設の整備方針

(1) 将来道路網形成の基本的な考え方 **最新の道路網整備計画に合せて更新しています。**

本市の将来道路網形成は、「瑞浪市道路網計画（平成14年）」における将来道路動線形成の基本方針を踏まえ、以下のように設定します。

- ① 東西方向機能および流入出機能を強化する道路網の整備
- ② 東濃研究学園都市構想を支援する道路網の整備
- ③ 中心市街地の活性化および周辺地区との連絡強化のための道路整備
- ④ 周辺部集落の生活支援と災害時の避難路の確保
- ⑤ 歩行者・自転車の走行空間の快適性、安全性の確保
- ⑥ 國際化、余暇化等にも配慮した道路整備・案内の充実
- ⑦ 自然生態系の保全、環境と調和した道路整備

(2) 道路の整備方針

本市においては、都市計画道路の整備が完了していることから、今後は、圏域ネットワークの強化と交通網の充実を図るため、(仮称) 瑞浪恵那道路や(仮称) 東濃西部都市間連絡道路など、主要幹線道路の整備を促進するとともに、市内の幹線道路及び補助幹線道路の整備推進を図ります。また、生活道路については、費用対効果を考慮して、地域のニーズに沿った整備を計画的に進めています。なお、整備された道路については、地域との協働を図り、適切な維持管理に努めます。

表 5.5 道路の整備方針（種別）

種 別	機 能
主要幹線道路	都市間交通、通過交通等を大量に処理する高規格幹線道路。「5-2-5 交通体系の骨格」において、「広域骨格軸」に位置づけられた路線とします。
幹線道路	主要幹線および主要交通発生源を連絡し、都市全体に網状に配置され、都市の骨格を形成する道路。近隣住区（地区）の外郭を形成することが多い道路。「5-2-5 交通体系の骨格」において、「都市骨格軸」に位置づけられた路線のほか、一部「市街地骨格軸」の路線を含みます。
補助幹線道路	近隣住区と幹線道路を結ぶ集散道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を持つ道路。幹線道路に位置づけられない「市街地骨格軸」のほか、都市計画道路などの路線とします。
生活支援道路	沿道宅地に直接接して設置され、住民の生活を支援するための道路。

2. 道路・交通施設の整備方針

(1) 将来道路網形成の基本的な考え方

本市の将来道路網形成は、「瑞浪市道路網計画（平成25年）」における幹線道路網の基本方針を踏まえ、以下のように設定します。

【交通機能】

- ①都市間の連絡性を強化する道路の整備
- ②市の中心部と市内各地域の連絡性をより一層強化する道路の整備
- ③地域のニーズに沿った生活道路の整備

【都市構造上の機能】

- ④市の中心部と市内に点在する集落地との連絡性を強化する道路の整備
- ⑤瑞浪市都市計画マスターplanにおいて位置付けられている拠点相互を接続する道路の整備

【空間・環境保全機能】

- ⑥観光機能を強化した道路や地域資源を活用した道路の整備
- ⑦防災機能に着目した道路の整備
- ⑧災害時に迂回路として機能する道路の整備

(2) 道路の整備方針

本市の都市計画道路は、3・4・1 国道19号線（瑞浪恵那道路）以外は整備が完了していることから、今後は、圏域ネットワークの強化と交通網の充実を図るため、瑞浪恵那道路や東濃西部都市間連絡道路など、主要幹線道路の整備を促進するとともに、市内の幹線道路及び補助幹線道路の整備推進を図ります。

また、生活道路については、費用対効果や一定の評価基準に基づく優先順位を考慮して、地域ニーズに沿った整備を計画的に進めています。

なお、整備された道路については、地域との協働を図り、適切な維持管理に努めます。

表 5.5 道路の整備方針（種別）

種 別	機 能
主要 幹線道路	広域的な交通処理機能を確保するための道路。「5-2-5 交通体系の骨格」において、「広域骨格軸」に位置づけられた路線とします。
幹線道路	本市の骨格を形成するとともに、近隣市との連絡、都市内交通を処理する機能を担う道路。「5-2-5 交通体系の骨格」において、「都市骨格軸」に位置づけられた路線（一部を除く）とします。
補助 幹線道路	主要幹線道路と幹線道路を補完する道路。幹線道路に位置づけられない「都市骨格軸」のほか主な市道とします。
生活道路	沿道宅地に直接接して設置され、地域住民の生活を支援するための道路。

(3) 鉄道

本市においては、JR中央本線が市域を横断しており、瑞浪駅、釜戸駅の2駅が設置されています。鉄道は、通勤・通学をはじめとする市民生活を支える大量輸送の交通機関であり、輸送力の強化や快適性・利便性の向上を関係機関に働きかけていきます。

また、リニア中央新幹線については、早期実現と東濃地域への停車駅誘致など、関係機関や団体などと連携する取り組みを進めます。

(4) バス

バスについては、本市における中心部と周辺部を連絡する重要な公共交通移動手段であり、地域の生活環境の観点からも存続のための財政措置を継続するとともに、コミュニティバスについては広報啓発活動等を行い利用者の増加を図ります。

また、地域とともに利用を促進するために、ニーズのある路線やダイヤ改正などについて、関係機関に働きかけ、利用者の利便性の向上を図ります。

(5) その他の交通施設

①駅前広場

本市の駅前広場の整備は完了しており、今後は市の玄関口・地域の拠点として、交通結節機能だけではなく、人々の交流拠点として、集い・語らうことの出来るよう適正な維持管理を図ります。

②駐車場・駐輪場

駐車場や駐輪場の整備については、公共公益施設や商業施設などにおいて、需要にあわせた整備・指導を図り、快適で安全な道路環境の維持に努めます。

↑総合計画に基づき、内容及び、文章表現を変更しています

(3) 鉄道

本市の鉄道は、JR中央本線が市域を横断しており、瑞浪駅、釜戸駅の2駅が設置されています。

鉄道は、通勤・通学をはじめとする市民生活を支える大量輸送の交通機関であり、輸送力の強化や快適性・利便性の向上を関係機関に働きかけていきます。

また、平成39年（2027年）の開業を目指すリニア中央新幹線開通により、大きな経済波及効果が見込まれることから、広域的な交通軸の形成のために各種関係団体と調整を図ります。

(4) バス等

コミュニティバス及びデマンド交通については、本市における中心部と周辺部を連絡し、自動車以外の交通手段を持たない市民にとって重要な公共交通移動手段であり、地域の生活環境を維持する観点からも存続のための財政措置を継続します。このため、コミュニティバス等については、ニーズを踏まえた路線再編や利便性の向上、利用者の維持・増加を図るとともに、総合的な公共交通体系の構築に向けた取組を進めます。

(5) その他の交通施設

①駅前広場

本市の駅前広場の整備は完了し、今後は市の玄関口・地域の拠点として、交通結節機能だけでなく、人々の交流拠点として、集い・語らうことの出来るよう拡充を図ります。

②駐車場・駐輪場

駐車場や駐輪場の整備については、公共公益施設や商業施設などにおいて、需要にあわせた整備・指導を図り、快適で安全な道路環境の維持に努めます。

3. 公園・緑地の整備方針

(1) 基本的な考え方

公園・緑地は、都市の中のオープンスペースとして居住者の快適な生活の向上を図るものであり、さらには災害時の避難地として重要な役割を果たすなど多面的な機能を持ちます。そのため、余暇時間の増大や高齢社会などの市民ニーズに対応するとともに、「安心・快適で個性豊かな都市環境の創造」を図るため、地域の個性を活かした特徴のある公園の計画的な整備を進めます。

また、公園・緑地のみならず豊富な自然環境を活用したネットワーク化により、地域特性を活かした特色ある施設整備や緑化推進を図り、快適な都市環境の創造を目指します。なお、地区レベルの公園・緑地の整備にあたっては、計画段階から積極的な住民参加を図り、地区特性やニーズにあわせた施設整備や施設管理についても住民の協力が得られるように努めます。

(2) 公園・緑地の整備方針

本市における都市計画決定された公園・緑地は 36.4ha であり、全て整備済みとなっています。また「竜吟峡特別緑地保全地区」として、約 40ha が指定されています。

しかしながら、市街地においては街区レベル公園の充実を図る必要があり、道路整備などに伴う残地などを有効に活用して、広場やポケットパークなどきめ細やかな施設整備を進める必要があります。また、周辺部においても、土岐川における水辺の楽校など自然環境を活かした公園をはじめ、地域のコミュニティ機能の向上や文化、学習などの機能を有する有効に利用できる公園・緑地の整備を図ります。

なお、親水軸に位置づけられている市内を流れる土岐川や小里川などにおいては、親水空間と一体となった水と緑のネットワークの形成を図ります。

そのほか、「竜吟峡特別緑地保全地区」については、地域内の風土を維持し、自然環境の保全に努めています。

↑総合計画に基づき、内容を一部変更しています

3. 公園・緑地の整備方針

(1) 基本的な考え方

公園・緑地は、**都市の中で憩いの場やレクリエーション・スポーツの場として市民の快適な生活の向上を図るもの**であり、さらには災害時の避難地として重要な役割を果たすなど多面的な機能を持ちます。そのため、余暇時間の増大や高齢化の進行、ニーズの多様化に対応するとともに、「**安心・快適で利便性の高い個性豊かな都市環境の創造**」を図るため、地域の個性を活かした身近な公園の計画的な整備を進めます。

また、公園・緑地のみならず豊富な自然環境を活用したネットワーク化により、地域特性を活かした特色ある施設整備や緑化推進を図り、快適な都市環境の創造を目指します。なお、地区レベルの公園・緑地の整備にあたっては、計画段階から積極的な住民参加を図り、地区特性やニーズにあわせた施設整備を図るとともに、地域住民との協働による維持管理に努めます。

(2) 公園・緑地の整備方針

本市の**都市計画公園**は 41.7ha 全て整備を完了しており、今後は、適切な維持管理に努めます。

また、瑞浪市民公園については、文化拠点としてさらに充実させるため、再整備を推進します。その他の児童遊園地をはじめとした既存の公園については、老朽化する遊具などの施設を計画的に点検・修繕し、安心して利用できる環境を維持します。

そのほか、親水空間活用軸に位置づけられている市内を流れる土岐川や小里川などにおいては、親水空間と一体となった水と緑のネットワークの形成を図り、「竜吟峡特別緑地保全地区」については、地域内の風土を維持し、自然環境の保全に努めます。

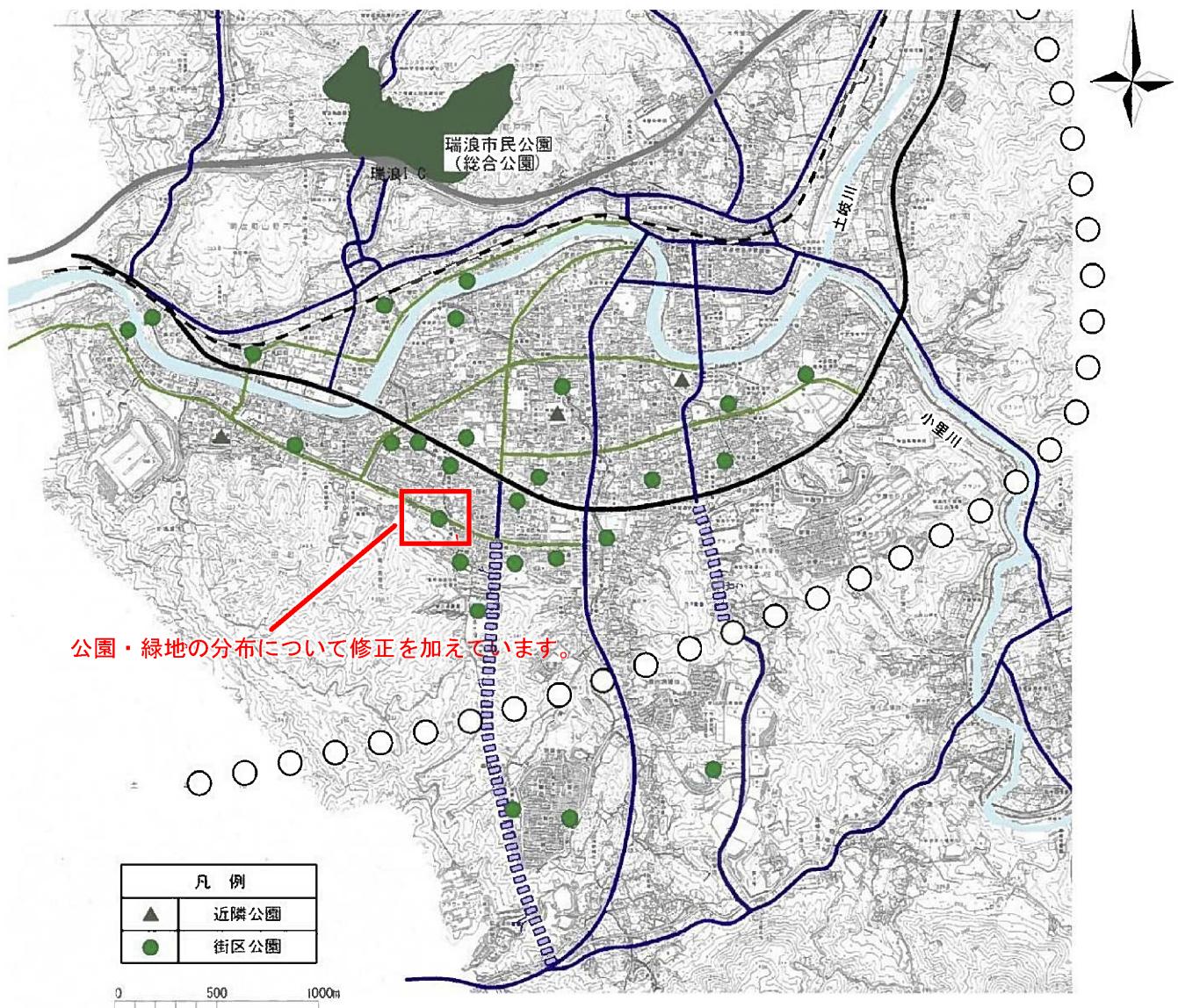


図 5.13 公園・緑地の整備方針

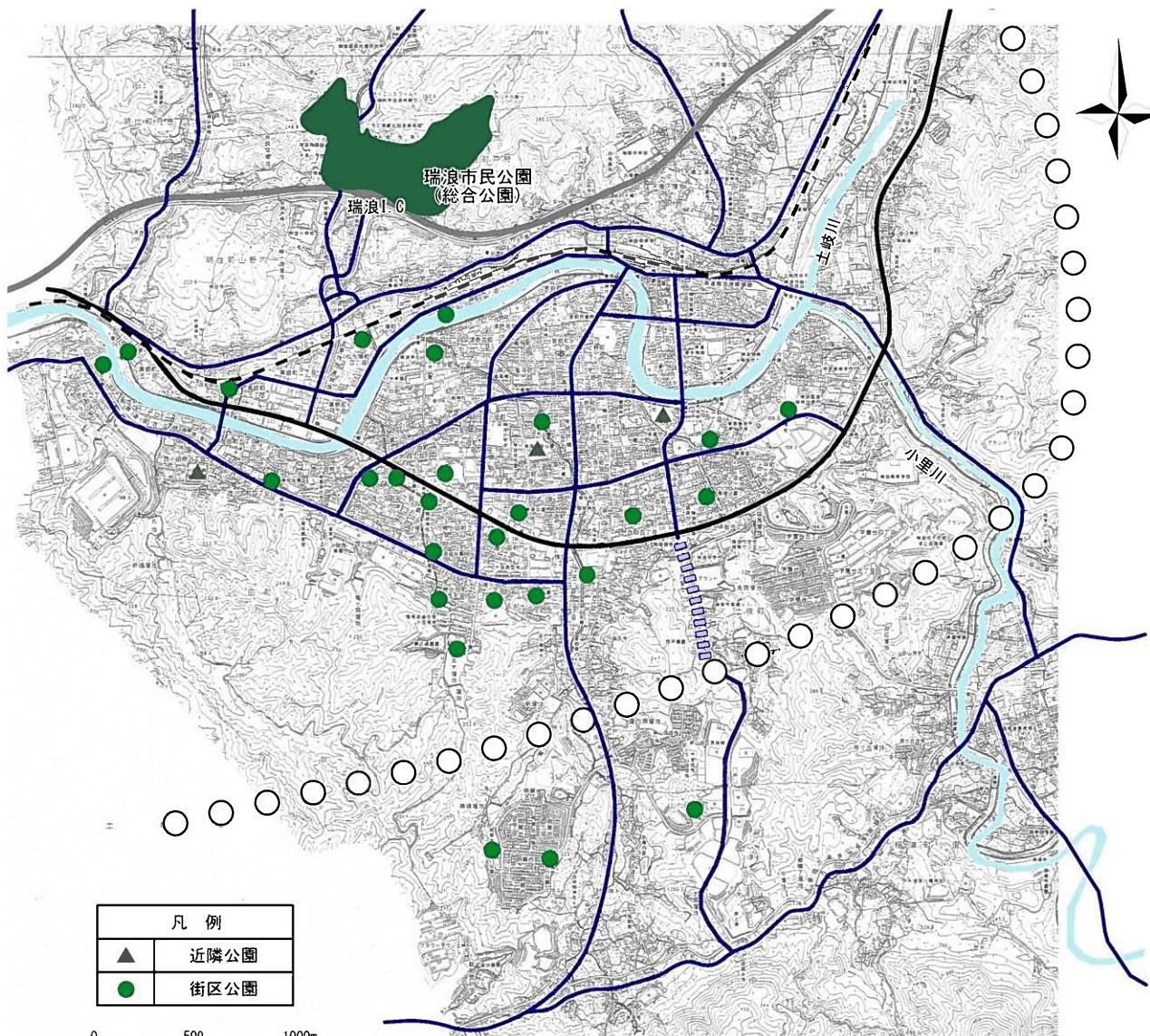


図 5.13 公園・緑地の整備方針

4. 河川及び上下水道の整備方針

(1) 河川

本市には、一級河川が 12 河川あり、その内訳は木曽川水系 2 河川、庄内川水系 10 河川です。河川の整備は、治水事業としての安全性確保に加え、親水空間としての整備・活用が求められており、土岐川、万尺川、狭間川沿いについては親水空間化に努めるものとします。

特に、土岐川は本市の都市骨格を形成する河川であり、緑道化とあわせ河畔に新たなポケットパークを整備するなど、本市の個性を演出する空間として位置づけ、環境整備を促進します。

また、治水安全度を高め、地域の生命・財産を守るため、土岐川・日吉川の河川改修を促進します。

(2) 上下水道

①上水道

未給水地域解消事業を推進するとともに、災害に強い水道施設整備を推進するため、老朽化した配水池および管路等の改築更新や耐震化を計画的に実施し、市民生活に欠かせない水の安定供給に努めます。

②下水道

本市における市街地内の公共下水道事業はほぼ終了しています。集落地においては、稲津地区および釜戸地区における公共下水道事業を推進するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業による効率的、かつ効果的な手法を選択することにより、生活環境の整備と公共水域の水質保全に努めます。

↑ 総合計画に基づき、文章表現を一部変更しています

4. 河川及び上下水道の整備方針

(1) 河川

本市には、一級河川が 12 河川あり、その内訳は木曽川水系 2 河川、庄内川水系 10 河川です。河川の整備は、治水事業としての安全性確保に加え、親水空間としての整備・活用が求められており、土岐川、万尺川、狭間川沿いについては親水空間化に努めるものとします。

特に、土岐川は本市の都市骨格を形成する河川であり、**ウォーキングコースの指定など、憩いの場、交流の場としての利活用を図ります。**

また、治水安全度を高め、地域の生命・財産を守るため、土岐川・日吉川の河川改修を促進します。

(2) 上下水道

①上水道

災害に強い水道施設整備を推進するため、老朽化した配水池および管路等の改築更新や耐震化を計画的に実施し、市民生活に欠かせない水の安定供給に努めます。

②下水道

本市における市街地内の公共下水道事業はほぼ終了しています。今後は、災害に強い下水道施設整備を推進するため、老朽化した処理場、ポンプ場および管路等の改築更新や耐震化を計画的に実施し、生活環境の整備と公共水域の水質保全に努めます。

河川のプロットについて修正を加えています

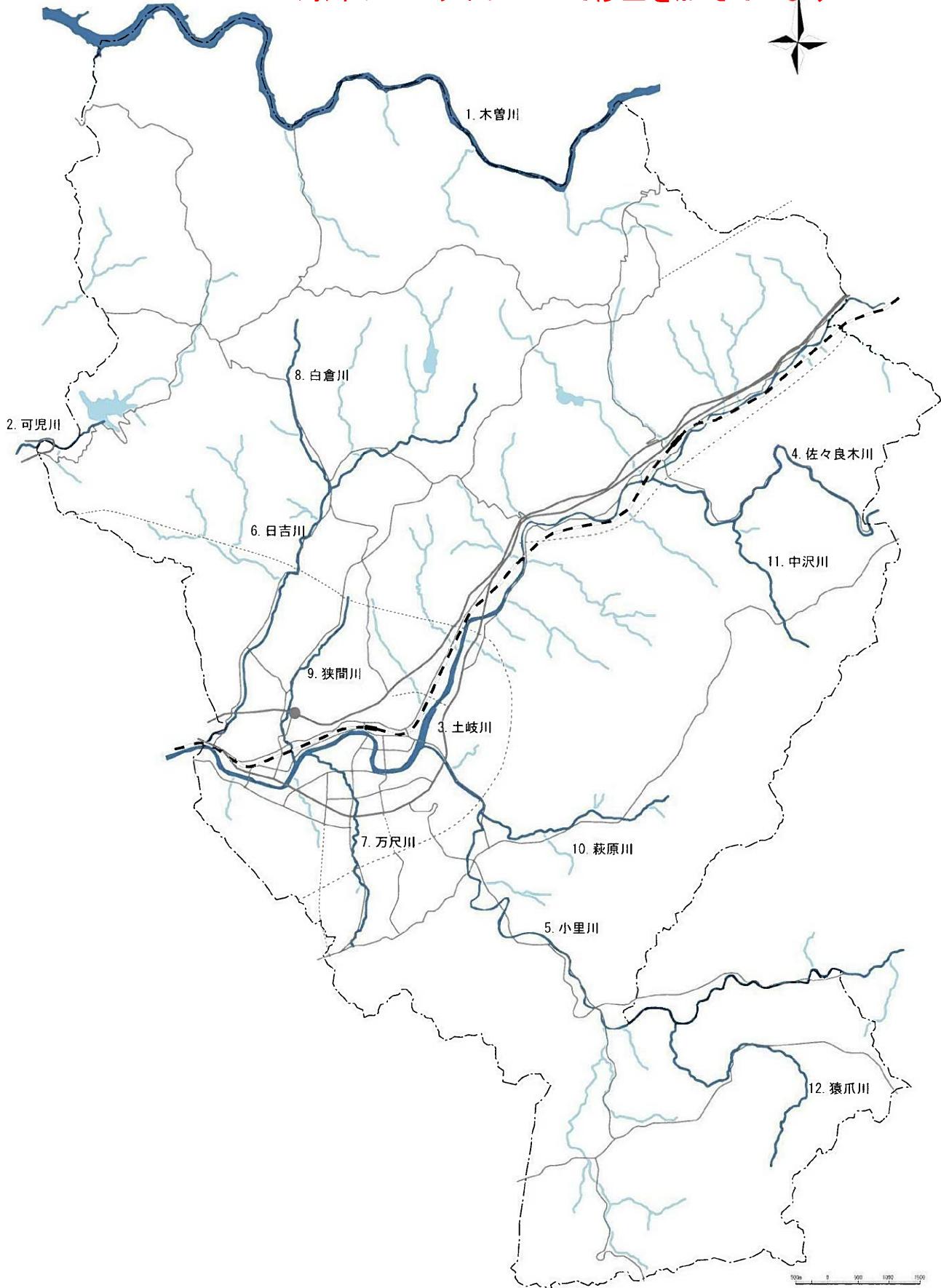


図 5.14 河川の整備方針

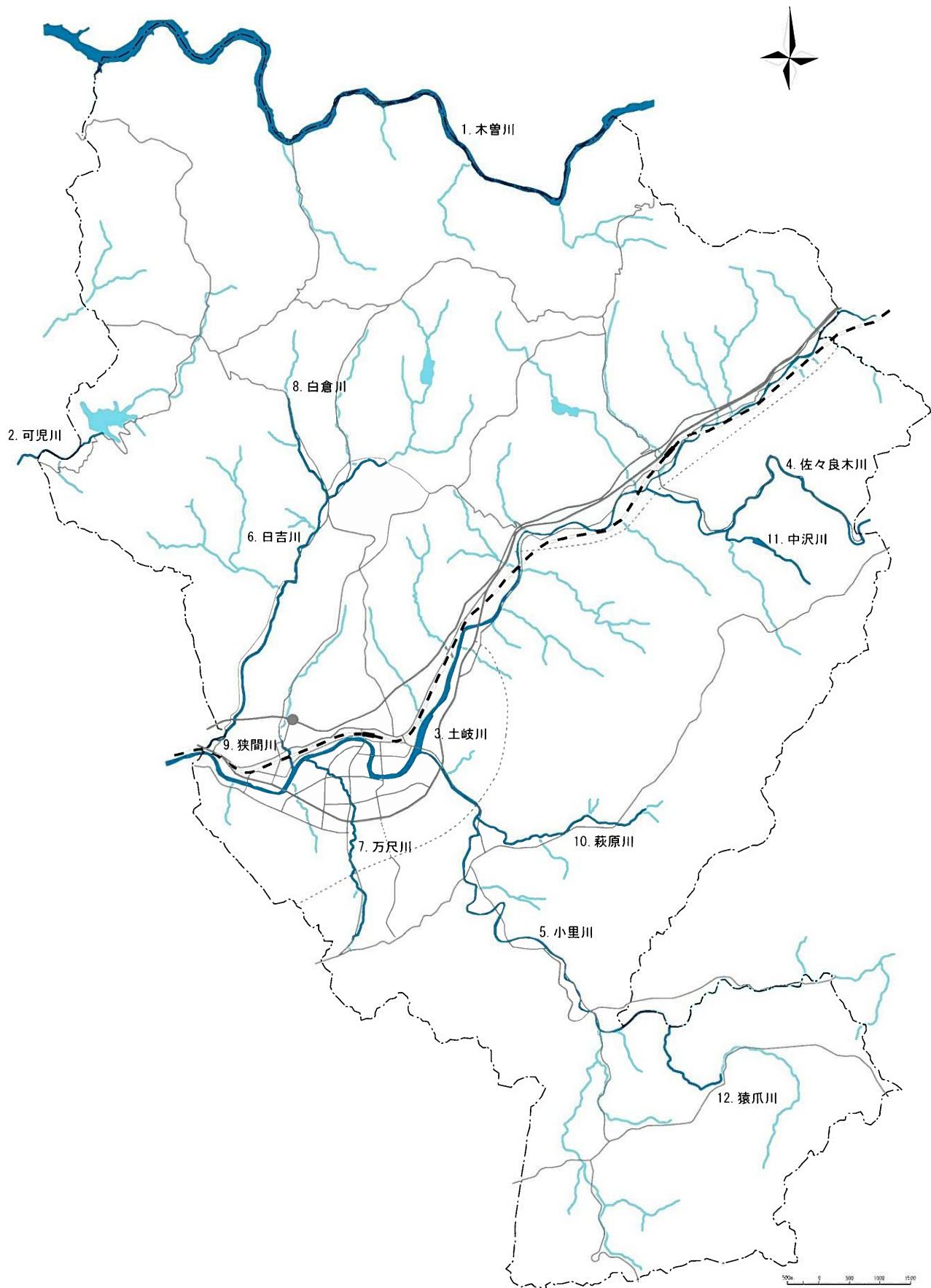


図 5.14 河川の整備方針

5. 市街地の整備方針

土地区画整理事業の完了を反映しています。

(1) 市街地整備の基本的な考え方

本市における今後の市街地整備にあたっては、前述までの「土地利用の方針」「道路・交通施設の整備方針」等を踏まえ、以下のように設定します。

- ・ 中心市街地の活性化を図るため、商店街活性化総合支援事業、その他基盤整備を積極的に推進します。
- ・ その周辺の住宅地区は、土地利用計画に定められた土地利用を推進するため、基盤整備と地区計画制度などによる土地利用・建築物の規制・誘導を推進します。
- ・ 南北都市軸、(仮称) 東濃西部都市間連絡道路等の幹線道路整備を促進し、市街地の骨格道路網を形成します。
- ・ 市街地内の都市環境の向上を図るため、公園・緑地整備や都市緑化を積極的に推進します。

(2) 市街地の整備手法

都市基盤整備の状況や計画を踏まえ、市街地の整備手法を以下に整理します。

①現行市街地

現行市街地では、居住環境を向上して良好な宅地を供給する土地区画整理事業は、概ね完成しています。現在進められている組合施行の下益見土地区画整理事業を計画どおり実施するとともに、既に基盤整備された宅地の有効利用促進と地域の利便性や魅力の向上を総合的に進めます。

表 5.6 市街地の整備手法（現行市街地）

地区名	整備方針
下益見	下益見土地区画整理事業（施行中）の整備推進を図ります。

②その他拡大市街地

拡大市街地については、「第3章 人口・土地利用フレーム」より、計画期間内においては、基本的に現行の用途地域内において対応します。

5. 市街地の整備方針

(1) 市街地整備の基本的な考え方

本市における今後の市街地整備にあたっては、前述までの「土地利用の方針」「道路・交通施設の整備方針」等を踏まえ、以下のように設定します。

- ・ 中心市街地の活性化を図るため、**商店街活性化支援事業**、その他基盤整備を積極的に推進します。
- ・ その周辺の住宅地区は、土地利用計画に定められた土地利用を推進するため、基盤整備と地区計画制度などによる土地利用・建築物の規制・誘導を推進します。
- ・ 南北都市軸、東濃西部都市間連絡道路等の幹線道路の整備を促進します。
- ・ **市街地の道路網の充実、狭あい道路の解消を図ります。**

(2) 市街地の整備手法

都市基盤整備の状況や計画を踏まえ、市街地の整備手法を以下に整理します。

①現行市街地

現行市街地では、居住環境を向上して良好な宅地を供給する土地区画整理事業は完了しており、**今後は、駅周辺地区の宅地の有効利用促進と地域の利便性や魅力の向上を、市街地再開発事業等の活用を検討しながら、総合的に進めます。**

②その他拡大市街地

拡大市街地については、「第3章 人口・土地利用フレーム」より、計画期間内においては、基本的に現行の用途地域内において対応しますが、**地域の活性化や就業の場を確保するため、新たな工業団地の開発に向けた検討を進めます。**

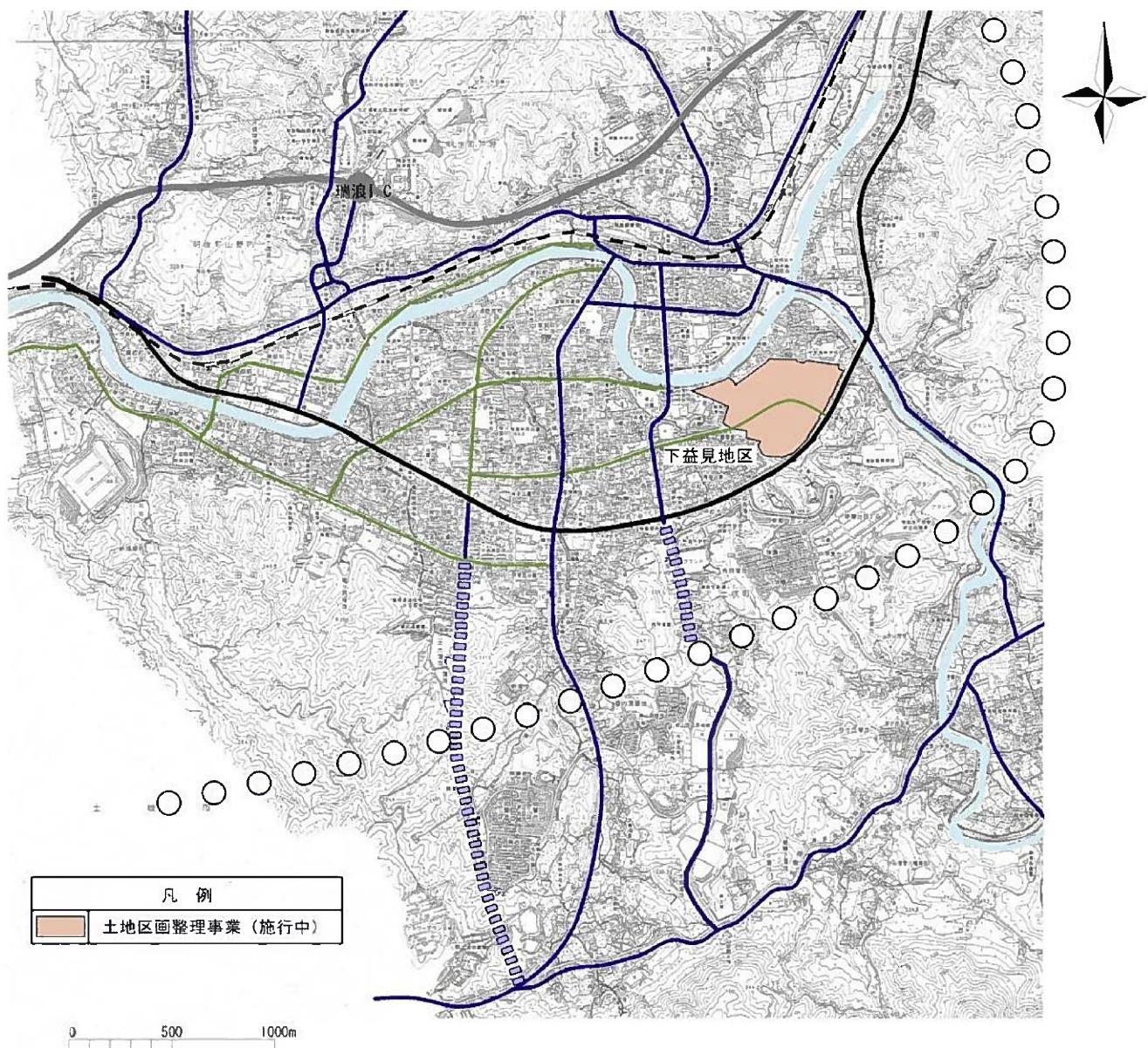


図 5.15 市街地の整備方針

土地区画整理事業完了のため、削除しています。

※土地区画整理事業完了のため削除しています

6. 自然環境保全の方針

(1) 森林

本市の北部には、木曽川に面する「飛騨木曽川国定公園」に指定された広大な森林地域が位置しています。また、市内には保安林も多く、丘陵・森林地区の保全を図りながら、自然環境の保全に努めるとともに、水資源の確保を図る必要があります。

また、竜吟峡周辺の森林は特別緑地保全地区に指定されており、良好な自然環境を有するとともに、保水機能も有しているため、災害防止の観点からも森林保全に努めるものとします。

(2) 河川

本市には自然環境の良好な木曽川があり、その周辺は「飛騨木曽川国定公園」として保全が図られています。

また、市街地を流れる土岐川については、下水道などの整備の促進により水質保全を図るとともに、都市の骨格となる緑の空間として親水化を図ります。

(3) 農地

丘陵地の農地や河川沿いの低地部の農地は、大半がほ場整備により開発されたものであり、樹林地に代わる保水機能や遊水機能を有するとともに、市街地周辺や幹線道路周辺の農地は、田園景観を構成する緑となっており保全を図る必要があります。

↑総合計画に基づき、文章表現を一部変更しています

6. 自然環境保全の方針

(1) 森林

本市の北部には、木曽川に面する「飛騨木曽川国定公園」に指定された広大な森林地域が位置しています。また、市内には保安林も多く、丘陵・森林地区の保全を図りながら、自然環境の保全に努めるとともに、水資源の確保を図る必要があります。

また、竜吟峡周辺の森林は特別緑地保全地区に指定されており、良好な自然環境を有するとともに、保水機能も有しているため、災害防止の観点からも森林保全に努めるものとします。

(2) 河川

本市には自然環境の良好な木曽川があり、その周辺は「飛騨木曽川国定公園」として保全が図られています。

また、市街地を流れる土岐川については、下水道の適切な維持管理などにより水質保全を図るとともに、都市の骨格となる緑の空間として親水化を図ります。

(3) 農地

丘陵地の農地や河川沿いの低地部の農地は、大半がほ場整備により整備されたものであり、樹林地に代わる保水機能や遊水機能を有するとともに、市街地周辺や幹線道路周辺の農地は、田園景観を構成する緑となっており保全を図る必要があります。

7. 都市景観形成の方針

最新の景観計画に合わせて更新しています。

(1) 都市景観形成の基本的な考え方

岐阜県景観形成ガイドプラン（平成17年3月改訂）によれば、東濃西部地域の景観形成の基本目標は以下のように設定されています。特に本市では歴史・伝統文化を守る景観づくりとして、中山道を活かした整備を計画しています。

また、市街地部においては、新たに南北都市軸の位置づけや地域活性化拠点などの拠点地区の位置づけをおこなっており、これらの軸や拠点の景観整備をおこなう必要があります。

このように本市の都市景観形成は、歴史・伝統文化を活かすとともに、新しい都市的な景観の形成をおこない、魅力のある都市づくりをおこなっていくことを基本理念として行っていく必要があります。その実現のため景観計画の策定を推進します。

【地域別景観形成方針（東濃西部地域）】岐阜県景観形成ガイドプラン

1. 土岐川沿いのうるおいのある河川景観の形成
2. 陶磁器産地としての景観の形成
3. 丘陵部における自然景観の保全
4. 歴史的・文化的資源を活かした景観の形成
5. 市街地における美しい都市景観の形成
6. 里山の景観の保全
7. 中山道の宿場町を活かした歴史的な景観の形成

①歴史・伝統文化を守る景観づくり

本市は、北部の「飛騨木曽川国定公園」に象徴される木曽川や森林地域などの自然景観と、中山道の歴史的に由緒のある細久手宿、大湫宿など文化景観に恵まれており、市民生活とも深いかかわりを持っています。

この恵まれた自然景観と歴史的・文化景観は、本市の貴重な財産であり、将来にわたり保全に努めるものとします。

②市街地の都市景観の創造

市街地においては、利便性や効率性を追求することに重点がおかれたまちづくりから、快適な環境やまちの美観といった都市景観に配慮し、公共施設のデザインの工夫や修景整備をはじめ、小広場・公園・緑地などのオープンスペースの確保、並びに土岐川などの河川沿いの線的な親水空間確保など、美しい市街地景観を創出します。また、寺社の境内や歴史的建築物等に付随するみどり等を地域景観のシンボルや地域の歴史と文化を醸し出すみどりとして保全を図ります。

③景観に配慮した施設整備

まちの景観を維持・保全するために、違法な屋外広告物については早期発見、是正に努めます。また、公共施設等の利便性の向上や施設利用の促進のために設ける案内表示等についても、まちなみや景観に配慮した案内板の設置等を推進します。

④特徴的で愛着の持てる空間を誘導・形成する

瑞浪市化石博物館、瑞浪市陶磁資料館、サイエンスワールドなどの特徴ある建築物が立地する瑞浪市民公園周辺や鬼岩公園、松野湖、竜吟峡などの景勝地の良好な景観を維持するとともに、空き店舗・空家など沿道景観を阻害している建築物への対応策の検討を行います。

また、大規模橋梁など大規模構造物の整備においては、景観に配慮した取組を実施します。

⑤美しい景観づくりに向けて、行政・市民・事業者がみんなで取組む

市民の景観への関心を醸成するとともに、日常的な清掃活動などを通じて、地域住民の参画を促進します。

また、屋外広告物の規制や建築物の形態制限、森林や農地の開発に関する規制等について、行政・市民・事業者が一体となって、景観形成のルールづくりに取組みます。

※7. 都市景観形成の方針

8. 住民参加のまちづくり

(1) 住民参加の必要性

本計画のテーマは、「幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」を将来都市像とし、まちづくりのテーマを「快適で活力に満ちた交流共生文化都市」と設定しています。

まちづくりは地域住民と行政相互の努力によって初めて可能になるものです。そのため、地域住民が自らまちづくりへ貢献していくという意識を持つことが期待され、また、行政も、生活関連施設等の計画・建設および管理・運営などについて、地域住民の創意と工夫、協力などが活かせるよう地域に応じた工夫をおこなう必要があります。

このような地域住民のまちづくりへの参加と交流がおこなわれることにより、地域への誇りと愛着が持てる「まちづくり」が進められ、「わがまち意識」が醸成されることが重要です。

(2) 住民参加のまちづくり方策

本市には、住民主体で継続的にまちづくり活動に取組む「まちづくり推進組織」が市内8地区に設立されています。また、まちづくりに関する市民の役割や行政・議会の責任を明文化し、まちづくりの基本ルールを定めた「瑞浪市まちづくり基本条例」が、平成27年7月から施行されています。今後も、瑞浪市まちづくり基本条例にかかるまちづくりの基本原則（市民主役・市民参加・協働・情報共有・効率性）に基づき、区長会、まちづくり推進組織との連携を密にし、効果的なまちづくりを開いていきます。

8. 住民参加のまちづくり まちづくり条例の制定などを反映しています。

(1) 住民参加の必要性

本計画のテーマは、「安心・快適 私たちが創るみずなみのまち」を目標都市像として、「快適で活力に満ちた交流文化都市」と設定されており、都市づくりの目標として掲げています。

まちづくりは地域住民と行政当局相互の努力によって初めて可能になるものです。そのため、地域住民が自らまちづくりへ貢献していくという意識を持つことが期待され、また、行政当局も、生活関連施設等の計画・建設および管理・運営などについて、地域住民の総意と工夫、協力などが活かせるよう地域に応じた工夫をおこなう必要があります。

このような地域住民のまちづくりへの参加と交流がおこなわれることにより、地域への誇りと愛着が持てる「まちづくり」が進められ、「わがまち意識」が醸成されることが重要です。

(2) 住民参加のまちづくり方策

本市には、住民主体で継続的にまちづくり活動に取り組む「まちづくり推進組織」が市内全地区に設立されています。今後も、従来の自治会組織である区長会及びまちづくり推進組織等と行政との協働により、まちづくり手法の合意形成・まちづくり活動の積極的な展開・まちの維持管理を図ることとします。

9. 都市防災の方針

(1) 土砂災害・水害

本市は地形の特性上、土砂災害や浸水被害の危険性が高く、近年の農地や山林の開発、都市化の進展、地球規模の気候変動により、災害の様相は多様化し、その被害も大きくなってきています。

災害を未然に防止し、また、被害を最小限に食い止めるため、治山・治水・砂防事業を推進するとともに、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域における開発の抑制や警戒避難体制の整備に努めます。また、防災資材の適正配置や防災関係機関などとの連携強化を進め、救助・復旧対策を充実させるとともに、高齢者・障がい者など災害時要援護者の安全確保に努めます。

特に、本市に多大な影響を及ぼす土岐川の洪水に対しては、土岐川の護岸整備を推進し、市街地の洪水に対する安全性の確保を図るとともに、市街地内および周辺の河川についても改修を推進していきます。

(2) 火災・震災

既成市街地などの木造の狭小住宅密集地や商店街では、オープンスペースが少なく防災機能が低い状況にあります。

地震時の2次災害である火災と延焼から安全を確保するため、オープンスペースが不足している密集市街地などでは、延焼防止、避難路、避難地に対応できる道路、公園等の基盤整備や建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。また、指定避難所となる公共施設および防災拠点施設となる市庁舎や避難路となる橋梁等の道路施設については、施設の耐震化や適正な維持・修繕を進めます。

9. 都市防災の方針

(1) 土砂災害・水害

本市は地形の特性上、土砂災害や浸水被害の危険性が高く、近年の農地や山林の開発、都市化の進展、地球規模の気候変動により、災害の様相は多様化し、その被害も大きくなってきています。

災害を未然に防止し、また、被害を最小限に食い止めるため、治山・治水・砂防事業を推進するとともに、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域において一定の開発を抑制したり、警戒避難体制の整備や無秩序な宅地開発等の抑制に努めます。また、防災資材の適正配置や防災関係機関などとの連携強化を進め、救助・復旧対策を充実させるとともに、高齢者・障がい者など災害時要援護者の安全確保に努めます。

特に、本市に多大な影響を及ぼす土岐川の洪水に対しては、土岐川護岸整備を推進し、市街地の洪水に対する安全性の確保を図るとともに、市街地内および周辺の河川についても改修を推進していきます。

(2) 火災・震災

既成市街地などの木造の狭小住宅密集地や商店街では、オープンスペースが少なく防災機能が低い状況にあります。

地震時の2次災害である火災と延焼から安全を確保するため、オープンスペースが不足している密集市街地などでは、延焼防止、避難路、避難地に対応できる道路、公園等の基盤整備や建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。また、指定避難所となる公共施設および防災拠点施設となる市庁舎については、施設の耐震化を進めます。

↑総合計画に基づき、文章表現を一部変更しています

7. 都市景観形成の方針

(1) 都市景観形成の基本的な考え方

本市は、平成27年12月に「瑞浪市景観計画」を策定しました。景観計画は、景観形成方針、建築等の行為に対する制限等の事項を定めており、景観形成の基本スタンスとして以下をかかげています。

【瑞浪市の景観形成の基本スタンス】

- ・今ある良い風景・景色を維持していくため、それらを阻害するものを生じさせないようにする。
- ・出来るところから少しづつ良い景観を育んでいく。
- ・全ては行政・市民・事業者の相互の協力のもとに進めていく。

(2) 都市景観形成の方針

景観形成の方針については、上記の基本スタンスのもと、景観計画に基づき、以下のとおり進めます。

①景観の骨格となる自然環境を保全する

屏風山などの山並みの眺望を遮る大規模建築物等について、配置や意匠、形態に対する配慮を行うとともに、住宅地等の開発においては自然環境との調和に努め、山並みの緑の保全を図ります。

また、土岐川、小里川、日吉川などの河川風景の維持と水辺空間の改善を図るとともに、水辺や森林における貴重種等の生息地・自生地とその周辺の一体的保全を図ります。

②貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する

中山道の宿場町や旧街道景観などのまちなみ風景、市内に点在する史跡・遺跡や古窯跡などの維持・継承を図ります。

また、田園・集落・里山が一体となった集落景観の保全・修復や窯業のまちの景観保全を図ります。

③活力と魅力のある市街地景観を創出する

JR瑞浪駅周辺の中心市街地において、魅力的で賑わいのある空間の形成を図ります。

また、土岐川沿いの遊歩道や酒蔵のあるまちなみ、公園などは、都市にうるおいを与える景観として維持・保全を図ります。

幹線道路沿道は、来訪者に本市を印象づける景観となるため、緑化や沿道の建物や看板の適正な規制・誘導を行います。

第6章 地域別まちづくり構想

第6章 地域別まちづくり構想

6-1 地域区分

地域別まちづくり構想の策定にあたっての地域区分については、本市の沿革（瑞浪土岐町、陶町、稻津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村の2町5村により形成）より8地域（瑞浪町と土岐町区域を分割）での区分とします。（現行都市計画マスターplan、総合計画と整合）

表 6.1 地域区分

↓各年の人口を更新。

地域区分	面積 (ha)	H12 人口 (千人)	H17 人口 (千人)
瑞浪地域	894	13.4	14.1
土岐地域	2,148	8.1	8.3
明世地域	864	2.6	2.7
日吉地域	5,492	3.4	3.1
大湫地域	797	0.5	0.7
釜戸地域	3,071	3.8	3.5
稻津地域	2,179	5.6	5.4
陶地域	2,056	4.9	4.3
計	17,500	42.3	42.1

資料：平成20年度都市計画基礎調査、国勢調査

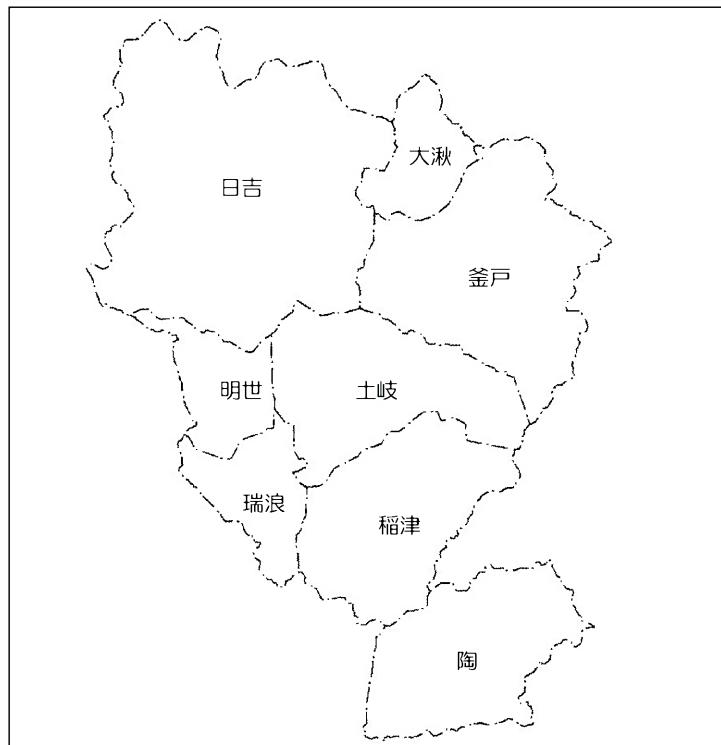


図 6.1 8 地域区分

第6章 地域別まちづくり構想

6-1 地域区分

地域別まちづくり構想の策定にあたっての地域区分については、本市の沿革（瑞浪土岐町、陶町、稻津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村の2町5村により形成）より8地域（瑞浪町と土岐町区域を分割）での区分とします。（総合計画と整合）

表 6.1 地域区分

地域区分	面積 (ha)	H17 人口 (千人)	H22 人口 (千人)
瑞浪地域	894	14.1	14.4
土岐地域	2,148	8.3	7.7
明世地域	864	2.7	2.6
日吉地域	5,492	3.1	2.7
大湫地域	797	0.7	0.6
釜戸地域	3,071	3.5	3.2
稻津地域	2,179	5.4	5.2
陶地域	2,056	4.3	3.9
計	17,500	42.1	40.4

資料：平成20年度都市計画基礎調査、平成25年度都市計画基礎調査

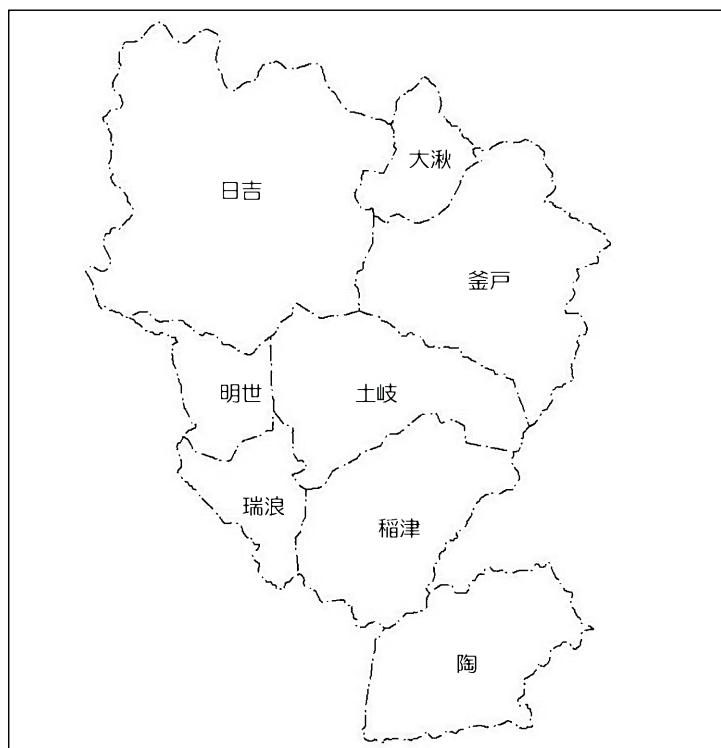


図 6.1 8 地域区分

6-2 瑞浪地域

1) 将来目標

活気とにぎわいの交流地域

- 都市としてのまとまりと求心性のある都市構造の確立
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持・供給
- 地区南部の工業団地開発を核とした工業活性化と新たな雇用者のための宅地確保

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none">・南部の丘陵地において、計画的に住宅団地として形成された明賀台団地地区は、今後も快適で良好な居住環境の維持・形成を図り、低層住宅地として位置づけます。・下山田地区の低層住居専用地域に指定されているエリアは、良好な居住環境を図るべく基盤整備を推進する低層住宅地として位置づけます。・土地区画整理事業による基盤整備がなされた「瑞浪中央地区」は、国道19号沿道および（都）寺河戸山田線沿道を除き、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ良好な住環境の形成を図ります。・土岐川南の地区は住工が混在する一般住宅地として位置づけることとし、良好な居住環境を確保していくものとします。・地域西部の「小田西部地区」は、一般住宅地と工業地として位置づけ、それぞれ住環境の向上、優良企業の誘致に努めるものとします。・基盤整備済みの市街地東部地区は、一般住宅地として位置づけ、一部にみられる住工混在の解消を図るとともに、住環境の向上に努めるものとします。

↑第5章の変更に基づき、将来目標及び土地利用の方針の内容について修正しています。

6-2 瑞浪地域

1) 将来目標

活気とにぎわいの交流地域

- 都市としてのまとまりと求心性のある都市構造の確立
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持・供給
- 南部の工業団地を核とした工業活性化と新たな雇用者のための宅地確保

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・南部の丘陵地に計画的に整備された明賀台団地地区は、低層住宅地として位置づけ、今後も快適で良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・下山田地区の第1種低層住居専用地域に指定されているエリアは、低層住宅地として良好な居住環境を図るべく基盤整備を推進します。 ・(一) 上山田寺河戸線周辺の中高層住居専用地域に指定されているエリアは、中低層住宅地として位置づけ、快適で利便性の高い居住環境の形成を図ります。 ・土地区画整理事業による基盤整備が実施された瑞浪中央地区は、国道19号と (一) 上山田寺河戸線の沿道を除き、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境の形成を図ります。 ・土岐川の南側の地区や西部の小田西部地区、和合地区は、住工が混在する一般住宅地として位置づけ、操業環境の維持との両立に配慮しながら、良好な居住環境の確保を図ります。 ・基盤整備済みの市街地東部地区は、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、一部にみられる住工混在の解消を図るとともに、居住環境の向上に努めます。

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地 利用 の方針	◆商業地	<ul style="list-style-type: none">J R 瑞浪駅周辺の商業地は駅周辺地区と一体化した中心商業地として位置付け、魅力ある商業地の形成を図ります。(都) 竜門線 1 南の地区においても中心商業地と位置づけ、土地の高度利用を図り、利便性の高い住宅・商業複合市街地を形成します。国道 19 号沿道の (都) 竜門線 2 より東側は近隣商業地を位置づけます。
	◆工業地	<ul style="list-style-type: none">地区西部の既存の工場が立地する地区では、今後も現状機能の維持を図るとともに、周辺の自然環境や生活環境の保全に配慮する工業地として位置づけます。地区南部の丘陵地に整備された瑞浪クリエイション・パークは、周辺の自然環境との調和を図りつつ工業の活性化に努めます。瑞浪中央地区の土地区画整理事業により整備された市街地南部およびその西部を工業地と位置づけ、空閑地の有効利用に努めます。市街地内の地場産業を中心とした住工が混在する一般住宅地においては、良好な住環境の確保と地場産業の保護・育成を図るため工業の集約を推進し、住工混在の解消に努めます。
	◆沿道利用地区	<ul style="list-style-type: none">国道 19 号のその他の沿道は、沿道利用地区として商業・業務・サービス施設等の立地を促進し、幹線道路沿道の有効利用を図ります。(都) 寺河戸山田線沿道についても、日常的な商業施設と住宅の混在した沿道利用地区を形成します。
	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none">市街地外南部の丘陵地の平地部を中心に広がる集落地においては、生活道路および、幹線・補助幹線道路の整備を図り、市街地および集落間のネットワークの形成を目指します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none">地域の約 50%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

↑ 第5章の変更に基づき、土地利用の方針の内容について修正しています。

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆商業地	<ul style="list-style-type: none">J R 瑞浪駅周辺の商業地は、駅周辺と一体化した中心商業地として位置づけ、魅力ある商業地の形成を図ります。J R 瑞浪駅周辺と隣接する市道竜門1号線の南側の地区についても、中心商業地として位置づけ、土地の高度利用を図り、利便性の高い住宅・商業複合市街地を形成します。市道北小田1号線より東側の国道19号沿道、国道19号より南側の（一）上山田寺河戸線沿道は、近隣商業地として位置づけ、背後地の居住環境に配慮した商業・サービス施設の集積を図ります。
	◆工業地	<ul style="list-style-type: none">西部の既存工場が立地する工業専用地域は、工業地として位置づけ、周辺の自然環境や生活環境の保全に配慮しつつ、今後も工業機能の維持を図ります。南部の丘陵地に整備された瑞浪クリエイション・パークは、周辺の自然環境との調和を図りつつ、工業の活性化に努めます。土地区画整理事業により整備された市街地南部は、工業地として位置づけ、未利用地の有効活用に努めます。市街地内の住工が混在する一般住宅地においては、良好な居住環境の確保と地場産業の保護・育成を図るため、工業の集約を推進し住工混在の解消に努めます。瑞浪市産業振興センターは、陶磁器産業（みずなみ焼等）の情報発信と市内産業の振興を図り、広く産業の活性化に努めます。
	◆沿道利用地区	<ul style="list-style-type: none">近隣商業地以外の国道19号や（一）上山田寺河戸線の沿道は、沿道利用地区として商業・業務・サービス施設等の立地を促進し、幹線道路沿道の有効活用を図ります。
	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none">市街地外南部の丘陵地の平地部を中心に広がる集落地においては、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの形成を図るとともに、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努め、居住環境の維持・改善を図ります。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none">地域の約50%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">東西交通の主要な路線として広域をつなぐ国道19号は、主要幹線道路に位置づけます。(都)公園線の沿道は、中心市街地における拠点地区を連携する「シンボル軸」であり、幹線道路（シンボルロード）として位置づけるとともにシンボル軸にふさわしい沿道景観を形成します。市街地と南部丘陵地を連絡するほか、骨格軸を形成する（都）竜門線1、（都）竜門線2、（都）寺河戸山田線、（都）小田本町線、（都）本町線、（一）大西瑞浪線、（都）大後豆沢線を幹線道路、市道元町北小田線を補助幹線道路として位置づけます。市街地南の東西交通を処理する区間として（都）小田益見線、（都）中原益見線、（都）和合山田線を幹線道路として位置づけます。地域内の居住区の骨格を形成する（都）松ヶ瀬正宗寺線、（都）市場中久手線、（都）中久手広田線は、補助幹線道路として位置づけます。都市間の連絡強化のため、主要幹線道路として市街地南部の丘陵地に東西方向の（仮称）東濃西部都市間連絡道路を位置づけ、整備を促進していきます。瑞浪クリエイション・パークを支援する道路として（仮称）公園線南部延伸の整備を推進していきます。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">JR瑞浪駅周辺は、広場などのオープンスペースを確保し、潤いの空間づくりを行います。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none">土岐川及び万尺川沿いは、ポケットパークなど親水空間整備を図り、中心市街地におけるうるおいや魅力の創出に努めます。
③地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none">(都)公園線沿道の「シンボル軸」は、魅力ある都市的空間を創出します。土岐川は、地域の特徴的な河川であり、河川の改修・整備を推進します。地域周辺に広がる丘陵・森林地および優良農地は良好な自然環境を供給する資源として保全に努めます。	
④景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none">都市核の「シンボル軸」沿いは本市の重要な都市景観ポイントとなる地区であり、基盤整備や建築物整備にあたっては、市民の協力のもと、建築意匠の調和、敷地内緑化、オープンスペースの確保、シンボル建築物の配置などにより魅力の創出を促進します。住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内緑化や建築意匠の配慮により落ち着いた住宅地景観形成を促進します。土岐川および万尺川などの堤防は、適正な維持管理を図り、良好な河川景観の形成に努めます。	

↑第5章の変更に基づき、施設整備の方針、地域環境の保全創出の方針及び景観形成の方針の内容について修正しています。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> 東西交通の主要な路線として広域をつなぐ国道19号は、主要幹線道路に位置づけます。 市道公園通線は、「地域拠点」の骨格をなす「シンボル軸」であり、シンボルロードとしての景観・沿道環境の保全・創出を図ります。 市街地と南部丘陵地を連絡するほか、都市骨格軸を形成する市道竜門1号線、市道北小田1号線、(一)上山田寺河戸線、(一)瑞浪停車場線、市道小田・本町線、(一)大西瑞浪線を幹線道路、市道元町・北小田線を補助幹線道路として位置づけます。 市街地南部の東西交通を処理する区間として(一)武並土岐多治見線、市道明徳橋・北小田線、市道一色・益見線、市道一色・北小田2号線、市道西小田・穂並線を幹線道路として位置づけます。 地域内の居住区の骨格となる市道戸狩・北小田線、市道北小田22号線、市道南小田・穂並2号線は、補助幹線道路として位置づけます。 都市間の連絡強化のため、主要幹線道路として市街地南部の丘陵地に東西方向の東濃西部都市間連絡道路を位置づけ、整備を促進していきます。 瑞浪クリエイション・パークを支援する道路である市道上平5号線の整備を推進していきます。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 既存公園の適切な維持管理に努めます。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> 土岐川および万尺川沿いは、ウォーキングコースの指定など親水空間の整備を図り、中心市街地におけるうるおいや魅力の創出に努めます。 土岐川は、治水安全度を高めるため、河川の改修・整備を推進します。
	③地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> 「シンボル軸」である市道公園通線の沿道は、魅力ある都市的空間を保全・創出します。 土岐川は、地域の特徴的な河川として、うるおいある水辺空間を形成すべく、歩行者動線の整備とあわせて親水性の高い環境の整備を推進します。 地域周辺に広がる丘陵・森林地および優良農地は良好な自然環境を供給する資源として保全に努めます。
④景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> JR瑞浪駅周辺の中心市街地は、本市の重要な都市景観ポイントとなる地区であり、市民の協力のもと、建築意匠の調和、敷地内緑化、オープンスペースの確保、シンボル建築物の配置などにより魅力的で賑わいのある空間の形成を図ります。 住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内緑化や建築意匠の配慮により落ち着いた住宅地景観の形成を促進します。 土岐川および万尺川などの堤防は、適切な維持管理を図り、良好な河川景観の形成に努めます。 	

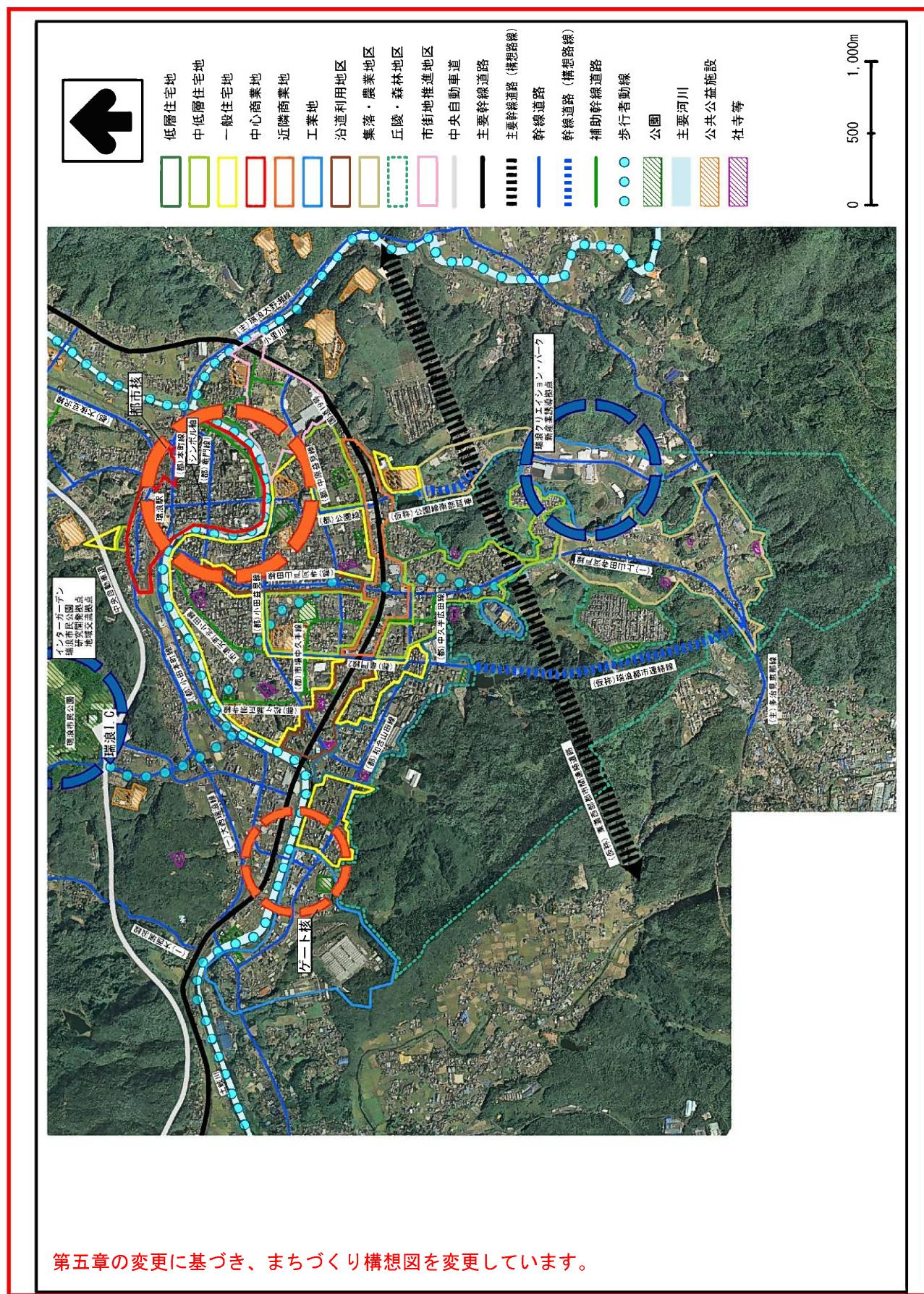


図 6.2 まちづくり構想図（瑞浪地域）

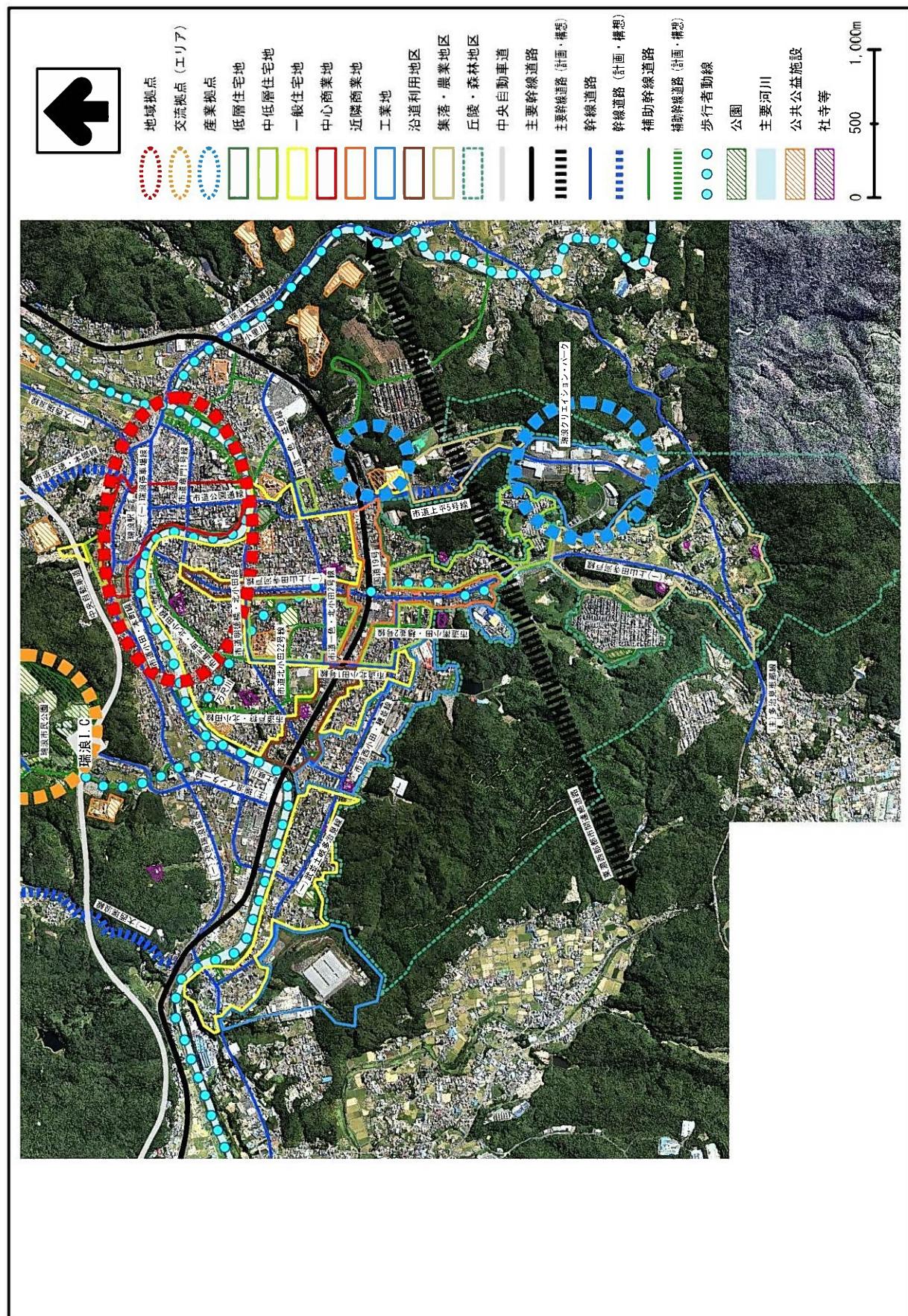


図 6.2 まちづくり構想図（瑞浪地域）

6-3 土岐地域

1) 将来目標

語り合いとうるおいの交流地域

- 優良農地の保全・活用と「農産物等直売所」を核とした地域活性化**
- 地区東北部における高齢社会を視野に入れた福祉拠点の形成
- 集落地における良好な居住環境を確保しつつ、地域に多数分布している歴史的資源や希少植物自生地等の豊かな自然を生かしたまちづくりの推進
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持・供給

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none">・南部の丘陵地において、計画的に住宅団地として形成された学園台団地地区は、今後も快適で良好な居住環境の維持・形成を図り、低層住宅地として位置づけます。・市街地北部の一日市場地区は、丘陵部の宅地として良好な景観や住環境を備えた低層住宅地として位置づけます。・中京高校周辺の一帯および益見地区は、良好な中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な住環境を確保するとともに、未利用地の早期宅地化を誘導します。・ＪＲ瑞浪駅北側の地区については、良好な居住環境の形成を図るべく、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけます。・市役所周辺は、市の中心的な公共公益施設の集積を図りつつ、居住環境にも配慮した一般住宅地として位置づけます。・市街地北東部の土岐川左岸および右岸の土岐小学校周辺地区は、一般住宅地として位置づけ、良好な住宅地の形成を図ります。

↑第五章の変更に基づき、将来目標及び土地利用の方針の内容について修正しています。

6-3 土岐地域

1) 将来目標

語り合いとうるおいの交流地域

- 集落地における良好な居住環境を確保しつつ、地域に多数分布している歴史的資源や希少植物自生地等の豊かな自然を生かしたまちづくりの推進
- 優良農地の保全・活用と「農産物等直売所」を核とした地域活性化
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持・供給

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・南部の丘陵地に計画的に整備された学園台団地地区は、低層住宅地として位置づけ、今後も快適で良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・市街地北部の一日市場地区は、丘陵部の宅地として良好な景観や居住環境を備えた低層住宅地として位置づけ、今後も居住環境の維持を図ります。 ・中京高校周辺の一帯および益見地区、下益見地区の市道一色・益見線より北側は、良好な中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境を確保するとともに、未利用地の宅地化を誘導します。 ・J R瑞浪駅の北側は、中低層住宅地および一般住宅地として位置づけ、良好な居住環境の形成を図ります。 ・市役所周辺は、一般住宅地として位置づけ、居住環境に配慮しつつ、市を中心的な公共公益施設の集積を図ります。 ・市街地北東部の土岐川左岸および右岸の土岐小学校周辺地区は、一般住宅地として位置づけ、良好な住宅地の形成を図ります。

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針

◆商業地	・JR瑞浪駅周辺の商業地は、駅周辺地区と一体化した中心商業地として位置づけ、魅力ある商業地の形成を図ります。 ・国道19号の（都）公園線との交差部の周辺における国道19号沿道は商業・業務・サービス施設などの立地を誘導する近隣商業地を位置づけます。
◆工業地	・市街地北部の南北都市軸（市道天徳本郷線）沿道の準工業地域に指定されているエリアでは、アクセス利便性を活かした工業地と位置づけ、工業系土地利用の集積を進め、空閑地の有効利用を図ります。
◆沿道利用地区	・東西都市軸と南北都市軸の交差する国道19号沿道においては、市街地へのゲートにふさわしい施設の立地を誘導する沿道利用地区として位置づけます。
◆集落・農業地区	・土岐川沿いおよび丘陵地の平地部を中心に広がる集落・農業地区は農村基盤整備を推進します。また、生活道路や幹線・補助幹線道路の整備を図ることにより市街地および集落間のネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、新しい農業形態の導入を検討します。
◆レクリエーション地区	・屏風山周辺一帯においては、自然ふれあい拠点として位置づけ、自然環境の保全を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺環境に配慮しつつ、自然環境の調和に努めます。
◆丘陵・森林地区	・地域の約65%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。
◆市街地推進地区	・「下益見地区」は、その立地ポテンシャルを活かした良好な市街地を形成すべく、土地区画整理事業の推進を図るとともに、周辺の市街地環境（中心商業地や国道19号、学園台団地地区等）に配慮した計画的な土地利用（住宅地、商業地）の展開を図ります。

↑第五章の変更に基づき、土地利用の方針の内容について修正しています。

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆商業地	<ul style="list-style-type: none"> J R 瑞浪駅周辺の商業地は、駅周辺と一体化した中心商業地として位置づけ、魅力ある商業地の形成を図ります。 上平地区の国道 19 号沿道は、近隣商業地として位置づけ、商業・業務・サービス施設などの立地を誘導します。 土地区画整理事業による基盤整備が実施された下益見地区の市道一色・益見線の南側は、その立地ポテンシャルを活かした近隣商業地として位置づけ、商業・業務・サービス機能の集積を図ります。
	◆工業地	<ul style="list-style-type: none"> 市街地北部の「南北都市軸」(市道天徳・本郷線) 沿道の準工業地域に指定されているエリアは、アクセス利便性を活かした工業地として位置づけ、工業系土地利用の集積を進め、未利用地の有効活用を図ります。
	◆沿道利用地区	<ul style="list-style-type: none"> 「南北都市軸」((主) 瑞浪大野瀬線) が交差する周辺の国道 19 号沿道は、沿道利用地区として位置づけ、市街地へのゲートにふさわしい施設の立地を誘導します。
	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> 土岐川沿いおよび丘陵地の平地部を中心に広がる集落・農業地区は、都市基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> 屏風山周辺一帯は、自然環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場(交流エリア)として有効活用を図ります。 森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域の約 65%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> 東西交通の主要な路線として広域をつなぐ国道19号および（仮称）瑞浪恵那道路は主要幹線道路として位置づけ、整備を促進していきます。 圏域内都市環状軸を形成する構想路線として、（仮称）東濃西部都市間連絡道路と国道19号の交差部から西方向に（仮称）月吉清水線、（仮称）北部環状線を主要幹線道路として位置づけます。 本市の「南北都市軸」となる（主）瑞浪大野瀬線、（都）一日市場市原線、市道天徳本郷線は、幹線道路として位置づけ、市域の骨格を形成するとともに各地域間の連絡を強化する路線として機能強化を図ります。 本市の主要な東西軸である国道19号をサポートする（主）多治見恵那線、（一）武並土岐多治見線についても幹線道路として位置づけ、機能強化を図ります。 市街地を東西に走る（都）大後豆沢線、（一）大西瑞浪線、（都）本町線、（都）竜門線1、（都）中原益見線は、幹線道路として位置づけます。 市街地の骨格を形成する幹線道路および補助幹線道路の計画的な配置・整備を図ります。 中心市街地や土岐小学校への安全な歩行空間を確保するため、土岐川沿いに「歩行者動線」の整備を図ります。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 地域内に新たな街区公園・近隣公園の整備を推進します。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> 土岐川は、周辺の自然環境に配慮した護岸整備を推進するとともに、ボケットパークなど親水空間整備を図り、治水安全度の向上および魅力の創出に努めます。
③地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> （都）公園線沿道の「シンボル軸」、（主）瑞浪大野瀬線を中心とする「南北都市軸」整備により新たな地域環境を創出し、都市としての環境整備を推進します。 土岐川は、地域の特徴的な河川であり、沿川の環境整備を推進します。 自然環境保全重点地域では里山の自然の維持・森林の健全な育成に努めます。さらに、屏風山周辺は自然ふれあい拠点として位置づけます。地域の周辺に広がる丘陵・森林地区は豊かな自然環境を有しており、これを保全します。 国道19号と（仮称）東濃西部都市間連絡道路がクロスする桜堂地区を中心とした土岐川や里山を含む一帯を地域交流拠点と位置づけ、地域振興を促進します。 	
④景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> 「南北都市軸」沿いは本市の重要な景観ポイントとなる地域であり、基盤整備や建築物整備にあたっては、市民の協力のもと、建築意匠の調和、オープンスペースの確保、緑化を促進し良好な景観形成を図るものとします。 低層住宅地においては良好な住宅環境を確保するものとし、市民の協力のもと、建築意匠、敷地内緑化などの配慮により住宅地景観を形成します。 土岐川などの堤防は、適正な維持管理を図り、良好な河川景観の形成に努めます。 	

2) 地域別のまちづくり方針	
②施設整備の方針	<p>◆道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 東西交通の主要な路線として広域をつなぐ国道19号および瑞浪恵那道路は主要幹線道路として位置づけ、整備を促進していきます。 都市間の連絡強化のため、主要幹線道路として東濃西部都市間連絡道路を位置づけ、整備を促進していきます。 本市の「南北都市軸」となる（主）瑞浪大野瀬線、市道天徳・本郷線、市道一日市場・八幡線は、幹線道路として位置づけ、都市の骨格を形成するとともに各地域間の連絡を強化する路線として機能強化を図ります。 本市の主要な東西軸である国道19号をサポートする（主）多治見恵那線、（一）武並土岐多治見線についても幹線道路として位置づけ、機能強化を図ります。 市街地を東西に走る（一）大西瑞浪線、（一）瑞浪停車場線、市道竜門1号線、市道一色・益見線は、幹線道路として位置づけます。 地域内の居住区の骨格となる補助幹線道路の計画的な配置・整備を図ります。 中心市街地や土岐小学校への安全な歩行空間を確保するため、土岐川沿いに歩行者動線の整備を図ります。
	<p>◆公園・緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存公園の適切な維持管理に努めます。
	<p>◆河川・水路</p> <ul style="list-style-type: none"> 土岐川は、周辺の自然環境に配慮した護岸整備を推進するとともに、ウォーキングコースの指定など親水空間の整備を図り、治水安全度の向上および魅力の創出に努めます。
③地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> 「シンボル軸」である市道公園通線や（主）瑞浪大野瀬線を中心とする「南北都市軸」の沿道は、魅力ある都市的空間を保全・創出します。 土岐川は、地域の特徴的な河川として、うるおいのある水辺空間を形成すべく、歩行者動線の整備とあわせて親水性の高い環境の整備を推進します。 自然環境保全重点地域では里山の自然の維持・森林の健全な育成に努めます。さらに、屏風山周辺は、自然とのふれあいの場（交流エリア）として有効活用を図ります。 地域の周辺に広がる丘陵・森林地区は豊かな自然環境を有しており、これを保全します。 農産物直売所等瑞浪や櫻堂薬師を中心とした一体を交流拠点として位置づけ、農業や歴史文化を活かした交流の場として整備・充実を図ります。
④景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> JR瑞浪駅周辺の中心市街地は、本市の重要な都市景観ポイントとなる地区であり、市民の協力のもと、建築意匠の調和、敷地内緑化、オープンスペースの確保、シンボル建築物の配置などにより魅力的で賑わいのある空間の形成を図ります。 住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内緑化や建築意匠の配慮により落ち着いた住宅地景観形成を促進します。 土岐川などの堤防は、適切な維持管理を図り、良好な河川景観の形成に努めます。

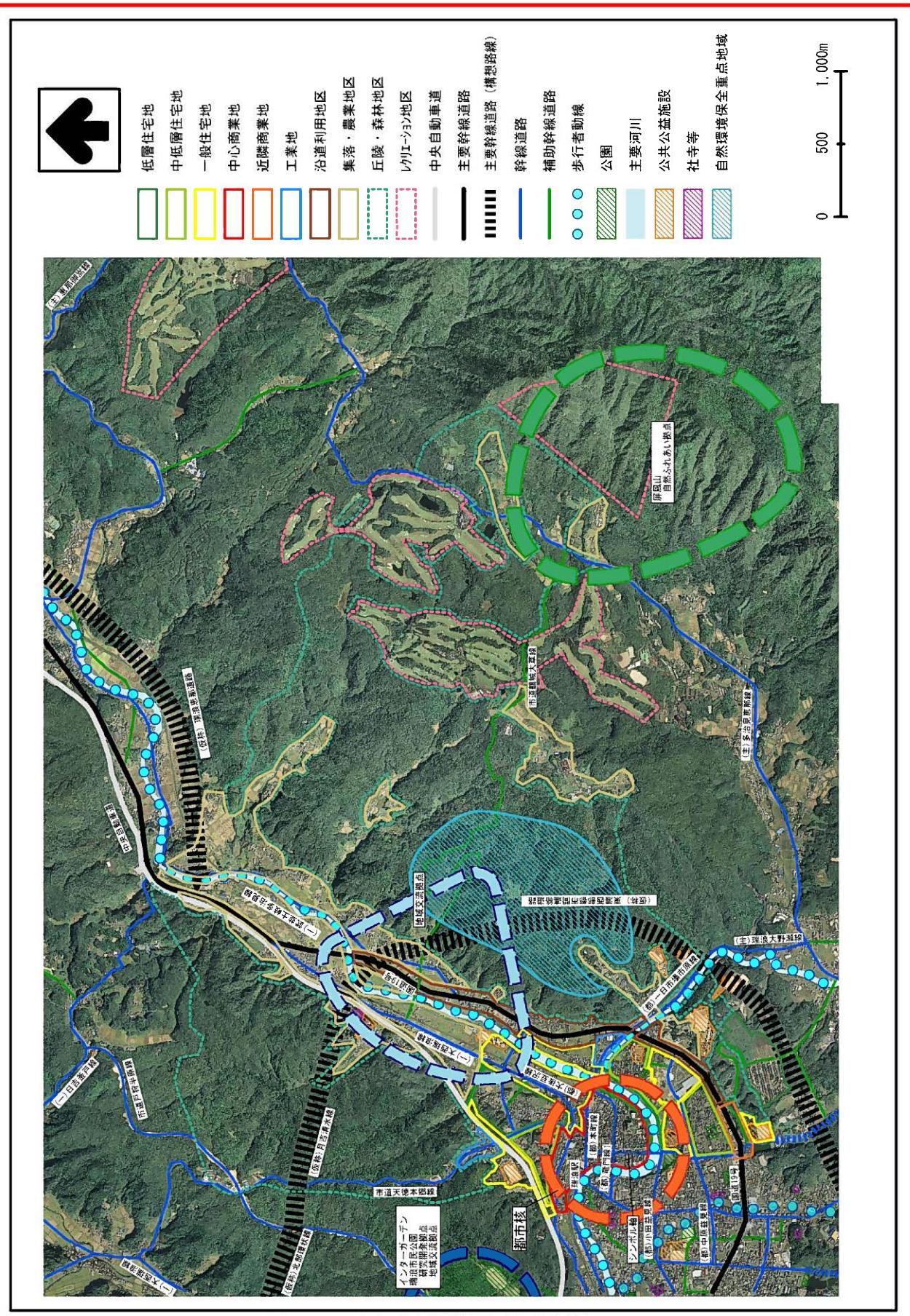


図 6.3 まちづくり構想図（土岐地域）

第五章の変更に基づき、まちづくり構想図を変更しています。

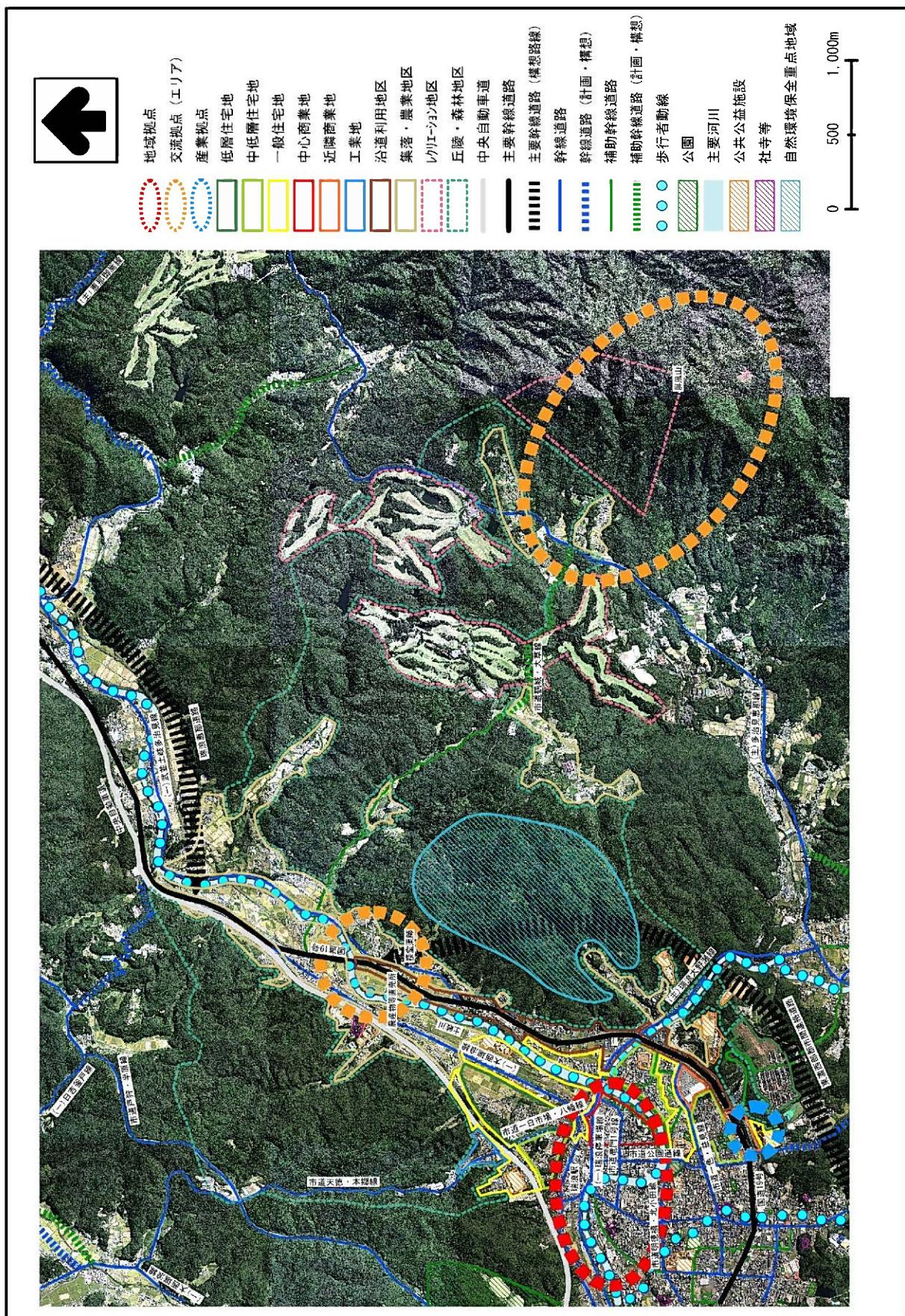


図 6.3 まちづくり構想図（土岐地域）

6-4 明世地域

1) 将来目標

文化と科学の交流地域**交流拠点の形成**

- 瑞浪市民公園を核としたインターラーデン構想の推進
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地 利用 の方 針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none">・基盤整備の完了している「明世地区」のJR中央本線南は、住工が混在する一般住宅地を位置づけ、住環境に配慮しつつ生産環境の維持・向上に努めます。・「明世地区」のJR中央本線北は、(一) 大西瑞浪線、(都) 大後豆沢線の沿道ではサービス施設の立地を許容する一般住宅地として位置づけ、背後地においては、地域の実情に応じた生活基盤等の整備を図ります。
	◆商業地	<ul style="list-style-type: none">・国道19号沿道はロードサイド型商業施設を基本とした近隣商業地として位置づけ、(都)狭間線と(都)小田本町線および国道19号の交差部付近のゲート核には特に拠点性の高い施設の配置を図ります。
	◆工業地	<ul style="list-style-type: none">・地域西部の工業系用途地域に指定されたエリアでは、既存工場の機能維持を図るとともに、今後も未利用地における工業系土地利用を図る工業地として位置づけます。・瑞浪市民公園を中心とする「インターラーデン」は、本市における地域交流拠点、研究開発拠点として整備を促進します。
	◆集落・農業 地区	<ul style="list-style-type: none">・南北方向の(一)大西瑞浪線沿いに広がる集落・農業地区は、生活道路および、幹線・補助幹線道路の整備を図ることにより、地域間および集落間のネットワークの強化を図ります。・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、新しい農業形態の導入を検討します。
	◆レクリエ ーション 地区	<ul style="list-style-type: none">・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺環境に配慮しつつ、自然環境の調和に努めます。
	◆丘陵・森林 地区	<ul style="list-style-type: none">・地域の約60%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

↑第五章の変更に基づき、将来目標及び土地利用の方針の内容について修正しています。

6-4 明世地域

1) 将来目標

文化と科学の交流地域

- 瑞浪市民公園を核とした**交流拠点の形成**
- 良好な居住環境を備えた優良宅地の維持

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・明世地区のJR中央本線より南側は、一般住宅地として位置づけ、住工混在の解消に努め、居住環境の向上を図ります。 ・明世地区のJR中央本線より北側のうち、(一) 大西瑞浪線の沿道は、サービス施設の立地を許容する一般住宅地として位置づけ、背後地においては、地域の実情に応じた生活基盤等の整備を図ります。
	◆商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・国道19号沿道は、ロードサイド型商業施設を基本とした近隣商業地として位置づけ、背後地の居住環境に配慮した商業地の形成を図ります。
	◆工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・西部の工業系用途地域に指定されたエリアは、工業地として位置づけ、既存の工業機能の維持と未利用地における工業系土地利用を図ります。 ・瑞浪市民公園を中心とする瑞浪インターチェンジ北側は、本市における先端的な科学技術の研究開発拠点として整備・保全を図ります。
	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・南北方向の(一) 大西瑞浪線沿いに広がる集落・農業地区においては、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道瑞浪インターチェンジの北側は、瑞浪市民公園を核とした憩の場（交流拠点）として充実を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約60%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

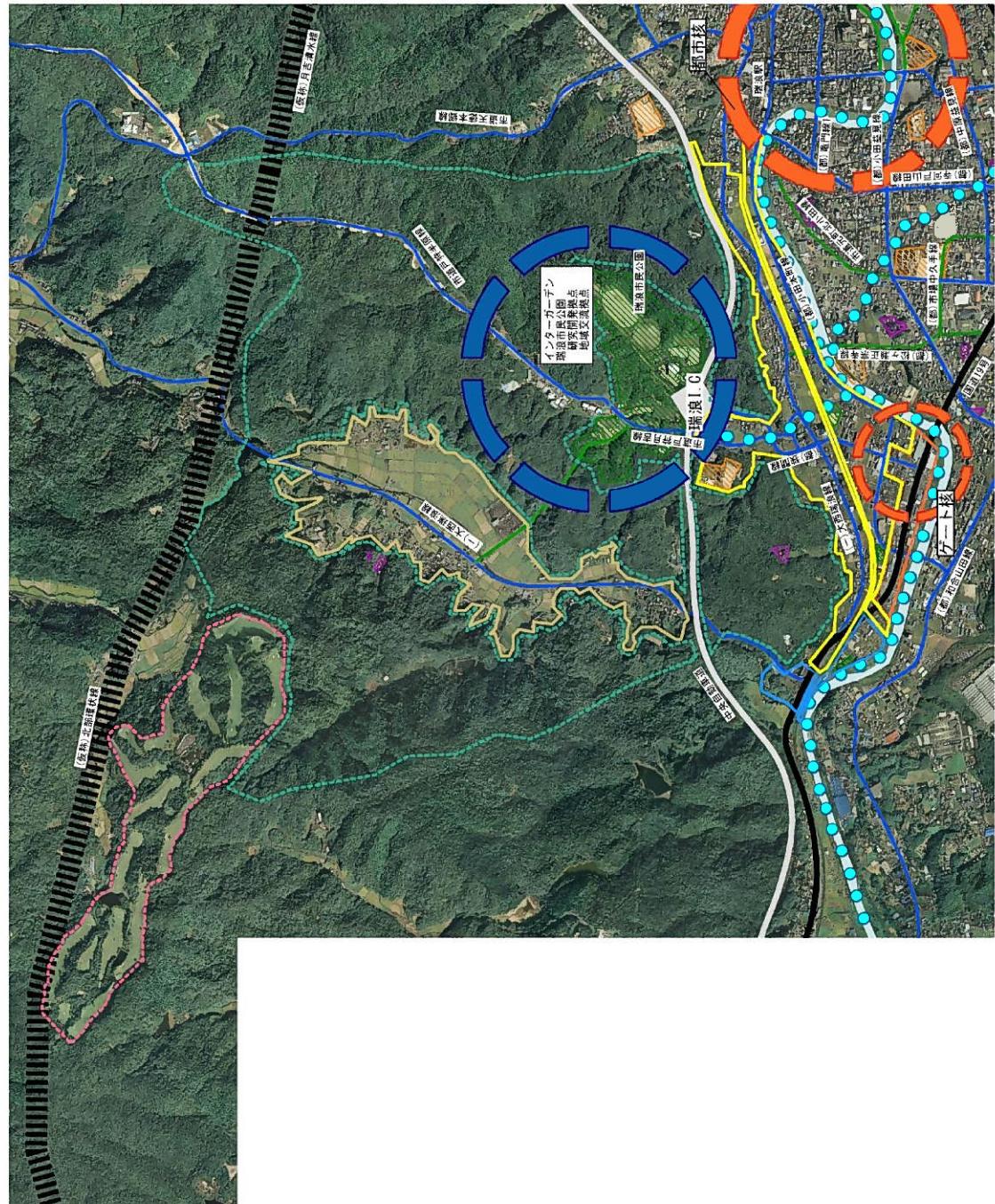
2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">・圏域内都市環状軸を形成する構想路線として、(仮称) 東濃西部都市間連絡道路と国道19号の交差部から西方向に (仮称) 月吉清水線、(仮称) 北部環状線を主要幹線道路として位置づけます。・(一) 大西瑞浪線は、北部の観光レクリエーション群へアクセスする幹線道路として位置づけ、休憩施設や修景に配慮した整備を図ります。・市道戸狩月吉線、市道戸狩半原線は瑞浪インターチェンジやインターバーデンへの主要なアクセス路となる幹線道路として位置づけ、機能強化を図ります。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">・瑞浪市民公園の再整備を推進します。・瑞浪の太古の地層と化石群は、世界的にも有数の史跡であり、これらの保全と化石博物館の充実を図ります。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none">・土岐川及び狭間川沿いは、ポケットパークなど親水空間整備を図り、中心市街地におけるうるおいや魅力の創出に努めます。
③地域環境の保全創出の方針		<ul style="list-style-type: none">・「インターバーデン」計画地区は、自然景観と調和した施設整備を推進し、ゆとりある環境を創出します。・土岐川は、地域の特徴的な河川として、うるおいある水辺空間を形成すべく、歩行者動線の整備とあわせて親水性の高い環境の整備を推進します。
④景観形成の方針		<ul style="list-style-type: none">・「ゲート核」は本市の重要な景観ポイントとなる地区であり、都市景観に十分配慮していくものとします。

↑第五章の変更に基づき、施設整備の方針、地域環境の保全創出の方針及び景観形成の方針の内容について修正しています。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">東西交通の主要な路線として広域をつなぐ国道19号は、主要幹線道路に位置づけます。(一) 大西瑞浪線は、北部の観光レクリエーション群へアクセスする幹線道路として位置づけ、休憩施設や修景に配慮した整備を図るとともに、市街地においては、地域の生活道路として安全な道路空間の整備を促進します。(一) 大西瑞浪線とともに、地域の東西方向の骨格となる市道小田・本町線を幹線道路として位置づけます。(主) 瑞浪インター線、市道戸狩・半原線は、瑞浪インターチェンジへの主要なアクセス路となる幹線道路として位置づけ、機能強化を図ります。市道戸狩・月吉線は、(一) 大西瑞浪線と市道戸狩・半原線の連絡を強化する補助幹線道路として位置づけます。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">瑞浪市民公園は、文化拠点としてさらに充実させるため、再整備を推進します。瑞浪の太古の地層と化石群は、日本的にも有数の記念物であり、これらの保全と化石博物館の充実を図ります。その他の既存公園は、適切な維持管理に努めます。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none">土岐川および狭間川沿いは、ウォーキングコースの指定など親水空間の整備を図り、中心市街地におけるうるおいや魅力の創出に努めます。土岐川は、治水安全度を高めるため、河川の改修・整備を推進します。
③地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none">瑞浪市民公園を中心とした瑞浪インターチェンジ北側は、自然景観と調和した施設整備を推進し、ゆとりある環境を創出します。土岐川は、地域の特徴的な河川として、うるおいある水辺空間を形成すべく、歩行者動線の整備とあわせて親水性の高い環境の整備を推進します。	
④景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none">住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内緑化や建築意匠の配慮により落ち着いた住宅地景観形成を促進します。土岐川などの堤防は、適切な維持管理を図り、良好な河川景観の形成に努めます。	



第五章の変更に基づき、まちづくり構想図を変更しています。

図 6.4 まちづくり構想図（明世地域）

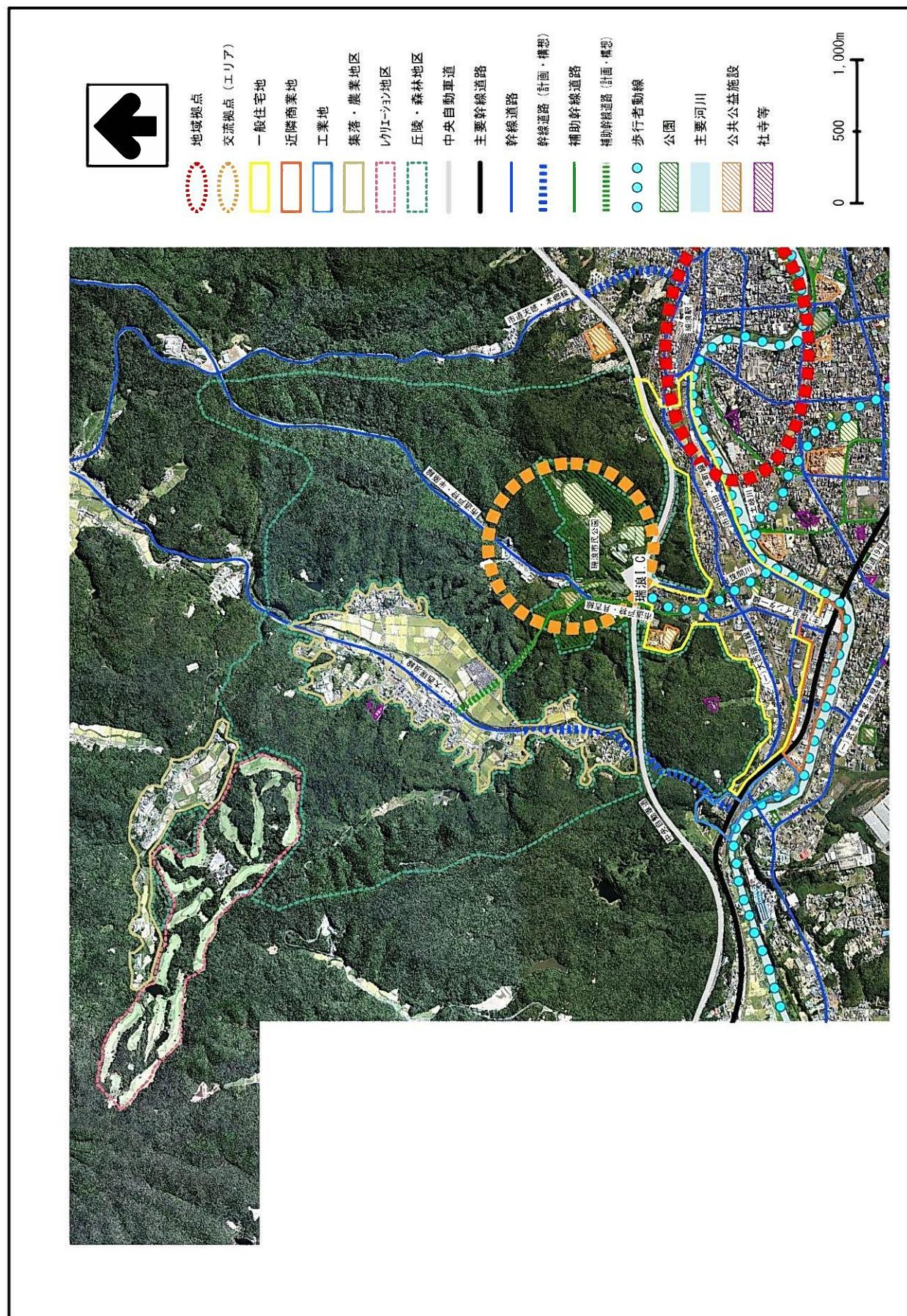


図 6.4 まちづくり構想図（明世地域）

6-5 日吉地域

1) 将来目標

自然と伝統文化の交流地域

- あらゆる世代が集う交流拠点の確立
【細久手宿、鬼岩公園】~~天神窯~~
~~農業・畜産環境の改善~~
- 集落地における良好な居住環境の確保と畜産環境の改善

2) 地域別のまちづくり方針

①土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none">・幹線道路沿いを中心に広がる集落・農業地区は、生活道路および、幹線・補助幹線道路等の整備を図ることにより、地域間・集落間のネットワークの強化を図ります。・中山道沿道の細久手宿などの宿場町は、本市の貴重な歴史・文化遺産であり、歴史文化交流拠点として保全・活用の推進を図ります。・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、新しい農業形態の導入を検討します。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none">・鬼岩公園は、レクリエーション地区として位置づけ、細久手宿をはじめとする市域内の観光拠点とのネットワーク化を図るとともに、整備を促進します。・森林地域内に位置するゴルフ場は、自然環境の調和に努め、周辺環境に配慮した維持・保全の誘導を図ります。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none">・地域の約80%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。・特に鬼岩公園周辺および地域北部の木曽川沿いは、国定公園に指定されており、自然環境保全重点地域と位置づけ環境の保全に努めます。なお、観光資源としての整備についても周辺環境への配慮を図ります。・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺環境に配慮しつつ、自然環境の調和に努めます。

↑第五章の変更に基づき、将来目標及び土地利用の方針の内容について修正しています。

6-5 日吉地域

1) 将来目標

自然と伝統文化の交流地域

- あらゆる世代が集う交流拠点の確立
【細久手宿、鬼岩公園、天神窯】
- 集落地における良好な居住環境の確保と**営農・酪農環境の改善**

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いを中心に広がる集落・農業地区においては、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全、酪農環境の改善を推進し、良好な集落環境や営農・酪農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・中山道沿道の細久手宿や天神窯は、歴史・文化遺産として保全に努めるとともに、観光等の交流の拠点として整備・活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼岩公園は、細久手宿をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図るとともに、自然とのふれあいの場（交流エリア）として有効活用を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約80%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。 ・特に鬼岩公園周辺および地域北部の木曽川沿いは、国定公園に指定されており、自然環境保全重点地域と位置づけ環境の保全に努めます。なお、観光資源としての整備についても周辺環境への配慮を図ります。

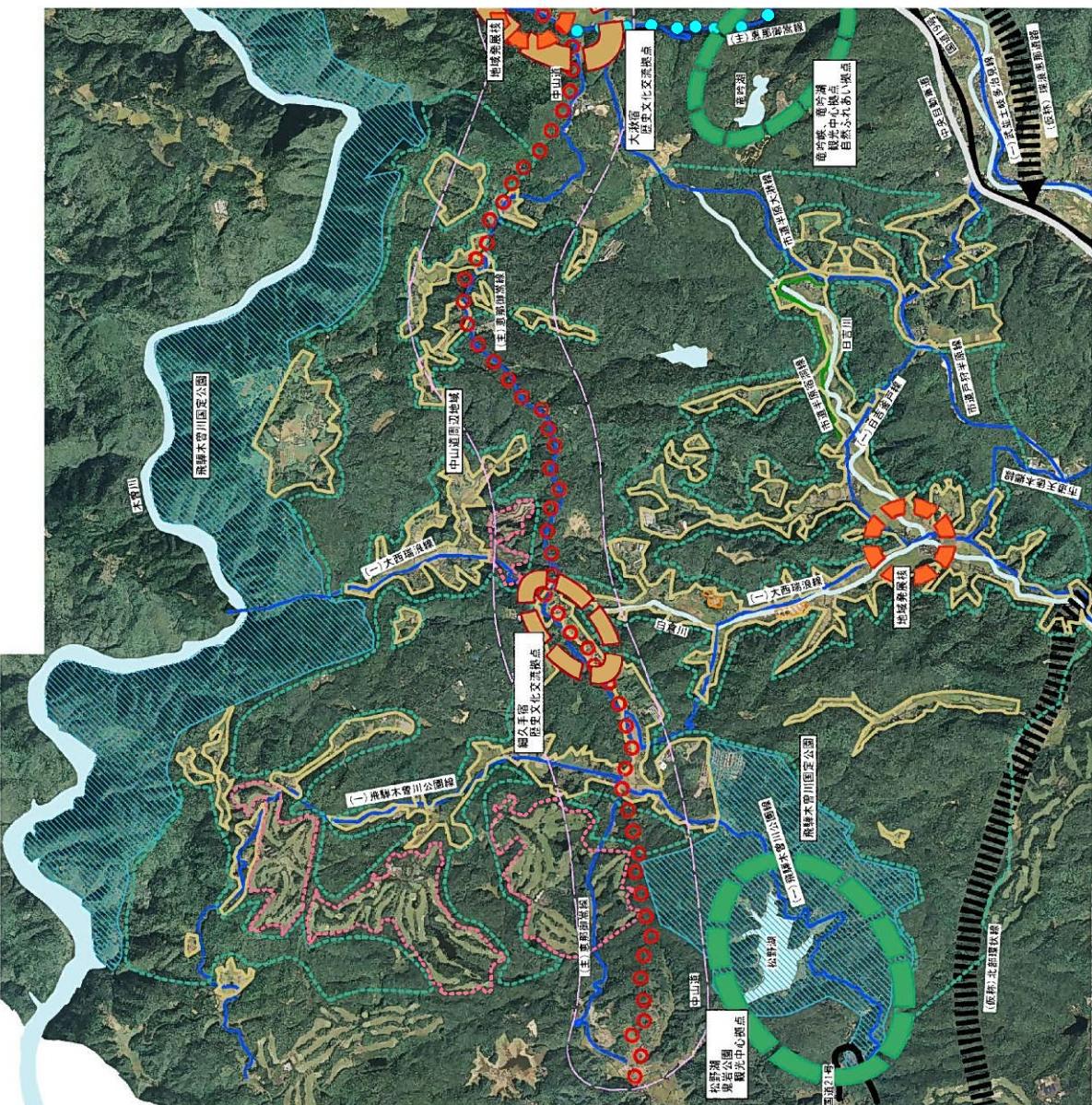
2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">・「南北都市軸」となる（一）大西瑞浪線、市道天徳本郷線は、本市の南北骨格を形成する幹線道路として位置づけ、整備推進を図ります。・地域の骨格道路となる（主）恵那御嵩線、（一）飛騨木曽川公園線、（一）日吉釜戸線、市道半原大湫線は、幹線道路と位置づけ、道路機能・ネットワーク強化を図ります。・市道半原宿洞線など、地域開発と市民生活の充実および周辺地区との連携を強化する補助幹線道路の整備を図ります。・地域内の集落における幹線道路へのアクセスなど、主要な生活道路の機能強化・整備充実を図ります。・中山道は歴史的な街並みの維持・保全に努めます。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none">・日吉川は、周辺の自然環境に配慮した護岸整備を推進し、自然と親しめる河川環境を確保します。
③地域環境の保全創出の方針		<ul style="list-style-type: none">・鬼岩公園周辺および地域北部の木曽川沿いにおける国定公園区域の自然景観の保全を図ります。特に希少な植生植物である「シデコブシ」や「ヒトツバタゴ」等の積極的な保全を図ります。
④景観形成の方針		<ul style="list-style-type: none">・中山道周辺地域は、本市の重要な歴史・文化を後世に伝える重要な地区であり、市民の協力のもと、建築物・工作物整備にあたっては、歴史的景観に十分配慮していくものとします。・地域に点在する豊かな自然景観要素（鬼岩公園など）は、積極的に保全に努めます。

↑第五章の変更に基づき、施設整備の方針、地域環境の保全創出の方針及び景観形成の方針の内容について修正しています。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> ・「南北都市軸」となる（一）大西瑞浪線、市道天徳・本郷線は、本市の南北骨格を形成する幹線道路として位置づけ、整備推進を図ります。 ・地域の骨格道路となる（主）恵那御嵩線、（一）飛騨木曽川公園線、（一）日吉釜戸線、市道半原・大湫線は、幹線道路と位置づけ、道路機能・ネットワーク強化を図ります。 ・市道半原・宿洞線や市道南垣外・北野線など、地域開発と地域住民の生活の利便性の向上および周辺地区との連携を強化する補助幹線道路の整備を図ります。 ・地域内の集落における幹線道路へのアクセスなど、主要な生活道路の機能強化・整備充実を図ります。 ・中山道は歴史的なまちなみの維持・保全に努めます。
	◆河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ・日吉川は、周辺の自然環境に配慮した護岸整備を推進し治水安全度の向上を図るとともに、自然と親しめる河川環境を確保します。
③地域環境の保全創出の方針		<ul style="list-style-type: none"> ・日吉公民館や日吉郵便局などの公共公益施設や日常的な商業施設が集積する地区を「地域拠点」として位置づけ、地域の中心となるコミュニティ施設の整備・充実や生活利便施設の誘導を図ります。 ・鬼岩公園周辺および地域北部の木曽川沿いにおける国定公園区域の自然環境の保全を図ります。特に希少な植生植物である「シデコブシ」や「ヒトツバタゴ」等の積極的な保全を図ります。
④景観形成の方針		<ul style="list-style-type: none"> ・中山道周辺地域は、本市の重要な歴史・文化を後世に伝える重要な地区であり、市民の協力のもと、まちなみ風景の維持・継承を図るとともに、整備にあたっては、歴史的景観に十分配慮していくものとします。 ・地域に点在する豊かな自然景観要素（鬼岩公園、木曽川など）は、積極的な保全に努めます。



第五章の変更に基づき、まちづくり構想図を変更しています。

図 6.5 まちづくり構想図（日吉地域）

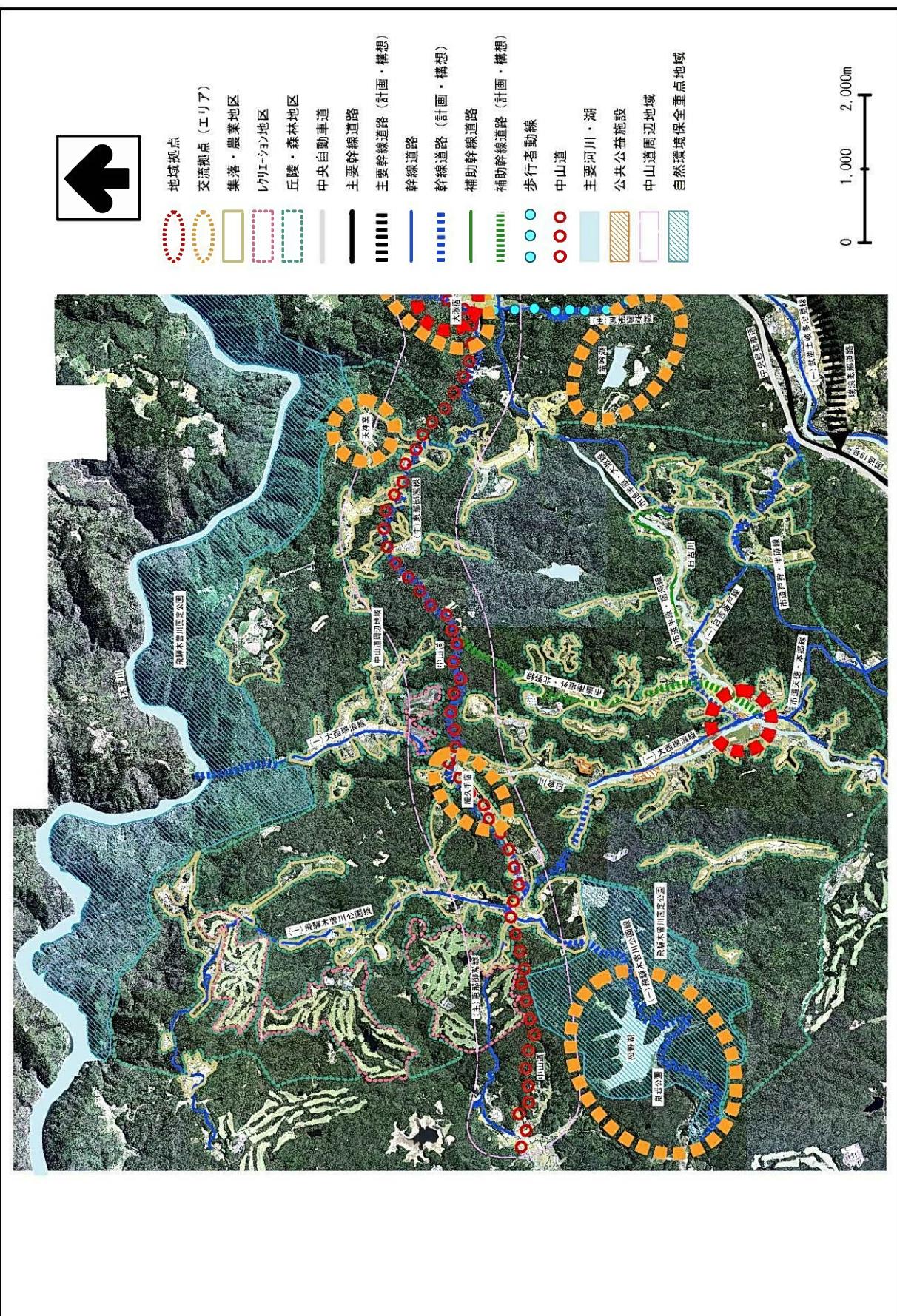


図 6.5 まちづくり構想図（日吉地域）

6-6 大湫地域

1) 将来目標

歴史と自然の交流地域

- 中山道の宿場町にふさわしい歴史性あふれる町並みの保全
- 集落地における良好な居住環境の確保と良好な自然環境の保全

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none">・地域中央の大湫宿を中心に広がる集落・農業地区は、農村基盤整備を推進します。また、生活道路や幹線・補助幹線道路の整備を図ることにより市街地および集落間のネットワークの強化を図ります。・中山道沿道の大湫宿周辺は、本市の貴重な歴史・文化遺産であり、歴史文化交流拠点として保全・活用の推進を図ります。・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、新たな農業形態の導入を検討します。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none">・大湫宿や隣接する日吉地域の観光レクリエーション拠点群のネットワーク化を図るとともに、駐車場や休憩施設の整備を図ります。・森林地域内に位置するゴルフ場は、自然環境の調和に努めるとともに、一体的な観光レクリエーション利用を促進します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none">・地域の約80%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。・特に地域北部の木曽川沿いは、国定公園に指定されており、自然環境保全重点地域と位置づけ環境の保全に努めます。
② 施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">・地域の骨格道路となる(主)恵那御嵩線、(一)大湫恵那線、市道半原大湫線、市道大湫神田線は、幹線道路と位置づけ、道路機能・ネットワーク強化を図ります。・市道刈宿町線など、地域開発と市民生活の充実および周辺地区との連携を強化する補助幹線道路における、道路機能の維持・整備充実を図ります。・地域内の集落における幹線道路へのアクセスなど、主要な生活道路の機能強化・整備充実を図ります。

↑第五章の変更に基づき、将来目標及び土地利用の方針、施設整備の方針の内容について修正しています。

6-6 大湫地域

1) 将来目標

歴史と自然の交流地域

- 中山道の宿場町にふさわしい歴史性あふれるまちなみの保全
- 集落地における良好な居住環境の確保と良好な自然環境の保全

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域中央の大湫宿を中心に広がる集落・農業地区は、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・中山道沿道の大湫宿は、歴史・文化遺産として保全に努めるとともに、観光等の交流の拠点として整備・活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・大湫宿では、駐車場や休憩施設を整備しており、隣接する日吉地域の細久手宿をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約80%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。 ・特に地域北部の木曽川沿いは、国定公園に指定されており、自然環境保全重点地域と位置づけ環境の保全に努めます。なお、観光資源としての整備についても周辺環境への配慮を図ります。
	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の骨格道路となる（主）恵那御嵩線、（一）大湫恵那線、市道半原・大湫線、市道大湫・神田線は、幹線道路と位置づけ、道路機能・ネットワーク強化を図ります。 ・地域内の集落における幹線道路へのアクセスなど、主要な生活道路の機能強化・整備充実を図ります。 ・JR釜戸駅周辺へアクセスする歩行者動線を確保します。
② 施設整備の方針		

2) 地域別のまちづくり方針

③地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none">・大湫宿などの歴史・文化資源の保全・整備により本市の歴史・文化ゾーンを形成します。・希少な植生植物である「シデコブシ」や「ヒツツバタゴ」の保全を図ります。
④景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none">・中山道周辺地域は、本市の重要な歴史・文化を後世に伝える重要な地区であり、市民の協力のもと、建築物・工作物整備にあたっては、歴史的景観に十分配慮していくものとします。・地域北部の木曽川については、国定公園に指定される自然景観を有しており、保全景観要素として位置づけます。

↑第五章の変更に基づき、地域環境の保全創出の方針及び景観形成の方針の内容について修正しています。

2) 地域別のまちづくり方針

③地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none">大湫郵便局などの公共公益施設や日常的な商業施設が集積する地区を「地域拠点」として位置づけ、地域の中心となるコミュニティ施設の整備・充実や生活利便施設の誘導を図ります。大湫宿などの歴史・文化遺産の保全・整備により、観光等の交流拠点を形成します。希少な植生植物である「シデコブシ」や「ヒトツバタゴ」の保全を図ります。
④景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none">中山道周辺地域は、本市の重要な歴史・文化を後世に伝える重要な地区であり、市民の協力のもと、まちなみ風景の維持・継承を図るとともに、整備にあたっては、歴史的景観に十分配慮していくものとします。地域北部の木曽川沿いは国定公園に指定されており、自然景観の保全に努めます。

四・現行計画

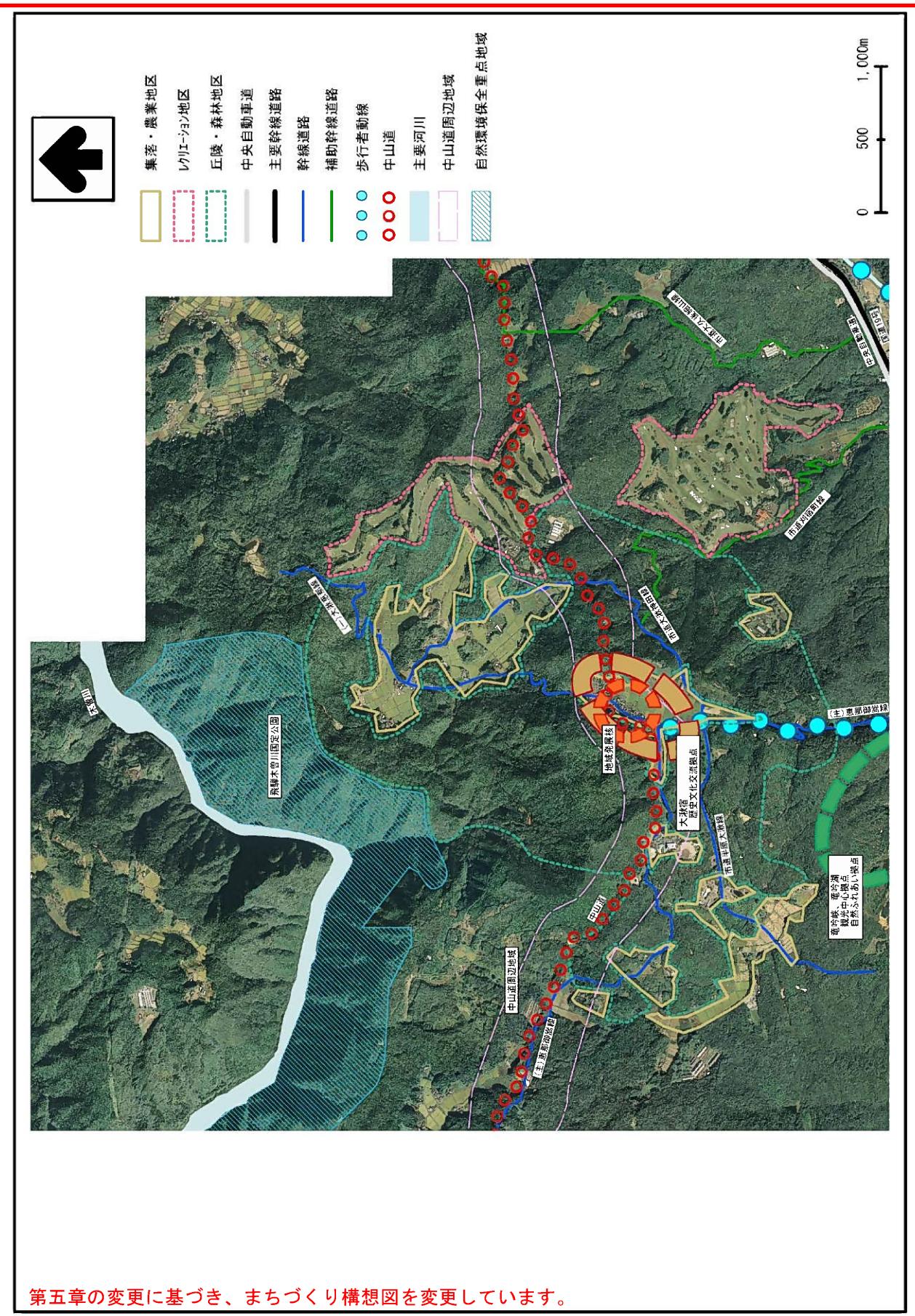


図 6.6 まちづくり構想図（大湫地域）

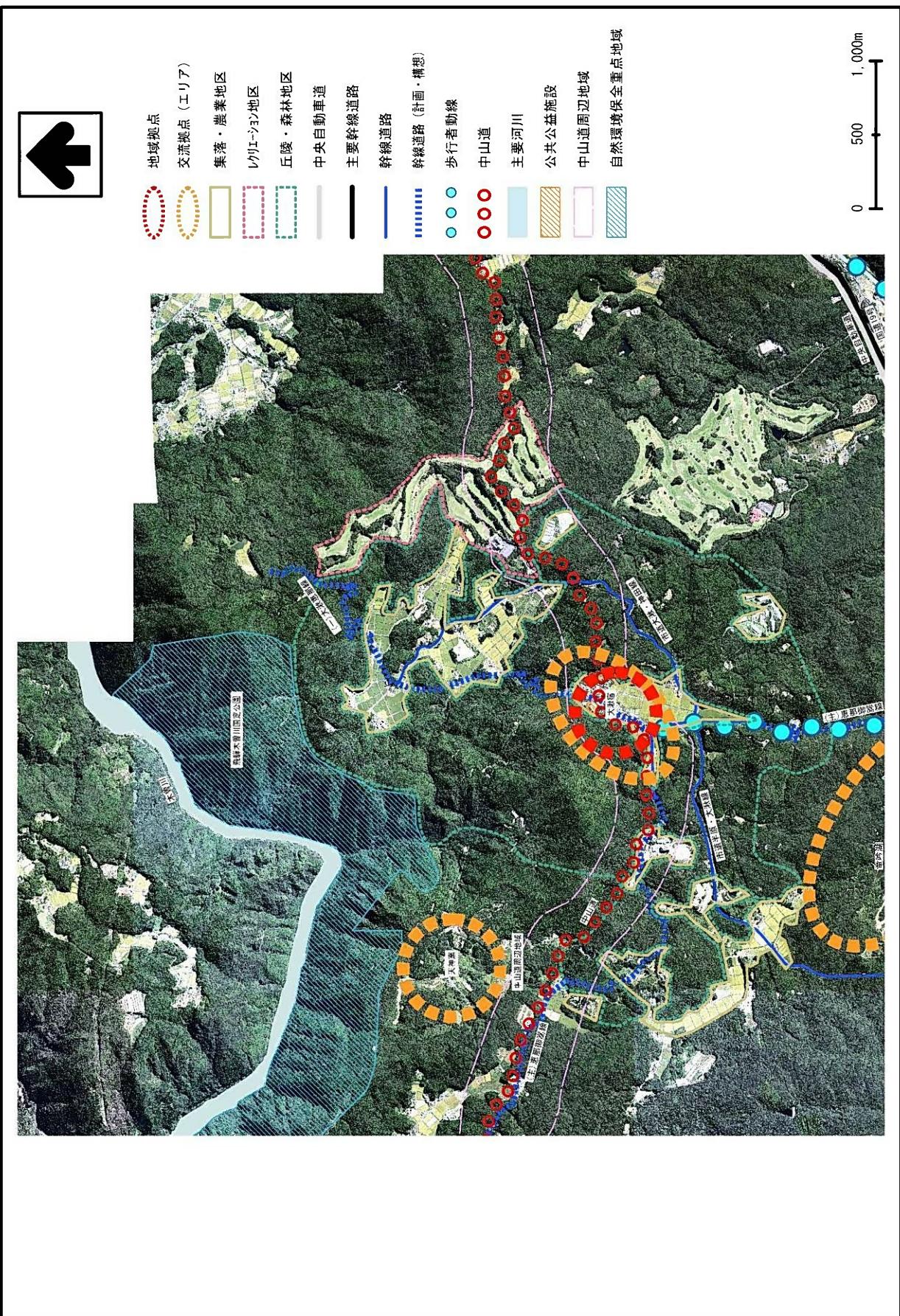


図 6.6 まちづくり構想図（大井地域）

6-7 釜戸地域

1) 将来目標

ふれあいとゆとりの交流地域

- 釜戸駅南東部を核とした地域の活性化に資する拠点の形成
- 集落地における良好な居住環境の確保と良好な自然環境の保全

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地 利 用 の 方 針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none">・地域中央の土岐川、佐々良木川沿いは集落・農業地区であり、生活道路・下水道などの生活基盤施設を整備するとともに、幹線・補助幹線道路の整備を図ることにより、地域間・集落間のネットワークの強化を図ります。・JR釜戸駅周辺は、集落も多く、今後の（仮称）瑞浪恵那道路の整備などを踏まえ、土岐川左岸の農用地は、地域発展核としての整備とあわせ、長期的には都市的土地区域への転換を図るゾーンとします。・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、新たな農業形態の導入を検討します。・地域東部の国道19号北側の基盤整備された一団の住宅地および宅地化のみられる別荘地は、優良宅地地区として位置付けます。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none">・観光中心拠点として位置づけられる竜吟峡は、竜吟湖の水質浄化に努め、自然に親しむネイチャーエクスペリエンスゾーンとして一体的な整備・保全を図ります。・森林地域内に位置するゴルフ場は、自然環境の調和に努め、周辺環境に配慮した維持・保全の誘導を図るとともに、これらと共に観光資源の開発を推進します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none">・地域の約70%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

↑第五章の変更に基づき、土地利用の方針の内容について修正しています。

6-7 釜戸地域

1) 将来目標

ふれあいとゆとりの交流地域

- 釜戸駅南東部を核とした地域の活性化に資する拠点の形成
- 集落地における良好な居住環境の確保と良好な自然環境の保全

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域中央の土岐川、佐々良木川沿いは、集落・農業地区であり、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・JR釜戸駅周辺は、今後の瑞浪恵那道路の整備などを踏まえ、土岐川左岸の農用地は、長期的には都市的土地利用への転換を図るゾーンとします。 ・東部の国道19号北側で基盤整備された一団の住宅地および南部の宅地化のみられる別荘地は、優良宅地地区として位置づけ、良好な住宅地の形成を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・竜吟峡は、自然環境の保全や水質浄化に努めるとともに、自然に親しむネイチャーエクスペリエンス（交流エリア）として一体的な整備・保全を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約70%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">・国道19号を補完し、東西の連携を強化するため「(仮称) 瑞浪恵那道路」を主要幹線道路に位置づけ、地域の活性化を誘導します。・地域の骨格を形成する(主) 恵那御嵩線および(主) 多治見恵那線を幹線道路と位置づけ、地域内外のアクセス機能強化を図ります。・竜吟峡および南部の観光レクリエーションゾーンへのアクセスを強化するため市道神徳1号線の整備を推進します。また、釜戸地区における生活環境の改善に寄与する補助幹線道路の整備を図ります。・JR釜戸駅周辺地区を起点とし、北部の中山道周辺地域にアクセスする歩行者動線を確保します。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">・「竜吟峡特別緑地保全地区」については、地域内の風土を維持し、自然環境の保全に努めます。・JR釜戸駅周辺地区において、良好な居住環境の実現を図るべく、公園・緑地の設置を図ります。
③地域環境の保全創出の方針		<ul style="list-style-type: none">・JR釜戸駅周辺地区においては、都市的空間づくりの中心となる「地域発展核」として整備を図ります。・土岐川の親水空間整備や、新たな近隣公園の整備など公共空間整備の推進により、「地域発展核」の形成に向けた実現性を高めます。
④景観形成の方針		<ul style="list-style-type: none">・「地域発展核」を中心とする都市空間では、市民の協力のもと、建築意匠、敷地内緑化の推進などにより、地域の個性を活かした景観づくりに努めます。・地域内に点在する豊かな自然景観要素は保全に努めます。特に竜吟峡、屏風山周辺を自然環境保全重点地域として位置づけ保全に努めます。・土岐川の河川景観は、周辺の田園風景と調和した水辺空間として保全・活用を図ります。・北部へつなぐ歩行者動線には、良好な自然景観を活かしたうるおいのある歩行者空間を創出していきます。

↑第五章の変更に基づき、施設整備の方針、地域環境の保全創出の方針及び景観形成の方針の内容について修正しています。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> 国道19号を補完し、東西の連携を強化するため瑞浪恵那道路を、主要幹線道路に位置づけ、整備を促進するとともに、地域の活性化を誘導します。 地域の骨格を形成する（主）恵那御嵩線および（主）多治見恵那線、（一）武並土岐多治見線を幹線道路と位置づけ、地域内外のアクセス機能強化を図ります。 竜吟峡および南部の観光レクリエーションゾーンへのアクセスを強化するため市道神徳1号線の整備を推進します。また、釜戸地区における生活環境の改善に寄与する生活道路の整備を図ります。 JR釜戸駅周辺地区を起点とし、北部の中山道周辺地域にアクセスする歩行者動線を確保します。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 「竜吟峡特別緑地保全地区」については、地域内の風土を維持し、自然環境の保全に努めます。
③地域環境の保全創出の方針		<ul style="list-style-type: none"> JR釜戸駅周辺地区は、都市的空間づくりの中心となる「地域拠点」として整備するとともに、地域の中心となるコミュニティ施設の整備・充実や生活利便施設の誘導を図ります。 土岐川の親水空間整備や、新たな近隣公園の整備など公共空間の整備推進により、「地域拠点」の形成に向けた実現性を高めます。 構想段階の（仮）釜戸道の駅については、実現化に向けて検討を進めます。
④景観形成の方針		<ul style="list-style-type: none"> 「地域拠点」を中心とする都市空間では、市民の協力のもと、建築意匠、敷地内緑化の推進などにより、地域の個性を活かした景観づくりに努めます。 地域内に点在する豊かな自然景観要素は保全に努めます。特に竜吟峡、屏風山周辺は、自然環境保全重点地域として保全に努めます。 土岐川の河川景観は、周辺の田園風景と調和した水辺空間として保全・活用を図ります。 北部へつなぐ歩行者動線には、良好な自然景観を活かしたうるおいのある歩行者空間を創出していきます。

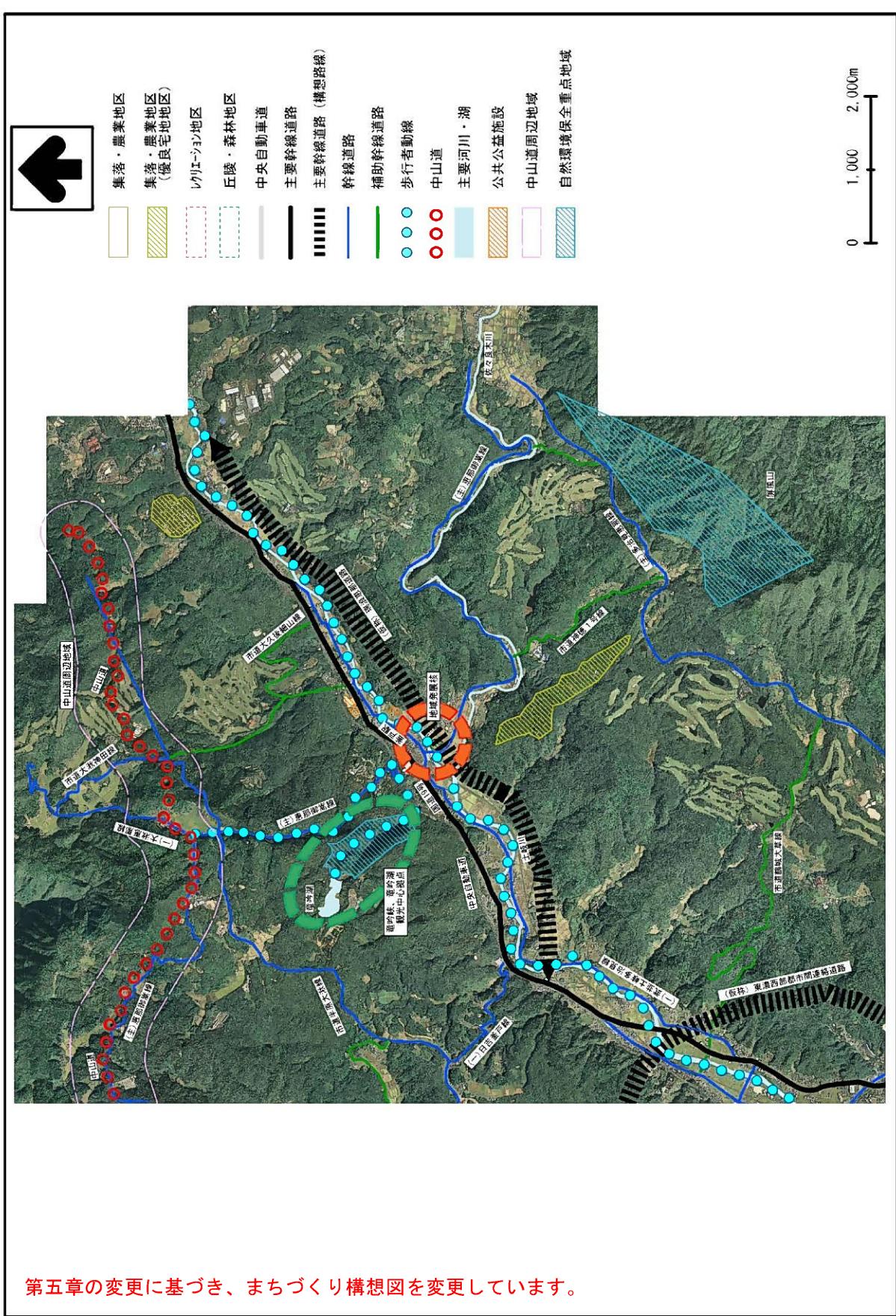


図 6.7 まちづくり構想図（釜戸地域）

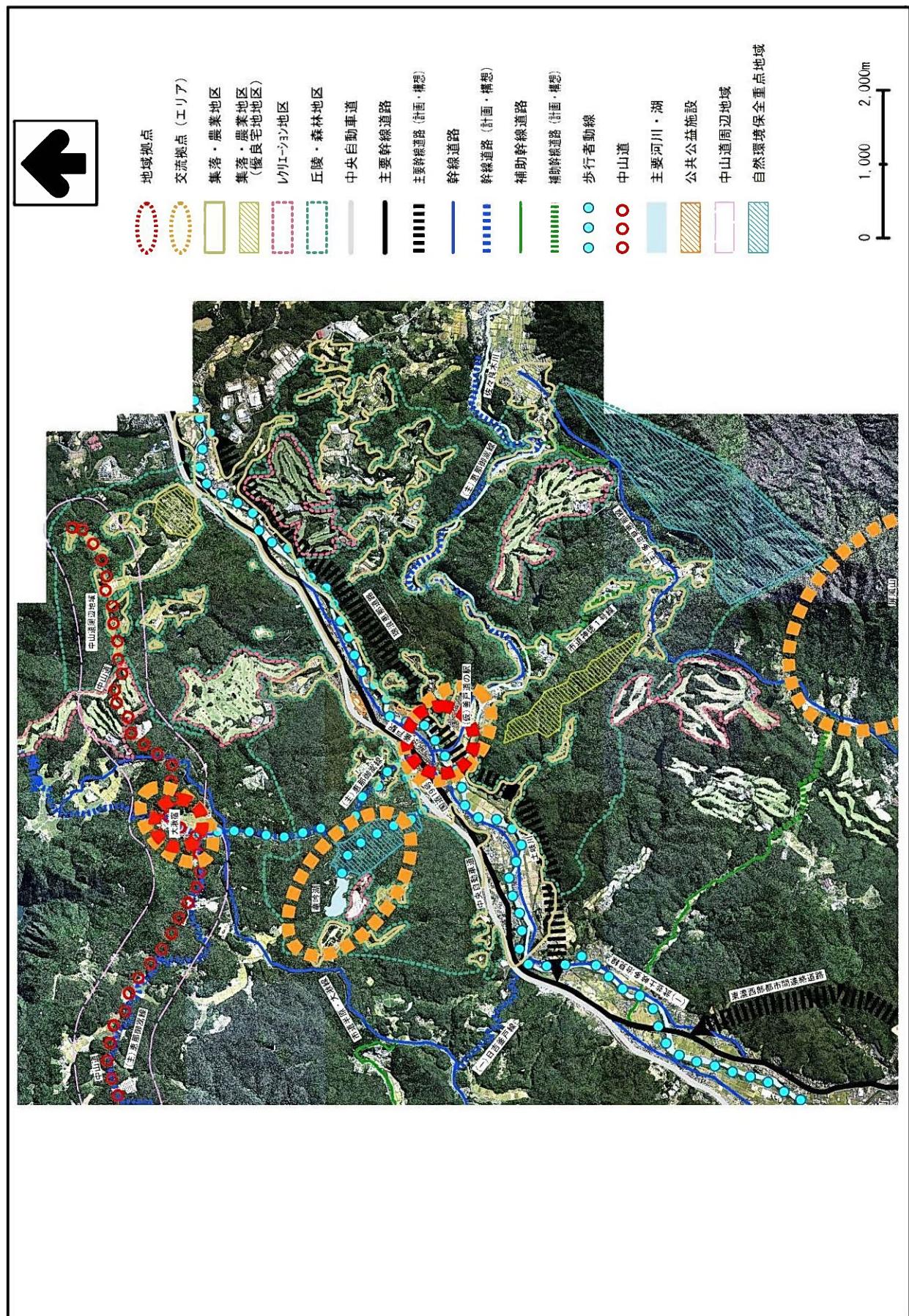


図 6.7 まちづくり構想図（金戸地域）

6-8 稲津地域

1) 将来目標

里山と語らいの交流地域

- 都市住民が自然とふれあえる空間づくり
【屏風山一帯、周辺の優良農地、小里城跡】
- 集落地における良好な居住環境の確保と良好な自然環境の保全

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地 利 用 の 方 針	◆集落・農業 地区	<ul style="list-style-type: none">・地域中央の小里川、萩原川沿いを中心に集落・農業地区が位置しており、生活道路や下水道などの生活環境施設の整備を推進するとともに、幹線・補助幹線道路の整備を図ることにより、地域間・集落間のネットワークの強化を図ります。・「南北都市軸」である（主）瑞浪大野瀬線と（主）多治見恵那線の交差する集落地を、地域の中心となる地域発展核として位置づけ、田園環境と調和した魅力ある集落を形成します。（地域発展核を中心とする集落地は基盤整備を積極的に図ることにより、長期的には都市的土地利用を誘導するゾーンとします。）・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、新たな農業形態の導入を検討します。
	◆レクリエ ーション 地区	<ul style="list-style-type: none">・南北都市軸を基本として、地域発展核、小里城跡、小里城大橋等を結ぶ新観光軸を設定し、観光資源の整備・充実を図ります。・森林地域内に位置するゴルフ場は、自然環境の調和に努め、周辺環境に配慮した維持・保全の誘導を図ります。
	◆丘陵・森林 地区	<ul style="list-style-type: none">・地域の約75%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

↑第五章の変更に基づき、土地利用の方針の内容について修正しています。

6-8 稲津地域

1) 将来目標

里山と語らいの交流地域

- 都市住民が自然とふれあえる空間づくり
【屏風山一帯、周辺の優良農地、小里城跡】
- 集落地における良好な居住環境の確保と良好な自然環境の保全

2) 地域別のまちづくり方針

①土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域中央の小里川、萩原川沿いを中心に集落・農業地区が位置しており、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・「南北都市軸」である（主）瑞浪大野瀬線と（主）多治見恵那線の交差する集落地を、地域の中心となる「地域拠点」として位置づけ、田園環境と調和した魅力ある集落を形成します。（「地域拠点」を中心とする集落地は基盤整備を積極的に図ることにより、長期的には都市的土地利用を誘導するゾーンとします。）
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・「南北都市軸」を基本として、「地域拠点」、小里城跡、小里城大橋等を結ぶ新観光軸を設定し、観光資源の整備・充実を図ります。 ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約 75%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">東西に隣接する都市との連携強化を図るため、国道19号を補完する路線を(仮称)東濃西部都市間連絡道路として主要幹線道路に位置づけ、あわせて地域の活性化を誘導します。南北都市軸である(主)瑞浪大野瀬線のほか、(主)多治見恵那線、(主)瑞浪上矢作線を幹線道路として位置づけ、地域の連絡性を強化します。(主)瑞浪大野瀬線をサポートし、(仮称)東濃西部都市間連絡道路へのアクセス道路となる市道益見羽広線を補助幹線道路として位置づけます。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">地域発展核内において、良好な居住環境の実現を図るべく、新たな公園・緑地の設置を図ります。地域の中心を南北に流れる小里川は、すでに整備済みであり、今後は、これを保全するとともに必要に応じて修景等をおこなうものとします。
③地域環境の保全創出の方針		<ul style="list-style-type: none">都市的空間づくりの中心となる「地域発展核」の整備を推進し、田園と調和した魅力のある地域環境の創出を図ります。小里城跡、屏風山周辺の自然環境保全重点地域では里山の自然の維持・森林の健全な育成に努め、特に屏風山周辺は自然ふれあい拠点として位置づけます。
④景観形成の方針		<ul style="list-style-type: none">「地域発展核」においては、中心性の高い魅力ある田園居住拠点地区の形成を図るため、市民の協力のもと、建築物の意匠や個性的な工作物などにより、独創的な景観を形成します。その他の集落地においても、周辺の環境と調和した魅力ある集落地を形成するため、市民の協力のもと、建築意匠や敷地内緑化などについて景観形成を誘導していきます。小里川は、うるおいある親水空間として、重要な保全景観要素として位置づけます。集落地周辺に広がる丘陵・森林地は、豊かな自然景観を呈しており、保全景観要素として位置づけます。特に自然環境保全重点地域である小里城跡、屏風山周辺については、重要な景観要素として位置づけます。

↑第五章の変更に基づき、施設整備の方針、地域環境の保全創出の方針及び景観形成の方針の内容について修正しています。

2) 地域別のまちづくり方針

②施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none"> 東西に隣接する都市との連携強化を図るため、国道19号を補完する東濃西部都市間連絡道路を主要幹線道路に位置づけ、整備を促進するとともに、地域の活性化を誘導します。 南北都市軸である（主）瑞浪大野瀬線のほか、（主）多治見恵那線、（主）瑞浪上矢作線を幹線道路として位置づけ、集落地内の安全性の確保や地域の連絡性の強化を促進します。 （主）瑞浪大野瀬線をサポートし、東濃西部都市間連絡道路へのアクセス道路となる市道益見・羽広線を補助幹線道路として位置づけます。 地域内の集落における幹線道路へのアクセスなど、主要な生活道路の機能強化・整備充実を図ります。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中心を南北に流れる小里川は整備済みであり、今後は、これを保全するとともに必要に応じて修景等をおこなうものとします。
③地域環境の保全創出の方針		<ul style="list-style-type: none"> 都市的空間づくりの中心となる「地域拠点」の整備を推進し、田園と調和した魅力のある地域環境の創出を図るとともに、地域の中心となるコミュニティ施設の整備・充実や生活利便施設の誘導を図ります。 小里城跡、屏風山周辺の自然環境保全重点地域では里山の自然の維持・森林の健全な育成に努め、特に屏風山周辺は、自然とのふれあいの場（交流エリア）として保全・有効活用を図ります。
④景観形成の方針		<ul style="list-style-type: none"> 「地域拠点」においては、中心性の高い魅力ある田園居住拠点地区の形成を図るため、市民の協力のもと、建築物の意匠や個性的な工作物などにより、独創的な景観を形成します。 その他の集落地においても、周辺の環境と調和した魅力ある集落地を形成するため、市民の協力のもと、建築意匠や敷地内緑化などについて景観形成を誘導していきます。 小里川は、うるおいある親水空間として、河川景観の保全に努めます。 集落地周辺に広がる丘陵・森林地は、豊かな自然景観を呈しており、保全に努めます。特に、小里城跡、屏風山周辺は、自然環境保全重点地域として保全に努めます。

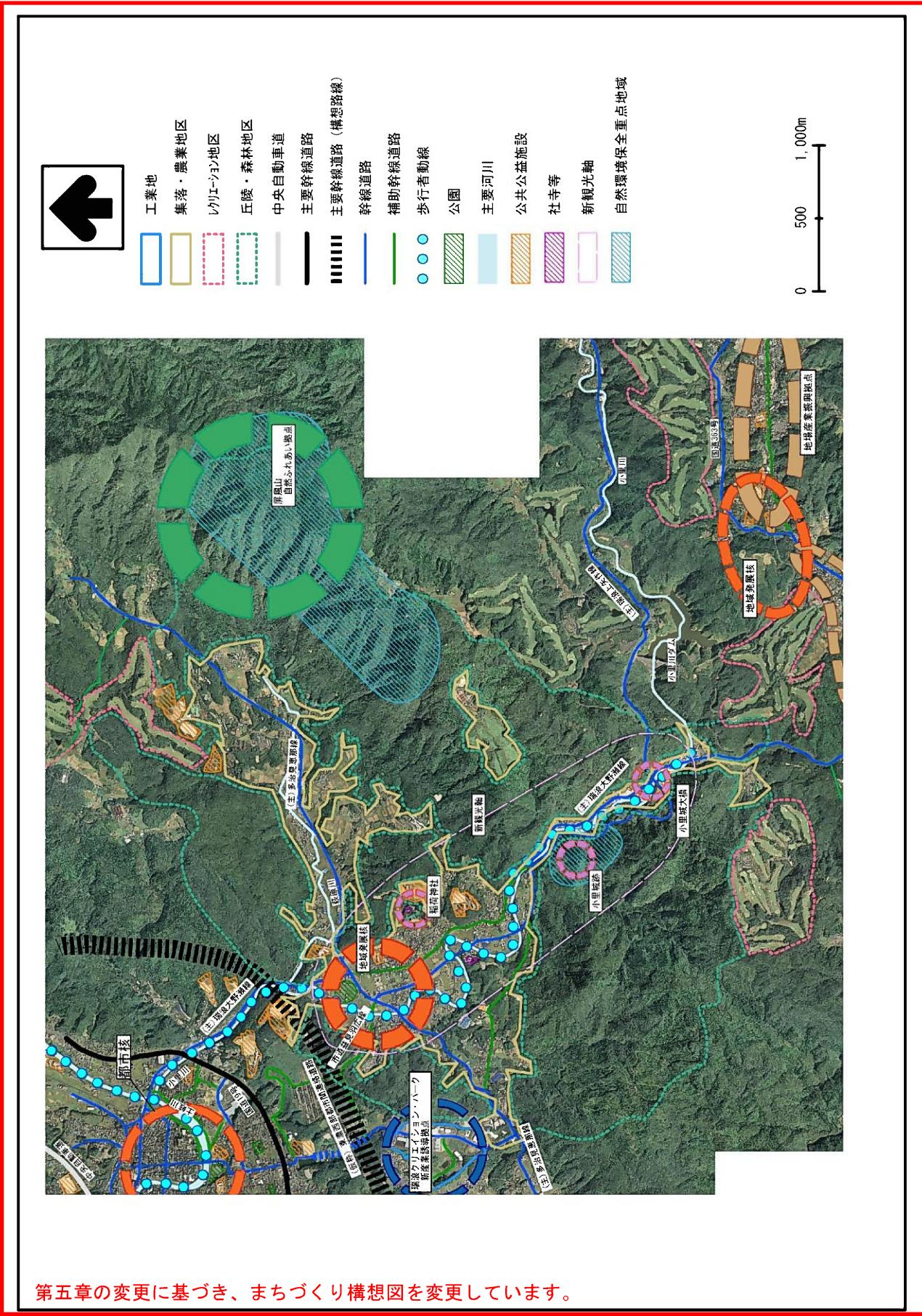


図 6.8 まちづくり構想図（稻津地域）

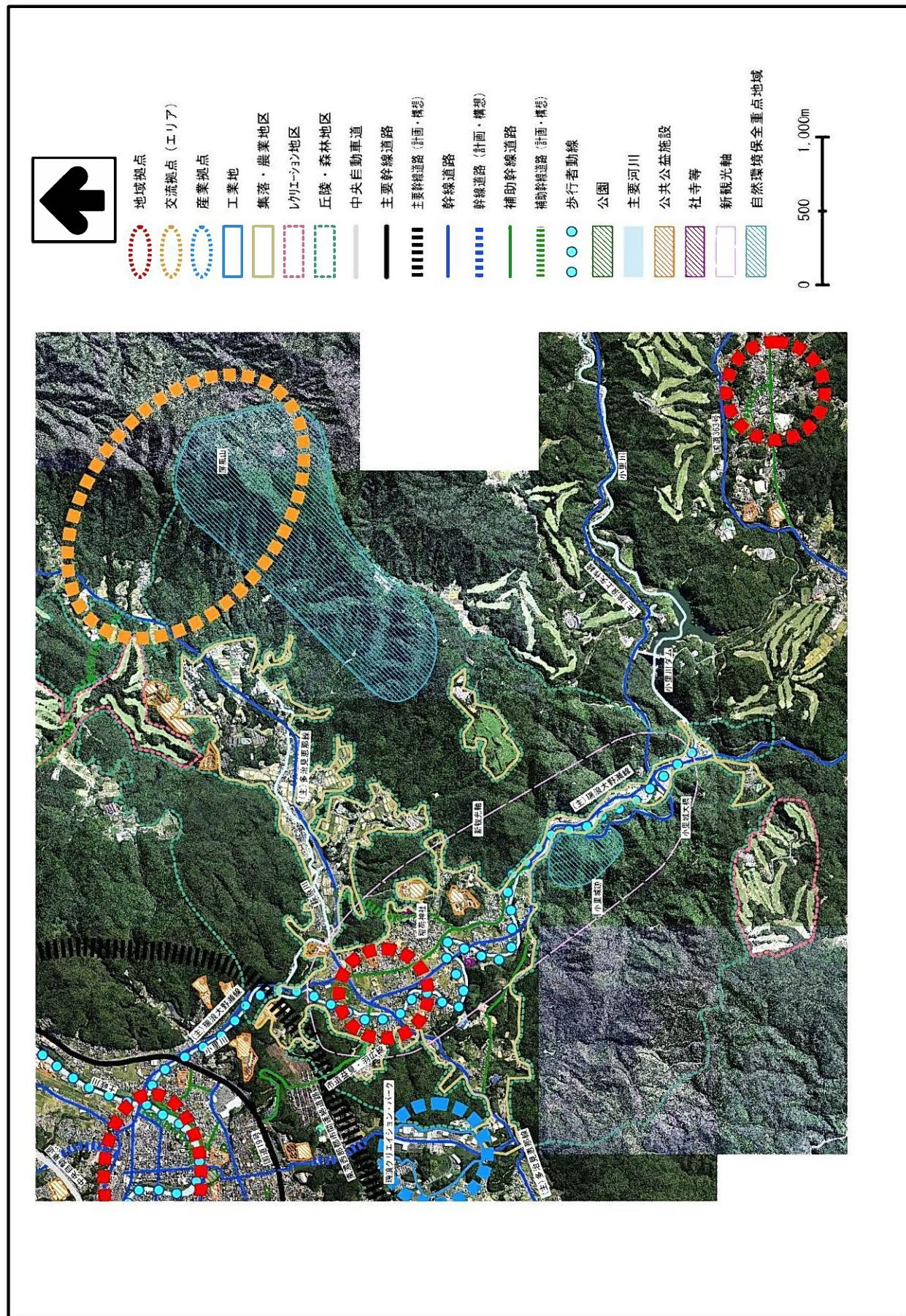


図 6.8 まちづくり構想図（稻津地域）

6-9 陶地域

1) 将来目標

焼き物文化ともてなしの交流地域

○中馬街道の面影が残る町並みを維持しつつ、集落地における良好な居住環境の確保

○営農環境の向上と良好な自然環境の保全

○陶器産業を活用した交流拠点の形成

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none">・国道363号沿道を中心として、集落・農業地区があり、生活道路および、幹線・補助幹線道路の整備を図ることにより、地域間・集落間のネットワークの強化を図ります。・集落地区において、特に中小の陶器工場と住宅等が混在する地区にあっては、生産・居住環境の維持・向上に努めます。・地域西部の土取跡地における、土地の有効利用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none">・既存のゴルフ場等は、周辺自然環境に配慮した維持・保全を図るとともに、これらと共存した観光資源の開発を推進します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none">・地域の約70%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。
② 施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">・周辺市町村と連絡する国道363号および国道419号のほか、本市の中北部地域との連絡性を強化する南北都市軸である（主）瑞浪大野瀬線は、幹線道路として位置づけ、通過交通処理アクセス機能等の強化を図ります。また、（主）瑞浪上矢作線についても小里川ダム周辺地区へのアクセスとなる幹線道路として位置づけます。・市道水上猿爪線については、地域のコミュニティ骨格を形成する補助幹線道路として整備、維持管理を図ります。
	◆公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">・地域発展核内において地域特性に応じた公園の整備を図ります。
③ 地域環境の保全創出の方針		<ul style="list-style-type: none">・地域発展核において地域特性に応じた公園の整備など公共空間整備を促進します。・地域南部の緑地を自然環境保全重点地域として位置づけ、これを保全します。
④ 景観形成の方針		<ul style="list-style-type: none">・「地域発展核」は、おりがわ湖など地域の個性を活かし、地域の新たな景観づくりに努めます。・集落地周辺に広がる丘陵・森林地は、豊かな自然景観を呈しており、保全景観要素として位置づけます。

↑第五章の変更に基づき、将来目標、土地利用の方針、施設整備の方針、地域環境の保全創出の方針及び景観形成の方針の内容について修正しています。

6-9 陶地域

1) 将来目標

焼き物文化ともてなしの交流地域

- 中馬街道の面影が残るまちなみを維持しつつ、集落地における良好な居住環境の確保
- 陶器産業を活用した交流拠点の形成
- 営農環境の向上と良好な自然環境の保全

2) 地域別のまちづくり方針

① 土地利用の方針	◆集落・農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・国道363号沿道を中心として、集落・農業地区があり、生活基盤整備や生活に身近な都市機能の誘導に努めるとともに、農業生産基盤の維持・保全を推進し、良好な集落・営農環境の形成を図ります。また、幹線・補助幹線道路の整備により中心部や市内各地域とのネットワークの強化を図ります。 ・基盤整備された優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図ります。 ・集落地区において、与左衛門窯など特に中小の陶器工場と住宅等が混在する地区にあっては、生産・居住環境の維持・向上に努めるとともに、地場産業を生かした交流の場として活用を図ります。 ・西部の土取跡地における、土地の有効活用を図ります。
	◆レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・森林地域内に位置するゴルフ場は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点として活用します。
	◆丘陵・森林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の約70%を占める丘陵・森林地区は、自然環境の保全に努めます。

※2) 地域別のまちづくり方針

2) 地域別のまちづくり方針

② 施設整備の方針	◆道路	<ul style="list-style-type: none">周辺都市と連絡する国道363号および国道419号のほか、本市の中北部地域との連絡性を強化する「南北都市軸」である（主）瑞浪大野瀬線は、幹線道路として位置づけ、機能の強化を図り、地域の活性化を誘導します。（主）瑞浪上矢作線についても小里川ダム周辺地区へのアクセスとなる幹線道路として位置づけます。市道水上・猿爪線、市道西ヶ洞・沢ノ尻線については、地域のコミュニティ骨格を形成する補助幹線道路として整備、維持管理を図ります。
	③地域環境の保全創出の方針	<ul style="list-style-type: none">陶郵便局などの公共施設や日常的な商業施設が集積する地区を地域拠点として位置づけ、地域の中心となるコミュニティ施設の整備・充実や生活利便施設の誘導を図ります。「地域拠点」において地域特性に応じた公園の整備など公共空間整備を促進します。南部の緑地を自然環境保全重点地域として位置づけ、これを保全します。
	④景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none">「地域拠点」は、地域の個性を活かし、新たな景観づくりに努めます。集落地周辺に広がる丘陵・森林地は、豊かな自然景観を呈しており、保全に努めます。

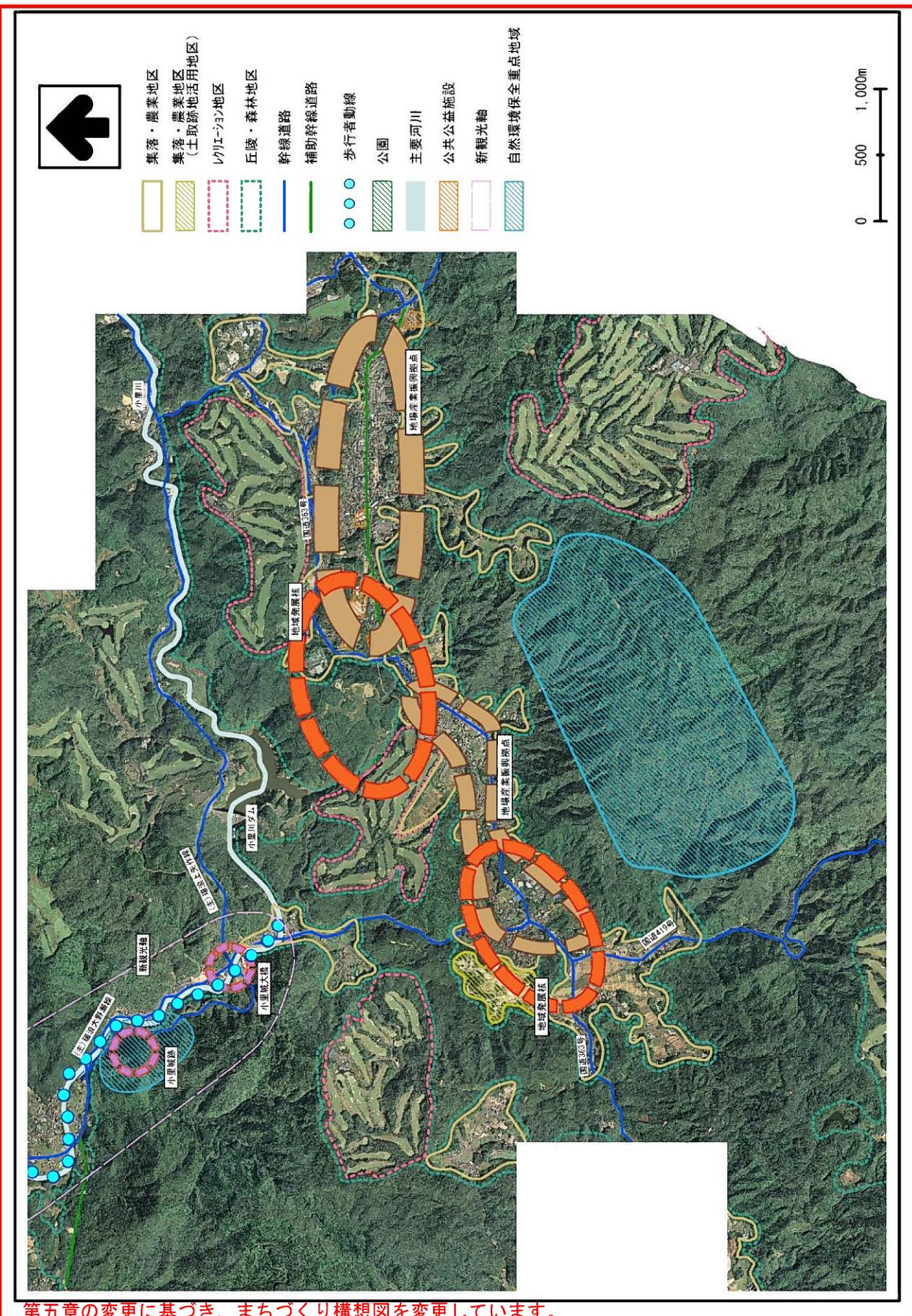


図 6.9 まちづくり構想図（陶地域）

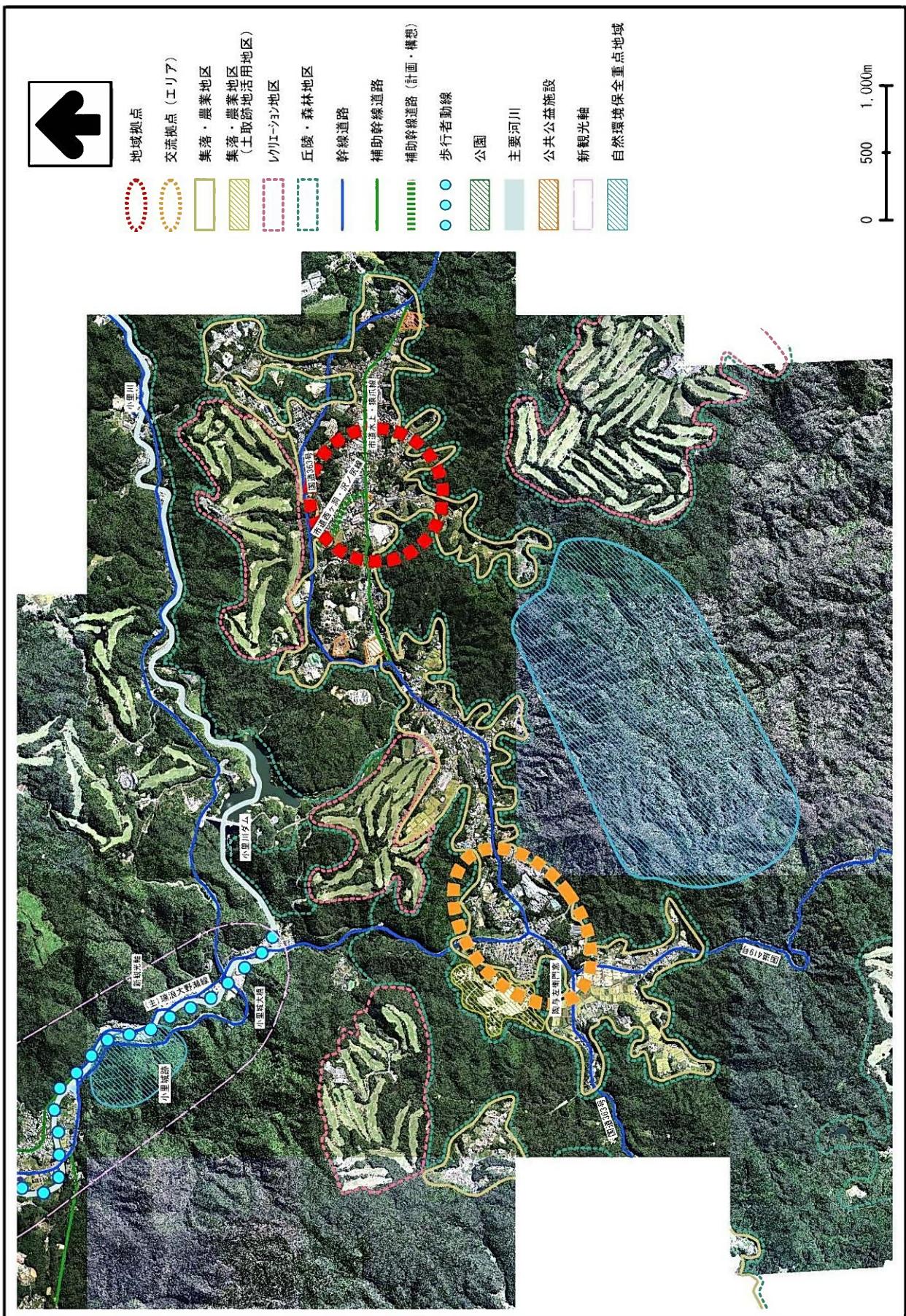


図 6.9 まちづくり構想図（陶地域）